

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る高知県環境影響
評価技術審査会 (2回目) 次第

日時：令和5年1月10日(火) 13時30分から16時30分まで
会場：高知県保健衛生総合庁舎 5階会議室
高知市丸ノ内2丁目4番1号

- | | | |
|-------------|---------------------|---|
| 13:30~13:40 | 1 開 | 会 |
| | 2 挨 | 拶 |
| | 3 議事録署名委員の選出 | |
| | 4 協 議 事 項 | |
| 13:40~13:45 | (1) 経過報告 | |
| 13:45~14:45 | (2) 意見概要書等について事業者説明 | |
| 14:45~14:55 | 【 休 憩 】 | |
| 14:55~16:25 | (3) 質疑・応答 | |
| 16:25~16:30 | 5 連 絡 事 項 | |
| | 6 閉 | 会 |

(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価手続について

1 これまでの手続について

【配慮書手続き】

- 平成 31 年 4 月 19 日 配慮書收受
令和元年 6 月 19 日 配慮書に対する知事意見提出

【方法書手続き】

- 令和元年 9 月 2 日 環境影響評価方法書（以下、方法書という。）收受
令和元年 9 月 3 日 方法書の縦覧
～10 月 4 日
令和元年 9 月 3 日 意見募集期間
～10 月 18 日
令和元年 10 月 30 日 高知県庁内へ意見照会
～11 月 15 日
令和元年 11 月 5 日 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解收受
令和元年 11 月 18 日 土佐清水市及び三原村へ意見照会
～12 月 6 日
令和元年 11 月 18 日 高知県環境影響評価技術審査会へ諮問
令和 2 年 1 月 31 日 方法書について知事意見書提出

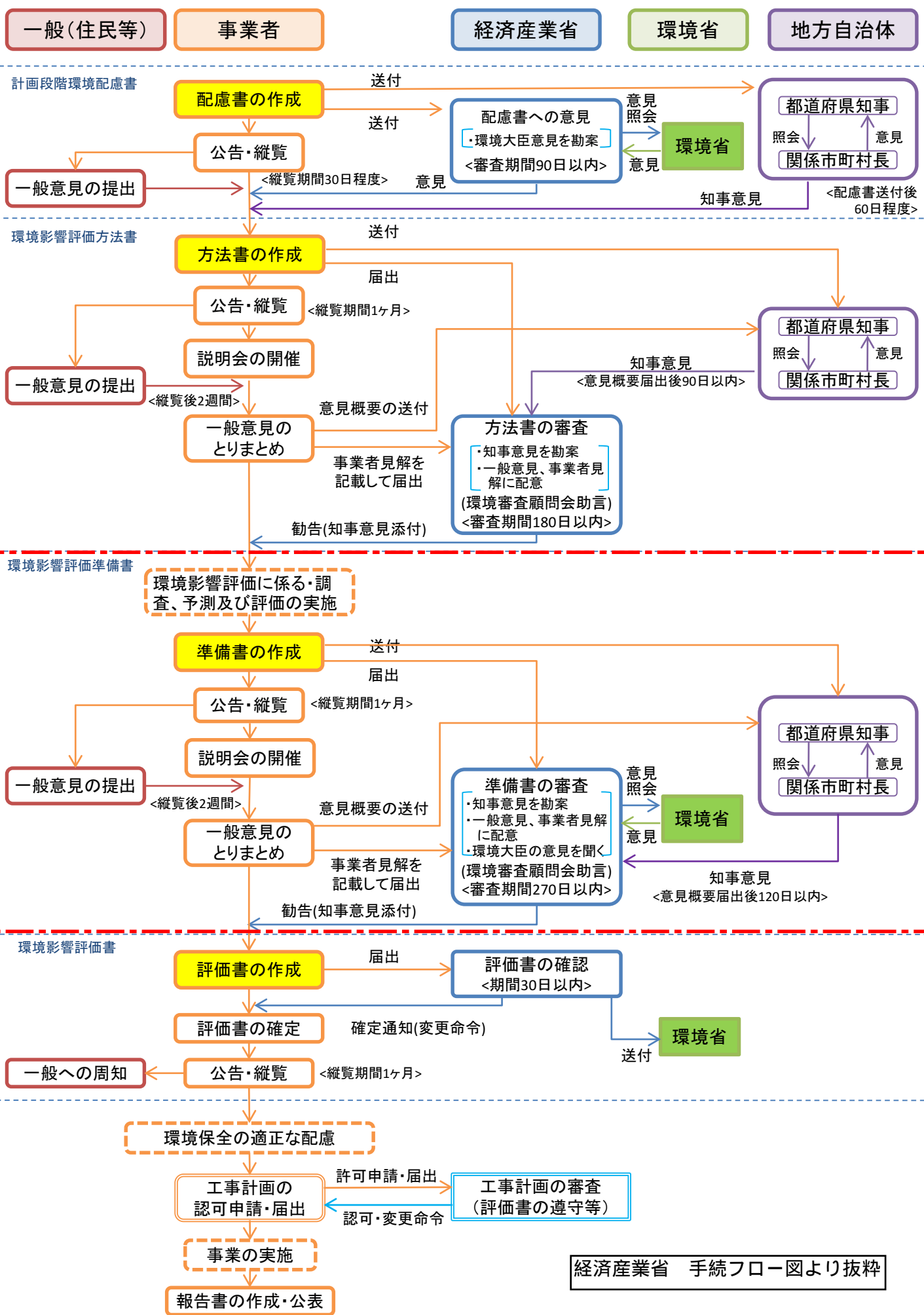
【準備書手続き】

- 令和 4 年 6 月 29 日 環境影響評価準備書（以下、準備書という。）收受
令和 4 年 6 月 29 日 準備書の縦覧（意見募集期間は 8 月 12 日まで）
～7 月 29 日
令和 4 年 9 月 1 日 高知県環境影響評価技術審査会（1 回目）
令和 4 年 9 月 22 日 現地視察
令和 4 年 9 月 24 日 公聴会（土佐清水市会場、三原村会場）
令和 4 年 10 月 28 日 事業者より準備書についての住民等の意見概要收受
令和 4 年 10 月 31 日 関係市村（土佐清水市、三原村）及び庁内関係機関に意見照会
～12 月 1 日
令和 5 年 1 月 10 日 高知県環境影響評価技術審査会（2 回目）

2 今後の手続きについて

- 令和 5 年 2 月下旬 知事意見を提出予定（意見概要書收受後 120 日以内）

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	—
一般国道 林道	4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力1万kW以上	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7,500kW～1万kW — 出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。

「(仮称) 今ノ山風力発電事業」環境影響評価準備書に係る公聴会の
開催記録と公述人意見の概要について (報告)

1. 対象事業の名称

(仮称) 今ノ山風力発電事業 (事業者: 今ノ山風力合同会社)

2. 公聴会の日時及び場所

①令和4年9月24日(土) 午前10時～ 三原村農業構造改善センター

②令和4年9月24日(土) 午後3時～ 土佐清水市中央公民館

3. 出席した公述人の人数および住所(市町村名)

①三原村会場 1名(三原村1名)

②土佐清水市会場 4名(土佐清水市2名、四万十町1名、黒潮町1名)

4. 公述人が述べた意見の概要

別紙のとおり

5. 傍聴者の出席人数

①三原村会場 16名

②土佐清水市会場 13名

(別紙)

①三原村会場

公述人 ●● ●●

●●●●です。よろしくお願いします。

私は、幼少期、大阪の生駒山のふもとの自然豊かなところで、山で駆け回って遊んで暮らしていました。ところが大規模な開発で、山が削られて、今までいた蜚がいなくなったり、山水が涸れるということがありました。そこに10年後いってみると、そこに人はほとんど住んでおらず、閑散とした、山が死んだ状態というのを目の当たりにしています。

私は三原村に6年前に移住してきましたが、その頃は、この風力発電の計画を聞いておらず、家を建てようとしていた矢先に、この風力発電の計画を知りました。今ノ山にある木を切って、それを乾かして、大工さんに製材してもらい、家を建てる寸前までできていますが、この計画によると、建てた家の目の前に、高さ180メートルの風車が建つということで、今、家の建築計画がストップしている状況です。

環境アセスメントの資料によると、今ノ山には、クマタカが生息しているとありました。このクマタカというのは、今ノ山の生態系バランスのトップにあります。この生態系が乱れると、私たちの生活は崩れます。これはどういうことかという、私も小学生のときに、生態系バランスを崩さずに生活するということを勉強し、今の小学生も勉強しているとは思いますが、はじめに三角形のピラミッドの頂点にクマタカなどの猛禽類がいます。その肉食動物から段々下がって、植物を食べる動物、植物、その下に分解者として土壌にある菌があります。その生態系の中に私たち人間の暮らしが成り立っています。クマタカが今ノ山に生息しているという時点で、山の大規模な開発をすべきではないし、してはならないという認識を共通して持つべきだと思います。その今ノ山生態系バランスが崩れるというところから、続けて述べさせていただきます。

今ノ山には日本のなかでも貴重なアカガシなどの天然林があります。そして、高知県内では今ノ山でしか確認されていない日本固有種がたくさん生息しています。ヤクシマトウバナ、サカバサトメシダ、それから、テイショウソウという

絶滅危惧種などがたくさんあります。そのテイショウソウがあるすぐ下を見ると、造られた道が崩れていました。そこは、人が歩けないほど大きな岩が落ちており、通るには、その岩にしがみつき、またがないといけません。その時点で今ノ山の自然破壊が進んでいます。この生態系のバランスが崩れると、この希少植物たちは絶滅してしまいます。事業計画を見ると、その場所を避けて建設をする予定と書いてありますが、人工物ができた時点で生態系のバランスが完全に崩れてしまいます。そして、何よりも今ノ山は私たちの生活する水資源の源泉地があります。この大規模な開発が進むと、水が涸れる恐れがあります。実際に山を削って、水が涸れたところはたくさんあります。この生態系のバランスを崩す一番の要因は、もちろん外来種による食害もありますが、人間が起こす自然破壊です。それが私たちの生活を脅かしています。

次に、この計画地が、林野庁が指定している崩壊土砂流出危険地域であるということです。崩壊土砂流出危険地域とは、いつ崩れてもおかしくないという、過去災害があった場所等、いろいろな条件で指定されていると書かれていました。その崩壊土砂流出危険地域となっているところの土を除き、そこをコンクリートで固めてしまうと、次の降雨時の排水について、人間はコントロールできません。人間の体に血管が通っていて、どこかの血管が詰まると、病気になったりするのと同じです。山にはたくさんの水脈があって、それをコントロールすることは自然の流れでしかできないことであって、そこにコンクリートで固めるという時点で、自然の生態系バランスが崩れてしまいます。

次に、事業計画には盛り土の明確な情報が全く記されていませんでした。それには、最近では、事業者が三原村の谷間にある農地や、山あいのスペースに盛り土を盛らせてくれないかと三原村の人たちに話をしているみたいです。その時点で、私たち三原村の生活もいつ、その処理した土が、大雨で流れてくるかもわからないですし、そうした未曾有の事態に対応しきれないという状態になってくるのではと思います。このような事業計画では、私たちの山の上に、大規模な風力発電の開発をしてもらっては、安心した生活ができないと思っております。最近では、各地で風力発電事業の話が出ているみたいですが、景観が悪くなるのでやめてくださいといった、住民の反対意見で、どんどん中止になっています。いろんな記事を見ても、「中止ドミノ」という言葉が流行っているぐらい、たく

さん風力発電の話が挙がっていますが、景観が損なう等の住民の反対意見により、計画が中止になっていっています。そのなかで、私が事業者に景観が損なわれるという話をすると、「エコな風景だと思ってください」と言われました。エコな風景というのは、事業者さんが勝手につくった言葉であって、私たちの生活には、必要の無い景観になるので、事業者側の偏見で回答すること自体、私たち住民との対話を図った事業計画ではないと思います。

今回の事業計画が19万3千kwというなかで、はじめにちいさな規模からどんどん大きくなったというなかで、四国電力さんのところに送電する基地が、今ノ山界限では飽和状態で、今後この計画でつくられた電力は、高圧線をつくり、愛媛県まで引っ張っていく、その送電線の費用を上乗せするために大規模な計画になったと事業者さんが言ってました。その時点で再生エネルギーの根本である、CO2削減どころか、送電線を設置する際に、大量にCO2を排出してしまう工事になることから、この計画自体がおかしいと考えます。

三原村では里山づくりや、お米のブランド化など、村一丸となって取り組みを進めていますが、こういった大規模な風車が設置されてしまうと、生態系のバランスが崩れますし、里山という言葉が使えなくなってしまいます。そういう意味でもこの大規模な開発を三原村、土佐清水市で行ってはダメだと考えています。

例えば、今ノ山のなかの保安林を解除してしまうと、何が起こるかわからない、想定外のことが起こってしまうので、この保安林の解除自体も、許可を高知県知事は出してはいけないことだと思っておりますので、ご了承をお願いします。

最後に、私たちはこういった生活をするなかで、景観が阻害されたり、実際、音が気になって眠れないといった、日本全国で被害を訴える人がいるなか、建ってしまったからでは遅いんですね。この事業計画が上がっている段階で、しっかりとした情報提供と、住民からの意見をしっかり聞いていただいたうえで、規模を縮小するとか、危険区域外に建てる、クマタカがいないところに建てる、既に生態系バランスが崩れているところに建てるというのであれば、住民の反対意見がない限り建ててもいいとは思いますが、三原村、土佐清水市では、大規模な風力発電の設置により、実際に生活が脅かされるので、反対している人たちの意見が沢山あります。その時点で事業者は、反対している人たちと対話を重ね、説得するのか、事業を撤退するのか、このまま事業を強引に進めていくことはや

めてほしいと思います。

実際被害を受けている人たちの話を聞くと、睡眠障害ということが一番聞きます。三原村は山のそよ風や鳥の鳴き声、水の流れる音が聞こえるくらいとても静かなところですが、風車の音は、それらと同じくらいなので気にならないと思いますと事業者さんは言っていましたが、実際気になって眠れないという人がいる時点で障害が発生しているわけです。眠れなくなれば、様々なストレスが誘発され、さらなる体調の被害がでてきます。そういった被害を防ぐための対応が確実に保証されなければ、この事業を進めるべきではないと思います。

以上です。

②土佐清水市会場

公述人1 ●● ●● 氏

●●●●と申します。早速ですが公述を述べさせていただきます。

まず、環境アセスメントデータベースによって、この計画区域内を確認しますと、自然度9の自然林が分布しています。これは10段階のうちの9です。このような自然度の高い森林の広範囲な伐採行為は、自然環境保全上行うべきではないと考えます。

雷マップでは、年平均163.1から263.2と非常に多く、特に夏場の発生が多いことから、落雷やそれによる火災の発生が懸念されます。これは2017年8月に発生した風車の火災事故ですけれども、このように火の粉が風車と一緒に回ってあちこちに飛び回るといふそういう懸念があります。火災が発生した際にはどのように消火するのかが書かれておりませんので、そういった所を明確にすべきだと考えます。

計画区域の中心部には、国指定の鳥獣保護区がありまして、改変することにより生息地放棄やバードストライクの危険性が高まると懸念します。計画区域内には多種多様な動植物が確認されており、サシバ、クマタカが対象事業実施区域およびその周辺に広く確認されています。単に多い少ないだけで評価基準を判断しておりますが、生息地放棄や営巣放棄、古巣が確認されております。バードストライクの危険性、クマタカの餌資源である野ウサギの糞粒も記録されており、生物多様な地域であることが確認されております。また、高知県の県鳥であるヤイロチョウも確認されているため、風車の基数を減らすなどの処置では対応できず、このような生態系を大きく変化させるような計画は、馴染むところがありません。

計画区域の大部分が国有林で水源かん養保安林であり、改変することによって

土砂崩れや保水能力の変化などが懸念されます。計画地の周囲には砂防指定地、砂防設備を擁する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地が複数存在し、改変することで大雨による土砂の流入が懸念され、広範囲に渡り災害の危険性が懸念されております。計画地の外側に10箇所の崩壊土砂流出危険地区が指定されております。上記同様、改変により二次災害の危険性が懸念されます。

水質検査について、通常時、降雨時の結果では問題はありません。しかしながら風車建設にあたっては、工所用道路やヤードの土地改変により、大雨などの降雨時に計画地を上流とした12の集水域14河川へ土砂の流入による影響が出る可能性があります。貯水池を設けるという説明でありましたが、時間雨量何ミリ、降り始めから総雨量まで耐えられるのかが不明です。雨量計算では、10年確率雨量を超える降雨は最近3年間では観測されていないとされておりますが、近年はそれ以上の豪雨にみまわれることがあります。そのことから、30年50年確率といった安全に対するハードルを上げるべきではないでしょうか。造成などの施工により、水の濁りが一時的に発生することとなっており、沈砂地は適切な数を設置し、問題が生じた場合には迅速に対応することとなっておりますが、発生した場合どのような対処を行うのか具体的なことは不明であります。当地では、今回使用するとされる林道を作設する際に、上野地区の河川、用水路が濁り、飲料水にも影響が出たとの聞き取りを行っております。また、高知県大豊町にあるキャンプ場では、山から湧き出る水を活用しておりましたが、風車の基礎工事を行ったあたりからその水が枯れてしまい、現在では雨水を溜めるタンクを設けて水を確保していると聞きました。本計画では水脈についての調査影響予測が一切示されておきませんが、基礎を決定するボーリングが行われたあとに水が枯れてしまった場合にどのような対処をするのか、それが不明であります。

予測結果では、風車の影にかかる3戸については、年間8時間を超過する結果が出ており、植生や構造物によっておおむね遮断されることとなっておりますが、

植生や建造物は変化する可能性があり、事業の長期間にわたりその状況が一定しているとは言い難いです。そのことから、影響が出ないように風車の位置を変更すべきであると考えます。

今ノ山遊歩道への改変は、事業者の一方的な都合であり、利用者には全く関係がないことでもあります。古くから親しまれている今ノ山風景林への環境影響が無いとは言っていない以上、地元住民としては極めて不可解であり、容認できるものではありません。今ノ山の樹木伐採については、環境省の特定植物群落に指定されている重要な群落であることからして、山林の伐採は事業の都合であり、自然破壊以外の何ものでもなく、極力回避に努めるのではなく、1本の伐採も許されません。

自然再生事業実施地域の海域部にある竜串海域公園へ土砂が流入し、2001年に発生した高知県西南豪雨災害のように、サンゴ群衆が壊滅したり濁りがとれない事態となった場合、どのような対処および住民の生活保障を行うのか。風力発電施設との因果関係をどのように調査し、いかにして住民の理解を得られるのか、そういう回答をいかに出していくのか、それが不明であります。また、土佐清水ジオパークのジオサイトの環境が損なわれたり、イメージダウンによってジオパークの認定が取り消された場合、事業者としてどのような対処を行うのか。

20年後の撤去に際し、撤去費用の積み立てが義務付けられているという説明でありましたが、今ノ山風力合同会社が解散した場合、出資元のどの事業者がその責任を担うのか。また、撤去を保証するための土佐清水市との協定の締結はあるのか、それを教えていただきたいと思います。以上です。

②土佐清水市会場

公述人2 ●● ●● 氏

●●●●と申します。私は昭和▲▲年生まれの現在▲▲歳なのですが、父が営林署に勤めていた関係上、小さい頃から山は現地をよく見てきて、現在に至ります。

災害発源地の建設計画ということなのですが、西南豪雨の災害の起点となったところですが、令和2年7月の九州熊本の球磨川の水害を、東京大学大学院、九州大学大学院、熊本県立大学の先生方が検証した結果、崩落や土石流の発生源639箇所中440箇所以上が、皆伐を効率的にするための重機用作業道と斜面の皆伐が発生場所であり、伐採木の根は伐採後5年～20年で地面の保持力を失うというような知見が示され、昨年9月15日のクローズアップ現代プラスで放映がありました。

西南豪雨災害の土石流発生源は、この皆伐と作業林道であります。それはあまり大きくは言われていなかったのですが実際そうで、当時「沢抜け」と表現されたこの土石流の実態が市民に周知し共有され防災意識として定着されたかといえば、現状から見てそうではないように思います。何故なのかは別問題ですが。

県はこの激甚災害指定を受けておおよそ200億円近い補助金を受け15年近い歳月をかけて平成28年砂防工事とその施策を完了したようです。「ようです」というのは、現場の砂防ダムがその時くらいが最新なので。あと県土木が管内の市町村長による「豪雨による強い地域づくり推進会議」を設けたというのが最終的なところなんですね。

西の川、宗呂川流域に今現在ある林道の多くは、そのほとんどが斜面崩落等で通行が困難な状態にあります。上部の砂防えん堤は土砂で埋まっているところが多くあります。現場を見ての話です。

つまり、県の対策とは関係なく、今ノ山山系では多くの場所において皆伐後の森林は下生えが育ちにくい状態で崩落が続いております。林道は至るところで法面の崩落や落石等で通行が困難になっていて、十分な管理状態ではないの

です。

続いて、業者の言う「尾根の上は土地が安定している」この主張はそのとおりだと思います。ただし、それは何もしなかったらの話です。

この山域というか西日本は、7300年前の鬼界カルデラの大噴火によってほとんど当時の縄文人が壊滅状態に追いやられております。そこから植生が発生しているというのがひとつの知見です。今の形があるのはその時代から何千年も経って作られたものなんです。そこの木を伐り斜面を削って平らにして道や風車設置ヤードを作り雨水を集めれば、本来尾根の上には存在しない流れが発生します、これが問題なのです。風車ヤード1つとっても1500平米、時間雨量で100ミリ、24時間で今だったら500ミリとか900ミリとかもありますよね。その時100ミリとして150トンの水が集まります、1つのヤードだけで。それを業者は2箇所に集積し沈砂池を設け、沈砂池といっても1坪くらい、深さ1メートル20くらいのもものなんです、そこに集めて谷に流すというふうになっています。

もともと尾根の全体に、木の葉、木の幹を伝いながら地下に浸透し、ずっと下の谷筋から長い時間をかけて湧き出るはずの水が、直接地上を流れ落ちるようになります。法面を伴う舗装された作業道の水量は風車ヤードよりはるかに大きくなります。法面は道の3倍ほどの扇状になっている、それを集めてくる訳ですから。道路に集まるんです水が。

保護林内は既存の林道を使うと業者は計画していますが、図面を見ると、工事は道路の両側の木々を大きく伐り倒していくんです。伐採した多くの法面を作るようになっています。ですから、自然にとっては新しい道を作る状態と何ら変わりはないのです。既存の道路を活かすというのは、そのままそっと作るのではないのです。

作業道両面に大きく法面を作りながらの図面に「緑化」と記されています。緑化、何か植生は植えるのですが、よそから取ってきたのではだめです。地元の木々、草花を植えないといけません。20年間はブレードの交換や撤去のための搬出に備えて植林はされないのです。当然植林すると道やヤードにかか

るようになりますので困る、ブレードなんか運ぶために伐ったんですから。

また、法面は伐採された木材で土砂止めの杭を作るような計画となっています。杭を作って土留するようになっているんですね。しかし木が腐る前に植生が十分に育つ保証は全然ありません。私もよくやるんですけど、木を切って、焼いて、それを打ち込むんですが3年も保ちませんから、腐ってしまって、木の杭とはそんなものなんです。

切り取り残土の処理は、谷の通過、どうしても尾根とはいえ迂回したりしますから、谷の通過の時にその谷を埋めたり、他の法面を補強もするんです。斜面に張り付ていく計画になっていますが、これは本来安定している尾根の表土を不安定にする要素のひとつなんです。

現在あるレーダー基地も至るところ崩れています、あの短い道の間で。

今ノ山は足摺半島や風車発電のある大月町とは成り立ちが異なります。足摺半島や大月町は花崗岩で出来ています。今ノ山というのはプレートで押された海の中の堆積物がそのまま押し上げられていますから非常に脆いんです。全然違います。そういうことも知っていただきたい。

それから重要施設の電波環境への影響なんですけど、全然、業者に質問をしても言わない、説明が十分では無い。通産省交通局の航空監視レーダー、防衛省の航空自衛隊と高知県警の通信施設があります。これらを取り囲むように大型の風車と発電機を高い位置に設置します、あの電波騒音の出る発電機を。全国的にみてもこれほど重要施設に接近して建てられた例がありますか、私は知りません。最新の無線通信は、情報量を多く取るために光に近い特性の電波を使用します。これはレーダー同様障害物に当たると反射して方向を変えたりします。かつて豊後水道でタンカー事故があったのですが、その時に県警への映像を対策本部に送るべく今ノ山の施設に資機材を搬送したことがあります。日常でも四国西南地域、四国の南の海や空、国や県の重要な電波施設なんです。この件に対して説明会では明確な回答が全然ありませんでした。

今まで、風車に対することは、防衛省が発表したように、遠く離れた洋上でも影響がありますので検討してくださいというようなことが出ていました、し

かし、業者はこれについて明確な説明がない。

私は、これは重要なことだと思っております。以上です。

②土佐清水市会場

公述人3 ●● ●● 氏

●●●●と申します。

今年の6月1日の高知新聞で、四万十川流域のオリックスによる大規模風力発電の撤退が発表されましたので、私どもとしては非常に胸をなでおろすとともに、残った今ノ山についてはどうなのだろうと大変心配をしておりましたところ、本日は公述の機会があるということを知って、〇〇〇〇さんと一緒に申し込みをさせていただきました。

〇〇〇〇さんは海の魚の減少している実態について大変に心を痛めておられました。私は募金や寄附金によりヤイロチョウの生息地を購入し、全国で例のない「人の立ち入りを制限」する保護区として管理しています。

ヤイロチョウというのは非常に神経質な鳥で、従来から「人が集団で森に立ち入るとその森を捨てる」といわれていました。その理由は不明だったのですが、最近の研究で「ヤイロチョウの天敵がサル」であり、「人間がサルに似ている」ことから、ヤイロチョウが警戒するのが原因ではないかと推定されるようになりました。サルの群れは木の上であろうと地面であろうと、自由に探し回って、ヤイロチョウの卵やひなを食べてしまうので、サルに似ているわたしたちも警戒されものと推定されました。一方で、サルのいない森をヤイロチョウは探している可能性があります。どこにそういう森があるのかというと、サルを大好物の餌にしているクマタカという鳥がおりまして、クマタカが生息している巣の近くの森に、ヤイロチョウが繁殖しているということが分かってきました。

そういうふうに自然の生態系というのは、単に人が立ち入ってはいけないということではなくて、色々な生き物の関係で成り立っていることがわかってきました。天敵は一種類だけではありません。例えばヤイロチョウの場合は、地面に巣を作る時はヘビが最大の敵と思われれます。最近の研究では、ヤイロチョウのメスはヘビを巣に近づけないために、お腹にタヌキのため糞を塗って、あるいは巣の中にタヌキの糞の匂いをもち込んで、すぐ側をヘビが通っても鳥の巣ではなくタ

スキの巣だと見せかける習性を身につけていたのです。

そういうふうに残るための知恵をさまざまに工夫して生き残っておるわけで、一概に色々な生態系は外目には分からない仕組みがあるのです。

今日はヤイロチョウの習性について最近に分かったお話をしましたが、生態系については分からないことの方がはるかに多いのです。

ヤイロチョウは東南アジアから渡り鳥として5月頃に日本に渡ってきて、9月頃に帰っていく夏鳥ですが、その時に何羽の群れで来るのか誰も知らない。夜渡ってくる訳ですから目視できない訳です。小鳥類はタカの襲撃を避けるために夜渡ると言われているのですが、何羽の群れで、どのようなルートでどのような高さを渡ってくるのか知られていません。目印になるような高い山に大きな風力発電のプロペラが建つと、野鳥たちの渡りに悪影響を与えるのではないかというのが、鳥の関係者の率直な疑問です。北海道や東北地方では、建てられた風力発電のプロペラに、大きなワシタカがぶつかって死んでいます。ワシタカの死体が発見されるのは体が大きいから分かるのですが、小型の鳥の場合は、死んでも木っ端みじんになって分からないといわれています。

小鳥類の渡りについては、未知の部分がたくさんありますので、風力発電事業を始める前に、十分にそのルートが安全かどうか、渡り鳥がどのルートを通過しているかどうかということも、10年くらいの長い年月を経て、ある程度実態を把握することが最初にされていないといけないと考えます。

私は、日本野鳥の会の東京の役職員もやっていたので、あちこちの状況を調べたことがありますが、長野県には大規模風力発電が無いというのです。

なぜかと尋ねたら、国立公園の特別保護区に人工物は建てられないと法律で禁止されている。長野県の高い山はほとんどが国立公園の特別保護地区で、巨大な人工的な構造物は建たないというのでした。

ひるがえってみると、足摺は海中海底の沿岸を含めた国立公園に指定されているのですが、美しい海を守るためには、その海に流れ込む山の水というのは非常に大切です。国立公園は沿岸だけを指定しただけではダメで、美しい海岸を保全するためには、そこに流れ込む流入河川の保全が絶対に欠かせないということが、

国立公園指定の基本構想の中に入っていると思います。

三崎川とか色々な足摺・竜串の方に流れる大小の河川があると思うのですが、そういう河川の水質が保全されていないと、国立公園の肝心な保護すべき場所が汚染されたり、土砂で埋まるという可能性があります。

国立公園の管理者は、流入する河川の上流の開発を認めてしまうと、本来の管理責任が問われると思うんですね。本来なら環境省の管理の立場から、「この計画はまずいよ」と言って欲しいと私は思っております。

特に最近では、2018年にトサシズサンショウウオが新種として発見されるなど、今の山周辺は種の多様性が注目されている地域でもあります。

そういう意味で、我々の世代で種の多様性を失わないためには、乱開発に繋がりにくい大規模風力発電計画など、全ての開発計画を見直していただきたい。

この剥製はサンジャクという鳥です。23年前に津島町の施設から逃げ出さずいぶん分布が広がり、四万十町あたりではかなり数が増えています。黒潮町にも高密度に生息が確認されています。そうした地域では、メジロなどの在来種の小鳥類がずいぶん減っております。サンジャクは、去年の秋に大月町と宿毛市との境まで来ていますので、土佐清水や三原村に分布が広がるのも時間の問題です。本来は日本に渡ってくる鳥ではなくて、中国大陸に生息している鳥なんです。愛媛県が津島町に設置したリゾート施設から少なくとも35羽が逃げ出してそれが広がっている状況です。最近では徳島県でも発見記録がありました。やがて四国中に広がると思われれます。非常に困ったことだと思っております。

このサンジャクの生息地や、生息密度が広がると、将来は大きな問題になると考えています。我々は在来の生物が影響を受けること自体はすでに大問題だと思っているのですが、むしろ今、この地域では開発ではなく、保全のための実態調査をやって欲しいと私は考えています。

プロペラの回転による鳥類の激突以外にも、低周波により人間の安眠ができないとか、様々な健康被害があると聞いておりますので、今ノ山の大規模風力発電計画は取り止めていただきたいということをお願いして、私の公述を終わります。

②土佐清水市会場

公述人4 ●● ●● 氏

●●●●と申します。

今、私たちにとって一番大きな問題は、みなさんご存じのように、温暖化の問題ではないかと思えます。

豊かで便利な生活のためには電気がいるので、電気をどういう形で自分たちの生活の中にとり入れるかという話の中で、自分たちが子供の頃は水力発電でした。うちの場合だと四国電力さん。次に水力では間に合わなくなって火力。それから最終的には現代の原子力の発電で、私たちは電気を使わせてもらっている訳ですが、ただ原子力についても問題が出てきている。原子力は海水で冷却しているもので、1秒間に70トンの海水を使っているということは、1秒間に70トンの海水の中にいるプランクトンを熱で殺しているということです。

ここは清水ですが、私も昭和26年に中学校を出て、34年に船を大きくさせてもらうまでは、秋から来年の春まではメジカ、春から秋にかけてはカツオを獲らせてもらっていたもので、この清水には昔からお世話になっているところです。

私たちは「衣食住」がなければ生きていけません。電力とは関係ない話になるかもしれませんが、私たちの頃は、食べ物は口に入れていいか悪いかで食べておりました。今は美味しいか美味しくないかが基準になって食べている。それは有難いことではあるが、そのためにはやっぱり電気がいる。電気はなければいけないわけですが、ただ、小泉元総理は、原発が一番安全で安心な電気だと思っていたが、福島原発で事故があって、一番怖い電気だと分かったという話を聞いたことがある。そういう面からいうと、風力は一般的にいうと一番安全な電力ではないかと思えますが、先ほども聞いていただいたように、自然に対しては問題がやっぱりあると。

私は、今ノ山という山に繋がりができたのは、昭和26年に中学校を出て船に乗って、足摺岬までメジカとかカツオとか、だんだん漁場が大きくなってきて、船に乗った時に年寄りのおんちゃんに「今どこや」と聞いたら「鬼が顔を洗うとこや」と。そこが今ノ山だと初めて知った時でした。今日も三原から下ノ加江へ

出るのに、今ノ山の頂上には、何かの鉄塔が建っていて、おそらく電気の関係ではないかと思ったわけですが。

風力発電は、自分の記憶では30年、40年くらい前に、こちらから九州へ渡るときに、佐田岬のフェリーを利用して行った時でした。そこに風力発電機が出来まして、その時は風力の電気を起こすというプラスの面だけしか知らなかったもので、これはいいものが出来たと思って、何回かその下を通ったことですが。問題は、風力は見た目にはありがたい発電装置ですが、風車が回転する時に発生する振動、低周波音。振動と音、これは私たちの体には大変悪い影響を起こすということを知りまして、確かに風力のエネルギーは有難いエネルギーではあるけれど、自分たちには分からないそういう問題もあるのだということを知りました。

それとともに、風力の装置をするために山の稜線を平地にしなくてはならない。今ノ山の風力の問題が出てくる前は、大藤といいまして、四万十川流域、四万十市と四万十町の問題が、オリックスの関係で出てきた訳ですけど、四万十川の清流を守らなくてはならない、山の生き物を守らなくてはならないということで中止になって、ここに今ノ山の風力問題が出てきたわけです。私は黒潮町の人間ですので、いいとか悪いとかいえる立場ではありませんが、エネルギーとしては有難いのですが、自然の破壊と、自分たち人体に対する問題があるということ、聞いて頂きまして、私の発表を終わります。

(仮称) 今ノ山風力発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年10月

今ノ山風力合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第 2 章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 .	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して31日間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和4年6月29日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和4年6月29日（水）付の次の日刊新聞紙で公告を実施した。（別紙1参照）

- ・高知新聞

② 地方公共団体の広報紙によるお知らせ

次の地方公共団体の広報誌によるお知らせを実施した。

- ・高知県土佐清水市（別紙2-1参照）
- ・高知県幡多郡三原村（別紙2-2参照）

③ 新聞折り込みチラシによるお知らせ

令和4年6月29日（水）付の次の日刊新聞紙の折込チラシによるお知らせを実施した。

（別紙3参照）

- ・高知新聞
- ・読売新聞
- ・毎日新聞
- ・産経新聞
- ・日経新聞

④ インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト情報が掲載された。

- ・高知県のウェブサイト（別紙4-1参照）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/top.html>

- ・高知県土佐清水市のウェブサイト（別紙4-2参照）

<https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/>

- ・今ノ山風力合同会社のウェブサイト（別紙4-3参照）

<https://imanoyamawindfarm.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 3 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①自治体庁舎での縦覧

- ・高知県庁 林業振興・環境部 自然共生課
(高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号)
- ・土佐清水市役所 一階 選挙管理委員会事務局前
(高知県土佐清水市天神町 11-2)
- ・三原村役場
(高知県幡多郡三原村来栖野 346)

②インターネットの利用による縦覧

- ・今ノ山風力合同会社のホームページにおいて、準備書及び要約書を公表した。(別紙 4-3 参照)
- ・各自治体のホームページより弊社のホームページにリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。(別紙 4-1、4-2 参照)

(4) 縦覧期間

令和 4 年 6 月 29 日 (水) から令和 4 年 7 月 29 日 (金) までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 119 名であった。

(内訳) 高知県庁 林業振興・環境部 自然共生課	2 名
土佐清水市役所 一階 選挙管理委員会事務局前	107 名
三原村役場	10 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、弊社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和4年7月16日(土) 14時00分から16時00分
- ・開催場所：三崎市民センター(高知県土佐清水市三崎浦1-8-1)
- ・来場者数：19名

- ・開催日時：令和4年7月16日(土) 19時00分から21時00分
- ・開催場所：下川口市民センター(高知県土佐清水市下川口984-2)
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和4年7月17日(日) 14時00分から16時00分
- ・開催場所：三原村農業構造改善センター(高知県幡多郡三原村宮ノ川1113-2)
- ・来場者数：21名

- ・開催日時：令和4年7月17日(日) 19時00分から21時00分
- ・開催場所：土佐清水市立中央公民館(高知県土佐清水市天神町11-15)
- ・来場者数：25名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。(別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和4年6月29日(水)から令和4年8月12日(金)までの間
(縦覧期間及びその後、14日間とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②今ノ山風力合同会社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は170通であった。なお、一字一句同一の意見書については意見書の数を1通とカウントした。

(内訳) 高知県土佐清水市	106 通
高知県幡多郡三原村	1 通
高知県内(土佐清水市、三原村以外)	17 通
高知県外	45 通
不明	1 通

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して提出された環境の保全の見地からの意見概要とこれに対する事業者の見解は次のとおりである。なお、意見の概要については原文のまま記載している。

第2-1表 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風車建設は、ぜったい反対。やめて、もらいたい	<p>頂きましたご意見につき、弊社としましても真摯に受け止めております。</p> <p>何より地域の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので、今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明の実施に努めてまいります。</p>
2	清水は今のままでいいです。作るなら県外でお願いします。	
3	反対です。	
4	今の山風力発電私達の生活に必要なみんなで節電すれば良い事業を中止して下さい	
5	今の山風力発電 日本最大級風力発電 私は反対です	
6	はんたいです	
7	<p>本計画は四万十市、宿毛、土佐清水、大月、三原村の市町村のまたがる大地の中心部に位置しており、土砂流出、地下水の水脈等を考えるにあたり、広域的な影響が起り得る重大かつ治水、土砂災害の観点からも、自然エネルギーという対価とは比較にならない程の環境に与えるダメージが大きいと考えます。</p> <p>海、川への土砂流出、サンゴへのダメージ、渡鳥、ヤイロチョウの飛行ルート破壊、低周波騒音、景観への影響等、様々なデメリットを数えたらきりが無い。即刻中止すべきである。又クマタカへの影響評価は、風車が回った時の飛行行動への評価がなされていない点は不十分と考える。</p>	<p>自然環境を含む周辺環境への影響については、事業実施前に環境影響評価法に基づき調査、予測及び評価した結果を本準備書にて取りまとめております。具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しております。</p> <p>ご不安やご懸念につきましては、弊社としましても真摯に受け止めており、程度に関わらず、影響を可能な限り低減するよう引き続き努めてまいります。</p> <p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで、最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施する計画となっております。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>クマタカを含む鳥類への影響評価については、施設稼働時の条件にて予測、評価を実施しておりますが、ブレード等への接近・接触に関する予測については、風力発電機が建設される前の飛翔状況からシミュレーションした結果であり不確実性を伴うと考えているため、事後調査として工事中及び稼働後の生息状況を把握し、必要な際には専門家の助言や指導を得て、状況に応じた適切な対応を検討いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明を実施し事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
8	<p>風力発電事業断固反対します。 地球温暖化による災害激甚化が指摘されるなか、現状の環境評価では安全が担保されるとは思えません。 土佐清水にとってよけいなものはいらないのです。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p>
9	<p>風光明媚な今の山に風車はいりません さいがいがおこれば後でコウカイするだけです</p>	<p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで、最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p>
10	<p>きれいな山にかこまれた土佐清水市が好きで移住してきました。この美しい自然(山)に多くの人口物を建設するのであれば神奈川に帰ります。 昨今、多くの自然災害がおきている中、風力発電を建設することで災害のリスクを高めるということは、行政の考えるべきことではないと思います。</p>	<p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>
11	<p>景観ならびに土砂災害等への影響が、環境保全という観点からみて、評価されているよりも、実際はもっと大きく将来にわたって豊かで安全な住民が住むための環境が守られていかないように思います。 大きく自然に負荷をかける計画は、特に豊かで手つかずの自然環境を持ち、諸々の開発がまだまだ進みつつける日本国にあって未来への希望でもある土佐清水市には、不要な事業であると考えます。</p>	<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
12	<p>日本の中でも指折りの美しい海である四国、大岐の浜。近くにはたくさんの美しい風景や自然豊かな地域で、竜串のエリアは本当に素晴らしい場所だと、私自身何度も足を運んで遊ばせてもらっていたとても大切な場所です。その美しい地域を壊してまで、地域の方々が怖がる自然災害を無視してまで、風力発電所を作らなくても、電力は賄えているはず。 地球のサイクルは、すべて繋がっているから、山を削れば川に影響があり、川が弱ると海に影響がある。全ては繋がっているからこそ、自然はそのままの状態での人の手を加えてはいけない事です。人間だけの欲望で、不自然な事はしてはいけません。 地球上の生き物を守って下さい。それが人が生きる本当の方法です。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>東日本大震災で福島原発が爆破し体調を崩したことにより、私は高知県の安全な土地へ移住してきました。自然が豊かな幡多だからこそ安心して子育てもできており、これからまさに土佐清水市へ引越をしようとしている所です。近年の異常気象により、過去に例のない雨が毎年降ようになり、今までは発生しなかった土砂災害が各地で発生していることは周知のことと思います。風力発電の風車をつくるためには山を削ったりすることは当然のことで、それにより確実に山は姿を変えます。土砂災害の発生リスクがさらに高まることは誰にでも予想可能なことです。世界的に自然環境が乱れてきているために、環境保全の声が叫ばれている中、再生可能エネルギーの目標を達成すること以前に、まず既に危険が高まっている自然環境を守り、改善させていけるようなアイデアで事業を開発していく勇気をもっていただきたいです。世界中の人々に1人の人間として誇れるような事業を是非行ってください。会社の一人間としてではなく。せつかく素晴らしい頭脳や知識をもっているのであれば愛をもった行動をしてください。これからも美しい自然環境の中で豊かな子育てや暮らしを続けられるよう、是非この計画を撤回していただけますようお願いいたします。今ノ山には古くからの神様もすんでおります。山を削ったり、傷めることで、必ずその天バツが下ることも知られています。どうか皆様も平安で暮らしていけるよう計画を今すぐ辞めて下さい。そして、美しいこの自然、山や海へご家族を連れて是非遊びに来て下さい。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで、最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないよう分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>また、台風の多い地域であるため、降雨のみならず風力発電機の耐風性をご心配される声もいただいておりますが、本件のみならず、国内の風力発電所建設においては、建設前に取得する国の許認可の取得条件として、風力発電機ごとに耐風性を満たす設計基準となっていることが含まれており、これを満たさなければ建設を行うことが出来ません。風力発電機種自体も海外で設置されている風力発電機をそのまま導入するのではなく、日本での台風を想定し耐風性を高め再設計された機種にて国の審査を受け、許可を得た後に導入いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
14	<p>2001年の西南豪雨での学びから山頂部の大規模な開発や、水の流れを人の手が加わることで変えてしまうと新たに土砂が流れ出しやがて土石流が発生し災害になることに加えて、近年の豪雨が頻発化している中でこの今ノ山風力発電事業は絶対に反対で、計画の白紙撤回を求めます。多くの住民が恐怖や不安があり、多くの地区でこの計画への反対決議もされています。多くの地区や住民の声を無視してやるのであればそれは、絶対に許されることではないと思います。今ノ山風力発電事業の白紙撤回を求めます。</p>	
15	<p>風車は景観はよいと思いますけど、大雨等災害があった場合山が崩壊するのではないかと心配です。自然を人間の手で「人工林」にした事による山津波も発生しているので、大きい風車だから人工林と云うような小さい物でないと思いますので「お金」よりも人間の生きて行く将来を考えてほしいです。これからの子供達に安心して生きて行ける道を私達で作ろうではありませんか。</p>	
16	<p>風水害が起きる可能性の有る所に大きな風車を住民の頭の上大きな物を建設は大反対です。</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	近年多発する大雨により土砂災害が起きる可能性が高い。清い水源地を壊さないで下さい。	
18	近年、台風の増加による洪水被害が増えており沿岸部に近い、この地域での土砂災害がとても気になります。 風力発電も良いですが、建設する場所によっては被害をもたらすものにもなりえます。 環境を良くしようと素晴らしいものを作られるのであれば、本質を見極め、自然と共存できる場所に設置するのが良いのでは!! 建設してからでは戻れません。	
19	今ノ山風力発電事業に反対です 近年多発する大雨によって、土砂災害が起きる可能性が高いので、建設をやめてほしい。	
20	近年多発する大雨によって、土砂災害が起きる可能性が高い。 そのことは、下流に住む住民にとって、とても不安。だから建設をやめてほしい。	
21	近年多発する大雨によって、土砂災害が起きる可能性が高い。そのことは下流に住む住民としてとても不安です。だから風車の建設をやめてほしい。	
22	今の山風力発電事業に反対です 計画されている場所は大雨で崩壊すると土石流となり、下流の集落に甚大な被害をもたらすおそれがあると思われまますので、やめて欲しいです	
23	土砂災害の危険性が高まり不安なので建設をやめてもらいたい。	
24	土砂くずれ等の心配があることと、今の時点で風力発電の必要性が感じられず、多額の費用をかける必要はないと思います。	
25	・環境保護、土砂災害、後々のことを思うとこの地には不要であると考えます。 ・移住促進の為にもならないと思います(躊躇される方が増えています)。 御検討宜しくお願い致します	
26	意見書提出の機会を頂き、ありがとうございます。 私は、家族が漁師であることもあり、よくスマホで雨雲レーダーを見ます。そうすると、雨の時、今ノ山付近には、大雨を降らす厚い雨雲がかかることが頻りにあります。今ノ山が、土佐清水市では、最も高い山だからだと思えます。地図を見ると、土佐清水のほとんどの河川は、今ノ山山系から放射状に出ています。 なので、今ノ山風力発電の開発により、土佐清水市のほぼ全域の土砂災害、洪水災害が心配です。 また、土佐清水市は、台風が威力を保ったまま上陸する所であり、東京の方には想像できない位の強い風が吹くこともあります。風力発電は、風が強すぎて危険なのではないでしょうか。 また、ご存じのように、森が海を育てると言われます。森の栄養が、海のプランクトンを育むそうですね。 土佐清水市は、海の観光業と、漁業で成り立っている町です。国立公園にも指定されています。 今ノ山開発による、土砂流出や、魚の成育環境の悪化により、土佐清水の産業の衰退が危惧されます。	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>精一杯踏ん張っている過疎の町で、住民の命を脅かし、生活の糧を奪う可能性のあることをやることに、どんな意味があるのでしょうか。 今ノ山は誰のものでしょう。 一企業のものではありません。 郷土に住む、私たちのものなんです。 どうか、今ノ山からの撤退をお願い致します。</p>	
27	<p>2017年、夫の退職とともに住みなれた春野町から夫の生まれ育った三崎に帰ってきました。土佐清水というところは、本当に自然豊かな素晴らしい所だと思います。買物に出て車を走らせるたび、廻りの景色に目を奪われいつも車を止め見入ってしまいます。今ノ山は、三崎の自宅の玄関からいつも私たちを見守ってくれているように朝な夕なにながめています。色々むずかしいことは分かりませんが、風力発電というのは、反対はしませんが、場所をよく選び地質も考えていただかないと大きな災害につながっていくであろうということはわかります。ここ近年で起きた県外の熊本、広島、静岡等の大きな災害。考えてみますと今ノ山に風力発電事業がすすむことによって、県外で起きたような大きな大災害が起こり、私たち住民も命の危険にさらされるのではないだろうかという大きな恐怖心がわきます。先日、説明会を聞きに行きましたが、一番大事な地質調査の結果が口頭でさらっとひと言地質調査をした結果大丈夫だという答えでしたが、あまりに簡単で驚きました。いくら安定しているという尾根も人口的に作りかえると雨が集められて川のない所に川ができてしまいます。何十万年もかけて作られた自然をこわさないで下さい。</p>	
28	<p>私たちは西南豪雨を経験してこれ以上自然を壊してはいけないと確信した。この計画は私たちの経験を無視している。 近年多発する大雨によって、土砂災害が起きる可能性が高い。そのことは、下流に住む住民としても不安。 20年後に運用が終わったら、風車を撤去するという確約がない。子や孫の代に負担や不安を押し付けたくない。 今の山に風車は必要ない。風車の建設はやめて欲しい。今すぐ中止して欲しい。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないよう分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきましては、事業用地として検討している国有林は、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
29	<p>西南豪雨のような災害がまた起こる可能性があるため私たちは自然を壊してはいけないと確信した。</p> <p>近年多発する大雨によって土砂災害が起きる可能性が高い。そのことは下流に住む住民としてとても不安だし風力発電建設工事をすれば必ず水が濁る。私たちの生活を支える水源地を壊さないでほしい。</p> <p>20年後に運用が終わったら風車を撤去するという確約がない。若者や子供達の代に負担や不安をかけたくない。</p> <p>工事の車が何年間も上野の道路を行き来することで、騒音の被害がある。超低周波による健康被害が不安などから風力発電事業の話を中止してほしい。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないような十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきましては、事業用地として検討している国有林は、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。</p> <p>工事中の工事関係車両の走行による騒音に関しましては、「第10章 10.1.1 大気環境 3 騒音」の項目で調査、予測及び評価を実施しており、工事関係車両の走行による影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、走行台数を極力削減するため、工事関係車両が集中して走行しないよう、可能な限り工事期間中の車両台数平準化に努める計画としております。また、工事期間が長期間となることから、工事関係車両の走行を含む工事スケジュール、安全対策等についても、関係する近隣の地元の皆様に随時情報提供する等の対応を検討いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>風力発電機の稼働に伴う超低周波音については、詳細に調査を実施した結果を踏まえて予測を行った結果、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196:1995)を下回っていることを確認いたしました。この結果から、風力発電機稼働時の騒音及び超低周波音の影響は低減が図られているものと考えております。なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>
30	<p>自然豊かな美しい山間地が樹木の伐採によって多種多様な動植物の生態系が変化して絶滅する動植物が増えてくるので止めてもらいたい。 又自然が破壊することは土砂崩れ等の災害が増え防災の観点からも防いでもらいたい。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p>
31	<p>本事業について環境保全の観点から、30by30＝2030年までに、世界の30%の海域を保護する目標が「G7 2030年自然協約」で掲げられており、環境省はそれに伴い、30by30ロードマップを公表しております。その中では、＜事業者の役割＞として、「事業実施」における生物多様性への影響に配慮しつつ、保護地域やOECMの保全に貢献する。」と記載があり、本事業予定地である今ノ山周辺地域は、世界的に価値の認められた生態系や住宅への影響(土砂)が懸念されます。パタゴニア・サーフ千葉ストアは、これからも、サーフスポット(大岐の浜含む)沢山の、海の遊びができる環境を未来の世代に残す活動を応援します。よって本事業の中止・見直しを求めます。</p>	<p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。この改変面積の縮小は動物、植物及び生態系への影響を低減させることにもつながってまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
32	<p>風車の建設にあたり掘った土は、廃棄物として出すのではなく谷等を埋める、盛り土に使うとのことですが、それは非常に危険な行為で、土砂災害を誘引することは、熱海市の土石流災害で学んだことです。更に、伐栽した木を土どめに使うとのことですが、高温多雨の土佐清水において、そうした木が何年もつか、ご存知でしょうか。数年後には朽ちて、土砂の流出が始まるのは目に見えています。自然の力の下で、人間の予測できることは限られています。従来、台風の影響を受けてきた土佐清水でも、備えがあったにも関わらず、2001年の西南豪雨のような災害が起こります。自然をなめてはいけません。この土地に暮らしている人間として、次世代に負の遺産を残すことは選びません。今ノ山に風力発電の風車は必要ありません。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路、木材集積場の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
33	<p>計画予定地について、防災面や、自然、動植物、生態系など多数の法規制が敷かれている場所、開発が進められて良いのでしょうか、規則を守ってこそ、防災であり、リスクの減少となるでしょう。</p> <p>昨年の9月18日(土)に今の山に登山、9月19日(日)には、西ノ川上流(十八川)を探索しました。いずれも林道には、亀裂がはいっていたり、土砂が落ちているところ多数、水がいっぱい流れていました、まさに崩壊土砂流出危険地と言われる事を納得するしかない有様でした。</p> <p>地域の魅力、自然の豊かさを守り、住みやすい、里山、里海を未来に繋ぐことが、私たちに出来ることだと思います。</p> <p>木を伐り、山を削ること、保水力を失った山は、</p>	<p>これまでの説明会での回答と重複してしまっていますが、本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路、木材集積場の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>また、本風力発電施設の運用終了後の扱いについて、事業用地として検討している国有林は、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>大雨によって、西南豪雨災害を再び引き起こすことになるでしょう。</p> <p>2001年9月6日未明局地的豪雨によって水かさは一気に上がり、大量の土砂も流れ込み、多くの方が生死をさまよったのです、忘れないでください！</p> <p>以前、よく見かけたことですが、鳥かご(コバン)を軒下に何個も連ねて小鳥(メジロ)を飼っていました。2012年4月全面捕獲禁止、愛好家は「規制を守っているのです」保護されているのです。</p> <p>これまで説明会で土砂災害の事を再々訴えてきたのですが、今年7月16日(土)の説明会でも一言も回答が無かったように思いました。</p> <p>このような場所で工事をしていいのか、業者は専門家の意見を聞いて私たちに丁寧に説明してほしいものです。</p> <p>さまざまな工事の施行過程では、専門がする事なので当たり前と思います。</p> <p>既存林道の使用、基数減、範囲を狭める、風車配置の変更など改変面積を小さくした、環境への影響を低減したと言っているが、私たちはそれ以上に大雨に対する防災を叫びたい!!</p> <p>発電期間20年、みじん切りのような事業で私たちの大事なふる里を壊さないでください!</p> <p>事業終了後も不安要素は山積み!</p> <p>土佐清水市の風車は必要?</p> <p>土佐清水市「みんなで街づくり条例」というのがあって、第19条には、防災(地震)、第20条には、環境保全について取り組むとなっています。</p> <p>今、改めて水に対する防災もしっかり見極める必要があると感じるこの頃です。地区民に情報を伝え現状を知ってもらいたい活動を続けます。</p> <p>最後に風車の建設は、中止してほしい</p>	<p>ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
34	<p>「事業実施区域の選定経緯」を読ませていただきました。この計画を知った時から自分の中で問い続けてきたことです。</p> <p>一なぜ、今の山なのかーどうして今の山が選ばれたのか。…選定経緯としての4点を読みながら驚ろきました。ここに暮らすここで日常を営む、住民の想いを汲みとっては、ない、ということ。今の山は霊峰の山です。そこからの一滴、一滴の水は小さな流れとなり三崎川へとたどり着きます。山紫水明のふるさどです。</p> <p>みどり豊かなこの山には、沢山の生き物たちが命をはぐくんできました。珍しい樹木の木立ちとなって光と風の山道を造っています。この山を、只風力発電事業の条件となる良好な風況が見込まれる、との一点としてのみ、とらえないでほしい。沢山の命がはぐくまれていることも忘れないで欲しい。</p> <p>又、この計画で、今一番心配されているのが、洪水などの災害が発生することです。20年前、土佐清水市は、西南豪雨災害という国が指定する激甚災害を経験しました。</p> <p>そして計画の大部分は、高知県や四国森林管理局が指定する崩壊土砂流出危険地と重なっています。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>風車の建設は、その危険地に計画されています。再生エネルギー、グリーンエネルギーと云われます。でも、豊かな緑、水、そこに暮らす人々の健康、命、それまでも脅かすおそれのあるこの風力発電計画には反対をします。再考をお願いします。</p>	<p>然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されるとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
35	<p>今ノ山から三原村に抜ける道路は急な斜面に造られており、益野川に沿って曲がりくねっています。そのような厳しい場所で道路を拡幅し、巨大な風車の建設のために造成を行えば、土砂災害が発生する危険が非常に高くなることは、一市民の目から見ても明らかなことです。まして、高知県が崩壊土砂流出危険地、山腹崩壊危険地に指定している場所に建設するとあっては、第二の西南豪雨、あるいは昨年熱海市で起きた大規模土石流災害のような悲劇を招く危険性が高いのは明らかです。このように考えると、本計画(事業)は、市民の命をないがしろにした計画であると言えます。そのため、今ノ山へ風車を建設することに反対します。</p>	
36	<p>私は上野に住んでいて、家は川のすぐ近くにあります。2001年の西南豪雨ではあと数十cmで泥水が家に来る状況でした。近所では一軒が床上浸水しました。あれから21年、益々異常気象が進み日本各地で水害が次々と報告されています。今の山の建設予定地は「土砂流出危険地」です。そんな山を50haも削ってどこが安全と言えるのでしょうか？西南豪雨では下川口にボランティアで手伝いに行きましたが、それはひどい状態でした。今の山に風力発電ができ、同じような雨が降れば西南豪雨以上の被害がでます。絶対にこの事業を中止してほしい。中止すべきです。</p>	
37	<p>計画地の外側には10数ヶ所の崩壊土砂流出危険地区に指定されている。 山頂に200メートル級の風力発電をつくる事によって河川が氾濫するのではと心配です。 「西南豪雨」を超える災害がおこってしまうのでは…。 土佐清水は自然がある事が良い所なのに、人工物を造ることにより価値がなくなると思います。</p>	
38	<p>20年前のあの日の朝、異常な雨音で目がさめた。明るくなりつつある外を見ようと2階の窓辺に立った私は信じられない光景を見た。家のすぐ前を流れる三崎川がもうすぐあふれそうな水位になっていた。大きな丸太が何本も何本もどンドン流れて来る。3本ある橋にぶつかり、ぶつかりして海へ流れてゆく。昨夜は今日の仕事の予定をたてて寝たのに、今は目の前であふれそうな川が大丈夫であるようにと祈るしか出来ない。しばらくするとヘリコプターの音がきこえて来た。道路はつかり通れない。小さい頃から好きだった古い2番目の橋が流された。自衛隊が助けに来ている。集中豪雨、トンネルひとつこえた、となりの下川口は土石流に流された。車はひっくり返り、家の中は土だらけ。家具も衣類も畳も床も、家の土台もえぐれていた。1階の天井ぎりぎりまで水が来た。死者が出なかった事が本当に幸いだった。が、みんなみんなすべてを失った。ものすごい数のボランティアや、私</p>	<p>工事が起因となり災害を誘発することのないよう事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>達も休日は知らない人の家で泥かきをした。ぬれた畳の重さ、便のまざった土が乾きほこりにおい暑さ、手を洗う事も出来ない。水の大事さがしみた。</p> <p>今地球が危機にひんして、電力が必要、自然エネルギーに切りかえなければ…火力ばかりにたよっている現状ではダメな事もわかっている。でも電力をつくる為に今の山の木を切ってはダメです。どんなに人間が完璧な工事をしても自然の力にはかないません。</p> <p>“80年に1度”と言われた雨を体験した私は、自然の力の予想なんてできっこないと思います。いつもは優しい自然だけど、おいしい水を私達にくれる山だけど、牙をむいたら手はつけられない。</p> <p>色んな条件が重なる適地なのかも知れませんが、平地で風が強くて、人間住んでいない適地ではありません。</p> <p>今の山から豊かな水をもらい、きれいな海、さんごや魚が生きていける、小学生にもわかる生命の循環です。こわしてしまったらこの自然をとりもどすのに何百年もかかる。たった0.9%の再生可能エネルギーの為にこの自然を犠牲にはいけないのです。</p> <p>あのおそろしい水害を体験した人間として、今の山の風力発電は土佐清水には必要としない、そう思い意見書を送らせて頂きます。</p>	<p>や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
39	<p>自然災害が世界で起っている今、私たちの住む自然豊かなこの清水で、大きな自然破壊がおころうとしている。一度破壊された自然はもう元には戻らない！！</p> <p>平成13年の西南豪雨この目で見た世界は地獄でした。そのころ100年に一度の豪雨だと言いましたが、今、毎年、世界のどこかで日本のどこかで起っています。死者もたくさんでます。簡単に日本全国どこでも風力事業をさせないで下さい。大切な自然を守って下さい。</p>	
40	<p>自分は、西南豪雨の経験しており、これ以上自然を壊してはいけないと確信した。この計画は、すべてにおいて、私たちの経験を無視している</p> <p>風車の建設は、中止してほしい。</p>	
41	<p>西南豪雨の時消防団でして浸水、がけくずれを目のあたりにして森林のたいせつさを思います</p> <p>今の山から海岸まで距離がなく急斜面</p> <p>洪水を心配 風車を反対します</p>	
42	<p>私たちは、西南豪雨を経験してこれ以上、自然を壊しては、いけないと確信した。この計画は、私達の経験を無視している。風車の建設は、中止してほしい。</p> <p>私達の生活用水の水源地を壊さないで</p> <p>雄大な山よ、今の山</p> <p>がんばれ 今の山</p> <p>今の山に風車は必要ないです。</p> <p>だから、やめてほしい。</p>	
43	<p>近年の降雨毎に益野川は濁水が流れる様子に不安を感じています。</p> <p>今ノ山の地質を詳しく調べてほしい。</p> <p>平成13年の西南豪雨で実家(上野の奥高畑)の</p>	<p>設計・工事の実施に際しては、現地の地形・地質を把握したうえで、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	山が崩落し砂防ダム工事が行なわれました。	<p>ますので、今ノ山の地質を前提に適切な設計・工事を進めてまいります。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
44	<p>平成13年9月土佐清水市は西南豪雨災害により、宗呂下川口貝ノ川地区が集中豪雨で河川が氾濫し、土石流で人家や海など大災害を受けたことは、忘れられない出来事でした。三崎地区の海は泥水で汚染され海底に堆積した土砂を浄化するには何年もかかっています。この度、今の山から平ノ段にかけ34基の風力発電が出来る件につき、異議を申し上げるものです。近年の異常気象による集中豪雨災害が各地域で起っていることは周知されていることです。今の山から平ノ段にかけての尾根づたいの山々はとても急峻であり、木々伐採し道をつけるため何台も何台もの大型トラックが通ることになると思います。ふもとの三崎・竜串は大自然が残り「さとうみ」「海中展望塔」など、ジオパークに認定されていて、ひとたび集中豪雨があれば山からの泥水が流れ込み大被害を受けることが想定されます。三崎で生活する漁師さん達や自然を守るため断念されたく切にお願いいたします。</p>	<p>工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>工事中の工事関係車両の走行に関しては、走行台数を極力削減するため、工事関係車両が集中して走行しないよう、可能な限り工事期間中の車両台数平準化に努める計画としております。また、工事期間が長期間となることから、工事関係車両の走行を含む工事スケジュール、安全対策等についても、関係する近隣の地元の皆様に随時情報提供する等の対応を検討いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されるとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
45	<p>先日、環境アセス準備書の説明会に参加いたしました。参加者数を見るだけで、市民に周知されていない事を感じました。説明会を聞きましたが、この恵まれた豊かな自然を破壊してまで風力発電を建設する意味が全く理解できませんでした。西南豪雨、これから起こる南海トラフ地震の防災を考えると、未来への不安が大きくなるばかりです。</p>	<p>準備書の住民説明会の周知については、法で定められた新聞公告に加えて、インターネットへの掲載、土佐清水市、三原村の広報誌への掲載、新聞全紙を対象としたチラシの折り込みなどを行い、住民の皆様に広く周知すべく努めてまいりました。今後も少しでも多くの方に説明会にご参加頂けるよう、引き続き尽力してまいります。</p> <p>西南豪雨によって生じた被害につきましては弊</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>20年後、風力発電の耐用年数を終えた後、もとの自然に戻るまで、一体どれほどの年数がかかるのでしょうか。</p> <p>もとの姿に戻る保証もなく、このような事業に賛成することは出来ません。</p>	<p>社も認識しており、ご不安やご懸念を真摯に受け止めております。</p> <p>工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸し付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきまして、事業用地として検討している国有林は、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。なお、樹木等の成長には一定の時間を要するものと考えますが、着実に成長させるべく原状復帰に努めてまいります。</p> <p>昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>
46	<p>土佐清水、桜浜の海が大好きで、よく家族で遊びに来ています。さんごや生物が多く、県内、国内でも数少ない美しい海です。以前、大雨の土砂くずれにより、さんごに被害があったと聞きました。今ノ山に、このような大規模な風車を建てる事により、土砂が流れ、海の生態系に影響が出る事が心配です。土砂が流れないように対応するとの事ですが、最近の気象状況を見ると、想定外の豪雨も起こりうると思うし、そうなる被害が出てしまった場合、事業者は責任をとるのか、責任をとるといってもどうするのか、海や生態系を豊かな状態に戻せるのか。住民はもちろんの事、この地を愛する人達、将来をになう子ども達に、この豊かな自然をどうか残してほしいです！責任をとれない事はしないでほしい。地球の資源をこわす行為だという事を考えてほしい。</p>	<p>工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸し付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>然しながら万が一何か問題が生じた場合は、必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>因したものである場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
47	<p>崩壊土砂流出危険地の上部で国内最大級の大規模な風力事業を行うということは、土砂災害が起こる可能性の高い場所で土砂災害につながる可能性の高い事業を行うということで、看過できません。事業者及び出資企業は、土砂災害を起こした場合に信用が大きく損なわれます。その点について、どのようにお考えでしょうか？</p>	<p>ご意見を頂きましたご不安やご懸念を、弊社といたしましても真摯に受け止めております。</p> <p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。</p>
48	<p>今ノ山風力発電事業計画について絶対反対させていただきます。</p> <p>計画されている場所には「崩壊土砂流出危険地」が入っていて土石流が発生される地形です。これから先、「南海トラフ地震」が起こると言われている中で今ノ山にましては人家から1km～2km内という近い場所への計画は私達の命を土佐清水市全住民の自然の破壊、危ぶまれる事はまちがいない事です。私達の生活、命を何だと思っているのでしょうか？</p> <p>健康被害を言っても相手にされないという事も、聞きますし、計画されている事はあくまで予測の数値であり、人に、動植物に被害が出てからではどういった責任を取るのでしょうか？</p> <p>保安林の周辺を伐採するという事は、保安林へのこの計画が終了した後、約20年後？ですか。その後は、どこの会社にも委託をせずに計画に関わった全会社が、全撤去をしますか？委託をして、責任逃れはしませんよね？</p> <p>熱海みたいに責任逃れをし知らんふりはしませんよね？そこをしっかりと説明して頂きたい！文書にして必ずみなさんに渡し、説明すべき！1回さわったものは元には戻りません！盛土の処理、水が出た場合、あれだけの処理場だけでは、土石流が起きてからでは間にあいません！必ず説明して下さい。納得するまで！よろしくお願ひしますね!!</p> <p>とにかく、家族みんな有永住民全員反対です。被害も出てきてますよね？土佐清水市の竜串海岸は国立公園になっています。土石流が発生すると下に流れ出し海の生き物達にまで被害を受けます。人の命をいちばんに考え、この計画は即中止するべきです。人家から近い遠いに関わらず、土佐清水市には、いらぬです。貴様方の利益の為に土佐清水市が被害を受ける、こんなおかしい話はありません。</p> <p>有永の川は水がとても綺麗でホテルも飛びます。水が綺麗な所にしか生息しません。こういった自然が好きで、有永に住んでいます。自然破壊行為に繋がるこの計画は、許される事ではない。絶対反対!!中止するべき!!</p> <p>この計画が進んでいる中で、いろんな物、人が動いていると思いますが、有永住民をないがしろにしないで下さい。バカにしないで下さい！人の命！</p>	<p>工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>然しながら万が一何か問題が生じた場合は、必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>代替エネルギーとして風力発電の計画が進行しているが土佐清水市の今ノ山への計画には反対である。</p> <p>風力発電の先進地はイギリスだがその中心は洋上発電である。自然を破壊するような計画は見直すべきだ。</p> <p>豊かな山林地の今ノ山の自然環境を破壊すれば熱海の土石流災害に見られるような災害の危険性が高まり、ひいては海の汚染により豊かな土佐清水の漁場が失われるだろう。</p> <p>再生可能エネルギーを求めることの前に自然環境を守ることを大前提にすべきである。</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。</p> <p>工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p>
50	<p>今ノ山風力発電事業計画に反対します</p> <p>昨今の地球温暖化により、災害が多発している状態で、さらに崩壊土砂流出危険地に予測されている場所へ日本最大級の風力発電施設を建てると言う事は、地盤もゆるみ、大変危険な状態になると考えられます。</p> <p>私は竜串で仕事をしています。竜串には美しい自然があります。サンゴが生息する美しい海もあります。土砂が流れこみ、美しい海があらされ、汚れます。どうか、竜串（土佐清水市）の海を、三原地区の山々をこわさないで下さい</p>	<p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p>
51	<p>今の山風力発電事業に反対です</p> <p>日本最大級の風力発電を崩壊土砂流出危険地に指定されている所に立てる事は、この事業を中止して下さい。</p>	<p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>
52	<p>日本最大級の風力発電</p> <p>崩壊土砂流出危険地に指定されているところに建てはけません</p> <p>私は反対です</p>	<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
53	<p>今ノ山風力発電事業に反対です。</p> <p>この事業の中止を求めます。</p> <p>日本最大級の風力発電を崩壊土砂流出危険指定地に建設予定。</p> <p>人命をもあやぶまれる事業</p> <p>恐怖でしか有りません。</p> <p>事業中止をお願い致します。</p> <p>人命が一番大切です。</p>	
54	<p>今ノ山風力発電建設予定地には崩壊土砂流出危険地が点在しています。大規模な森林伐採により土砂災害の危険性が高まるのではないのでしょうか。</p> <p>2001年に、この地を襲った集中豪雨により、山が崩れ海城公園の海は大きなダメージを受けました。風車を建てることにより、同じような災害が起きる可能性が高まり住民に不安を与えるため、風車の建設を中止してほしいです。</p> <p>どうぞ宜しくお願い致します。</p>	
55	<p>天候に左右されるため風車・太陽光は電力が安定せず、経産省でも原発の代わりにはならないと言われていています。再生可能エネルギーの是非よりも、土砂災害の懸念を広く知ってもらうため活動しています。風力発電自体に反対ではないですが、建てる場所や規模に不安や懸念材料があり、それらが払拭出来ないので活動しています。子供や孫たちに、この美しい清水を伝えていきたいです。環境保</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>全について、一番考え身近な問題、私たちの暮らしの話です。山を削ることにより森林を伐採し、元の環境は変化します。その変化のダメージが大きいのではないだろうか。今よりこの事業を行う事によって環境保全に役立つ事がないので、この事業に対しては、白紙撤回をどうぞ、全宇宙神からのメッセージとして要求致します。</p>	
56	<p>私は今ノ山風力発電計画に反対します。 計画されている地が、崩壊土石流出危険地や山崩壊危険地に含まれているというのに、そこに計画するという事、事態が理解できません。その上、国有林を広い範囲で伐採し、大型トラックや重機を通す為の広い道を何キロも造らなければならないとなると、地球温暖化で線降水帯や、ゲリラ豪雨がいつどこでおこるか分からない昨今で、2001年におこった西南豪雨以上の被害が起こり得る可能性が非常に大きくなると思います。甚大な被害をもたらす、何より大切な人の命が関わってきます。動物達も居場所を無くし民家へ降りてきます。そういう事が目の前に見えているのに、この計画に賛成する事は絶対にできません。</p>	
57	<p>崩壊土砂流出危険地に指定されている地域に風力発電に関わる工事は断固反対いたします。</p>	
58	<p>今の山風力発電事業に私は反対する。計画されている区域は崩壊土砂流出危険地に指定されており、ここに日本最大級の風力発電というのは間違っている 台風に関係なく記録的な雨が降ったりすると大雨の中で崩壊する土石流と成り川に下り下流の集落に多大な被害をもたらす。 危険事業で人命もあやぶまれる事になりかねない事業には私は絶対反対します。</p>	
59	<p>今ノ山風力発電事業に反対です。 計画されている地域は崩壊土砂流出危険地に指定されている場所になります。なので、ここに巨大風車ができると非常にあぶないと思われまます。 低周波の問題も人体に影響があると思うので、やはりやめて欲しいです。</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もなお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。 本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p>
60	<p>都会からの観光客は、土佐清水の雄大な自然を求めてやって来ます。海と山。山と海。そこに風車が建ち並んでいてもちっとも嬉しくありません。柏島でボートが浮いている様に見える写真が SNS で発信されて、全国から大勢の方がいらっしゃいます。竜串でも同じ現象が見られるそうですね。自然の雄大さと美しさは、土佐清水の宝です。この地には崩壊土砂流出危険地や、山崩壊危険地区が含まれているそうですね。近年の大雨現象、大災害がいつ起こってもおかしくない状況になってしまいますよ。又、人体に影響を与えるとされる低周波音が問題になっていますが、オーストラリアでは、実際にゴーストタウンになってしまった町があると聞いています。移住者が見向きもしない土佐清水になってしまうのではないのでしょうか。目先の利益にとらわれることなく、10年先、50年先、100年先の土佐清水への展望を持ってください。今の山には風車を建てないで下さい。</p>	<p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>低周波音と一般的に呼ばれる1～100Hzの低い周波数の音は、20～100Hzの可聴音領域と、20Hz以下の超低周波音と呼ばれる領域の二つの領域で構成されています。低周波音につきましては、環境省も</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>「よくわかる低周波音（環境省）」を発行しその理解に努めており、その中で低周波音による影響として、「窓や戸の揺れ・がたつきなどの建具などへの影響（物的影響）」と「不快感や圧迫感などの人への影響（心身に係る影響）」の二種類を示しております。本準備書において、風力発電施設の稼働による影響について現地調査、予測及び評価した結果、風力発電機からの音圧レベルは「建具のがたつきが始まるレベル」を下回り、20～100Hzの低周波音領域においては「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」は「気にならない」レベルと同程度か下回る予測結果となっており、低周波音による影響は小さいものと考えております。</p> <p>万が一、稼働後に風車から発生する音が原因で何か問題が生じた場合は必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策など適切な対応をさせていただきます。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
61	<p>今日本各地で100年に一度と言われるような災害が多発しています。それはどうしてか？と考えた時、川でも自然を壊しコンクリートで塗り固えたり開発という名目で便利だけを追求しているからではないだろうかと思われまます。</p> <p>合理的で誤まった豊かさで生きて行く為と称し自然を犠牲にして来てため、想定外とも言える現実が人々をおびやかしているように思います。</p> <p>今の山の風力発電設置となると山をけずり木を切り保水力も無くなって今以上の災害が起こる事は目に見えています。山が健康である事は海で生活している清水の人にとっては何にも変えがたい大切な事です。</p> <p>山を大切にしない暮らしはとうてい許されるものではありません。自然を大切にする田舎の暮らし、お金や力だけでつぶさないで下さい。</p>	<p>本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。なお、山の保水力（水源涵養機能）を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。</p> <p>昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>
62	<p>今の山風力発電事業に大反対です。山をけずり、木を切り保水力もなくなって、今以上の災害が起こる事が目に見えています。</p> <p>事業を中止して下さい。お願いします。</p>	<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
63	<p>土佐清水市の今ノ山は、豊かな水源地です。その山頂をけずると土砂災害の危険性が高まります。</p> <p>どうぞ、風力発電事業の中止をよろしく申し上げます。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>土砂が川へ流れ海へ流出すると、海が汚れ、漁業や観光業で生活している方々も困ります。人だけでなく自然と共に生きている私達です。 どうか、土佐清水今ノ山への建設は中止して下さい。</p>	<p>す。 そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。山の保水力(水源涵養機能)を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。</p>
64	<p>・今の山と、東西に連なる山々は、土佐清水を流れる川のほとんどの源流、市の重要な水源林であり、山の保水能力の低下は否めないと思う。 取水井戸や地下水への影響の報告がほしい。大きな川のない土佐清水市水の確保が重要。</p> <p>・土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊・土石流が発生しやすい場所であり、地盤自体も四万十帯(付加体)で土砂災害が起きやすい地盤である。断層も近くにあり、三原村側は深い谷、絶壁、風車を建てる事により、地盤の抵抗力がさらに弱まり、ガケ崩れが発生する可能性が大。</p> <p>・千年に一度と言われる巨大地震が発生している今、南海トラフ地震想定震源地の近く、震度6強～7の地震が30年以内に発生する確率が高いと言われている地域である。そこを選んで、風力発電(巨大風車)を建設する理由として、「道路の拡幅工事をしなくても、県道と林道をそのまま利用して費用を安く建設できるメリットがある。」説明会での発言。</p> <p>住民としては、県道(一般生活道路)に近い事がデメリットであると思う。地震災害が起きた時に、土佐清水市沿岸部の主要道路は、堤防の決壊、浸水、倒壊建造物や漂流物にふさがれて、使用できないと思われ、他地域からの物資輸送ルートとして、利用したい道である。 倒壊した風車がある場合には、復旧を遅らせると思われる。 土砂に流された風車は、誰がどのようにしてくれるのか?災害時の事を明確にしてほしい。 企業は、地震保険に加入できないのではないのか?収入が入ってくるはずの風車が、市民の負担となる場合も考えてほしい。</p> <p>・貴重な動植物がいる山の現状回復はできないと思う。 「20年間借りてもとにもどします」はもどらない。 179mの動く風車を34基建てる計画。 鉄塔を建てるのではなく、風車は向きをかえ回転しています。 「クマタカ」を例に考えてみても、タカが獲物を捕獲する空域です。生きていけないと思われる。 再生エネルギーをうたわれていますが、風車も小型化・高性能化している現在、環境に負荷をかけるものを、推進していくべきと思います。</p>	<p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>また、風力発電機については、電気事業法に定める「発電用風力設備の技術基準」に基づき耐震性能も含めた設計が要求されておりますので、法に準拠し適切に設計してまいります。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
65	<p>今ノ山風力発電建設予定地は、土佐清水市における最大の水源であり、崩壊土砂流出危険帯も多く含む、保安林を有しています。2001年の西南大豪雨による被害、近年の各地の集中豪雨による土砂災害等の多発、森林による防災の観点からも環境の保全の見地からも風力発電の建設を中止する様求めます。よろしくお願い致します。</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もなお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。 本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
66	<p>私たちは西南豪雨を経験してこれ以上自然を壊してはいけないと確信した。この計画は、私たちの経験を無視している。風車の建設は中止してほしい。風車建設工事をすれば、必ず水がにごる。私達の生活を支える水源地を壊さないでほしい。子や孫の代に負担や不安を押し付けたくない。</p>	<p>本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p>
67	<p>下川口住民の一人です私ども漁業で生活しています。西南豪雨なり海が大変な事になり大変な事になりました 二度とこう言う事が無い用に風車建設は中止して下さい</p>	<p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
68	<p>1. 環境影響を受ける範囲に、川や海への影響がしめされていない。 山を大幅に削って、整備道路や発電所の設置に</p>	<p>設計・工事の実施に際しては、雨水が一か所に集中しないように分散排水を実施し、沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず法</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>より、土砂災害などが全国で発生している。しかし、その想定がされていないのは不十分である。工事完了後に、発電所設置の影響による土砂災害が起きた場合、水産業へのダメージ、住民生活の安全、環境保善がどのように担保されるのかも、不十分である。</p> <p>このような計画は市内在住者として反対です。</p>	<p>面保護や緑化、沈砂池による濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を実施いたします。排水は濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても直接河川へ到達することはないとの予測となっておりますので、濁水による水質への影響は十分回避・低減できるものと考えております。</p>
69	<p>計画予定地は貴重な水源地でもあり、大規模風力発電の建設により、水質の悪化が心配される。その上、災害の可能性が高まる事は否定できないと思う。</p> <p>地元住民の災害等に対する不安感を考えると、計画中止が最善だと考えます。</p>	<p>また、災害に対しては事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
70	<p>私は反対です。大好きな故郷の山、川、海に育ち、大きくなった。</p> <p>今のままの自然の姿を、そのまま後世に残したい。子や孫に今のすばらしさを伝えたいのです。</p> <p>この度の風力発電事業は当然受け入れる事はできません。</p> <p>後悔したくありません。高令者の心からの叫びです。</p>	<p>風力を含む再生可能エネルギー導入が昨今世界的に推進されている背景といたしまして、地球環境問題、とりわけ気候変動における環境の悪化を食止める、緩和するという目的がございます。日本国内におきましても、現在の国内の電力エネルギー構成を入れ替え再生可能エネルギーに置き換えるという点に主眼が置かれた国策として推進されているものです。</p>
71	<p>都会の危険が田舎では安全にすり変わる。トリックにごまかされてはならない。原発然り。風力然り。何故今の山が狙われたか。</p> <p>環境アセスをもちだして正当化するが、用は既成の道路があるからだ。新たに道路を建設するには莫大な費用がかかる。</p> <p>企業の儲け話に土佐清水が手をかす必要はない、清水の宝を手放してはならない。</p> <p>清水の歴史、清水の自然、清水の暮らしは守らなければならない。田舎を軽んじた風力発電建設には、異和感を感じる。子、孫に清水の宝を残す義務が我々にはある。</p> <p>踏み荒らすまいぞ！踏み荒らすまいぞ！</p>	<p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>何より地域の皆様のご理解を得ることが重要と考えておりますので、今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明の実施に努めてまいります。</p>
72	<p>金儲けのために、私たちのふる里壊さないで下さい。</p> <p>益野川の清き水を汚さないで下さい。</p> <p>今ノ山見上げ切に中止願います。</p>	
73	<p>今の山風力発電、つくるのは止めてもらいたい!!!</p> <p>どこぞの企業か知らんけど、自分らの金もうけのためにたかが20年の運用でかんきょうこわすなんてとんでもない!!</p> <p>あそこには、貴重な『リス』が住みついています。一度なくなればもとはもどせません!!!!</p> <p>絶対反対!!!!!!!</p>	
74	<p>今の山風力発電事業を中止して下さい。今以上の災害が起きる事は目に見えています。</p> <p>山をけずってはいけません。</p> <p>木を切ってはいけません。</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>風車はここにはありません。 事業を中止をお願いします。</p>	
75	<p>出来る限り、環境に負荷がかからないよう対策されているのは理解できるが、あまりにもリスクが高く住民にとっては、デメリットしかないように感じられる。「環境保全の見地から」というのであれば事業自体の中止が一番の環境保全である。 昨今の土砂災害や河川の氾濫などを見るにつけ、これ以上環境に負荷をかける事は、やるべきはなく、保護を目的としては事業を行政としてすすめて頂きたい。</p>	
76	<p>今ノ山風力発電事業を進めるという事は、広範囲にわたり工事をしてゆく事になるので、土佐清水の環境に多大な影境が出るのではないのでしょうか？ 山を削るにしても現在の水害の様子をみて慎重に行う必要があると思います。自然の豊かさが素晴らしいこの場所にその環境を壊してまで大規模な風力発電事業を着工し、木を切り、山を減らし水害につながる恐れのあるような未来を考えられません このような大規模な乱開発を許すわけにはいかない思いでいます。</p>	
77	<p>日本の中でもこれだけの自然が残る場所は開発が進む我が国の中でも希少価値があり、それこそが何よりのビジネスへとシフトしてきていることを残念ながら多くの人が気づいていないと思う。 豊かな海は山によって育てられ、山と海は川によってつながっており循環し、長い年月を経て生体形が作られていることをそれがどれだけ希少価値があるのか、もっと理解して頂きたい。 こわれていくのは一瞬であり、今回の風車建設は長い年月をかけて作られた生体形を壊すものであり目先のお金で一時的な利益と引き換えてはいけなと強く意見します。漁業、林業、観光は豊かな自然があることで成り立ちます。是非この機会に新しい世代の力ある若者に未来を相談して、柔軟に意見を取り入れ、豊かな自然を最大限に使い美しく経済的にも強い街づくりを目指して頂きたいです。やれることは沢山あります。</p>	
78	<p>今の山風力発電事業計画に反対です 自然を崩壊することには反対です この事業を中止してほしい。</p>	
79	<p>大好きなふるさとの山、川、海にはぐくまれて育った私には、このたびの風力発電事業には賛成できません。 この美しい自然の姿を後世に残したい</p>	
80	<p>風力発電ができることで、清水や三原の自然と生物、人々の暮らしが変わってしまうと思います。私たちは、美しい自然の中で生活してきました。その自然を壊すのではなく、守っていきたくと思っています。 人間の手で作り出したもので壊していいものだとも思わないし、立ててしまえば取り返すことのできない、お金にかえることのできないものであると理解しています。</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	<p>手つかずの自然を守るためにも、風力発電を作ることに反対します。</p> <p>風力発電は自然エネルギーなので、とても大切なことでもあります。今ある美しい自然を失ってでも設立することは、すべきではないと思います。より良い未来を残すために何が必要か今一度、地域住民の方も含め会話をすることで、最適な選択を通して美しい自然を守ることにつながることを信じています。</p>	
82	<p>20年足らずで運用が終わってしまう風車よりも、このままの自然がありつづけることを何よりも優先したいです。この風力発電計画は相応しくありません。</p> <p>持続可能な再生可能エネルギーとは本来どうあるべきかよく考えなおしていただき、地域の人々や自然のこと、災害のデメリットを見直し、本当に必要で地球のためであるか、そしてもう一度山の大切さを確認し、この自然を壊さない営みが続けられる様取り組んでいきたいです。</p>	
83	<p>この地区の環境保全に関して、風力発電事業により少しでも悪化が懸念されるのであれば、事業を中止すべきだと思います。</p> <p>たしかに、風力発電は、地球環境への負荷は軽いと思いますが、大切なことは、この地域の昔からある自然のままの山の景色・人々の暮らしが守られることだと思います。</p>	
84	<p>山、川、海は全てつながっています。私は海で遊ぶ一人のサーファーとしてこれを身を持って感じています。本事業が与える影響は、地元住民や住宅にとどまりません。その流域をこれからも支える生態系に悪影響を及ぼせば、それを修復することは人間には不可能です。しかし、再エネに転換していかなければ気候危機から脱することも難しいでしょう。ただし、最も電気=エネルギーを消費しているのは巨大企業です。消費者の私たちが求める以上に大量生産・消費を続けています。まずは省エネ、ではないでしょうか？事業の見直しを求めます。</p>	
85	<p>環境に良いはずの再エネを自然豊かな山林を切り開いて作ることに疑問を感じます。</p>	
86	<p>大阪出身サーファーとしてよく、この地域には行かせてもらっていました。四国の海、川、山は素晴らしいいつも感動させてもらっていました。</p> <p>もちろん風力発電自体は反対ではありませんが、今ある自然を壊してまで建設することは反対です。</p> <p>自然の成り立ちは、人の手では修正できません。中止、見直しを求めます。</p>	
87	<p>この自然豊かな地に魅了され、今年神奈川から移住してきました。海・山・川が自然のままに生きていて、それに活かされ心豊かに生活している私たちがいます。こんなに素敵な所は他にありません。</p> <p>自然が壊されること、水が汚れることに反対です。風車の建設は中止してほしいです。</p>	
88	<p>環境破壊を反対します。</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	日本の大切な自然を破壊することで、観光業などに影響が出ると思われるため。	
89	今ノ山風力発電事業について、今ある自然を壊す事に反対します。 自然環境を壊す事でのデメリットも公にし、考えるべきです。	
90	担当者様 職場の仲間が現地に行き、見て感じた話をききました。豊かな自然と美味しい魚やお酒が頂けるととても喜んでおりました。私も行ける日を楽しみにしていますし、自分の子がまたその次の代と一緒に訪れることができたらどんなにいいだろうと思っています。一度失われた自然は二度と戻ってくることはありません。豊かな自然が残ることを願っております。	
91	私は今ノ山風力発電に反対です その理由は、いくら自然への負荷が少ない風力発電でも建設にともなう開発、例えば山林の伐採などで里山のバランスが崩れ人里にも甚大な被害が考えられるからです。	
92	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電をつくりたいなら自分たちがいる街(県外)で作ってもらいたいです。 ・いまはコロナだからそれを見にくる人は少ないと思います。 ・ちかくに水ぞくかんがあつて、かい水は、さくらはまからくんでいるので、あんまり生き物が元気ではなくなる。 ・こないなかにつくらなくても、もつとめだつところでいいと思う。 ・SDGsもあるから、つくりたくないほうがいいと思う。 ・ちかくにすんでいるから体をこわすかのうせいがあるからそのときにせきにんをとってもらわないとこまるし、つくるのもやめてもらいたい。 ・つくらなくても電気はあるからやめてもらいたい。 	
93	自然景観の破壊を反対します。 工事などで、空気が汚染したり、自然を壊す事により、もとの、生体系が壊れるんじゃないかと思うからです。	
94	この計画の反対署名の数をご存知ですか。ここに暮らす人々が、この国の人々が心配や不安、疑問を抱え、反対しています。それを、ここに住んでいない方々が、その声を無視し、住民の生活を脅かすのはいかがなものでしょうか。もしかすると、あなた方の生活圏内に、明日このような計画がなされるかもしれません。しかもそれは、自分たちの街へくる電力でもなければ、原発停止のためでもなく、安定した電力供給もできない、そして持続可能でもない。大規模な自然破壊で起こる様々な変化により、そこへ住む動物たちは無論あなたの生活の安全が脅かされようとしていても、あなたのご家族が不安や心配を抱えていても、それでもその計画を進めますか。それだとしたら、あなたの方の家の前に、あなた方の生活圏内にあなた方の水源地に、どうぞ建ててください。 お金や利権、あなた方の仕事上の立場や役割の前	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>に(1人の人として)そういった立場で考えたことはありますか。</p> <p>これからの時代に本当に大切なこととは何か、人間のエゴではなく地球規模で考えないといけない時がきていると思っています。</p> <p>この自然を破壊しなくても、いつだって素晴らしい恩恵は受けられているはずです。</p> <p>むしろ、そのままの自然にこそ、私達人間の生きる道はあります。</p> <p>エネルギーが足りないのならば、私は自分たちのエネルギーの使い方を考えたい。本当に目を向ける先はいつだって自分たちの足元にあるはずです。</p> <p>全ての生命にとってなによりも大事な水。私達の体も水でできています。</p> <p>私達が口にする作物にも水は欠かせません。</p> <p>私は綺麗な水と共に生きていきたいと思っています。だから、私は綺麗な水を守る暮らしをしたい。</p> <p>綺麗な水を守ろうとしている人には綺麗な水が返ってくるものです。</p> <p>この世の仕組みは因果応報です。</p> <p>あなた方のもとにも全て返ってきます。人間のエゴではなく、この地球の生命体の一部として地球に優しい選択をするもしないも自分たち次第です。</p> <p>破壊のあとには必ず再生がおこります。地球規模の再生、それは人間にとっては天災(災害)となります。破壊すればするだけ必ず返ってきます。世界を、地球を見回してください。もうすでにそのような時局はきています。</p> <p>地元で反対している人たちは、いつかのあなたのご家族、いつかのあなたと同じですよ。</p> <p>その想いをしっかりと考え、この計画を見直し中止してほしいと思います。この計画により、この地が全く変わらないはずがない。</p>	
95	<p>地球温暖化の歯止めをかける為に風力発電、水力発電など自然のエネルギーを使う再生可能エネルギーへの転換はますます必要になるのは分かります。ただ、再生可能エネルギーを作るために、その地域の自然、景観、生態系を壊すということは一緒にしてはいけないと思います。</p> <p>今一度、その場所に作らなければならないのかという再考と、もし作るのであれば、十分に、環境へ配慮して行うべきだと思います。</p>	
96	<p>昨今の社会情勢でエネルギーの推進が急がれます。そして気候変動や地震への対策を考えれば、原発や石炭火力発電の選択はないと考えます。</p> <p>そのために再生可能エネルギーの促進が求められますが、わずか20～30年ほどの耐用年数の機器を設置するのに、自然を壊す大規模な開発や、人々の生活を脅かす開発は誰もが望みません。引き継がれてきた地域を、次の子どもたちに残すために、この事業の見直しを求めます。</p>	
97	<p>持続可能エネルギーを得ることは大事ですが、環境と生物多様性の保全のために、本当にこの計画が正しいものなのか?もう一度考え直す必要があると思います。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<p>いつも四万十エリアでサーフィンするために来ていて、地元の食べもの、人、豊かな自然環境に心をいやされています。</p> <p>人の健康は健康な地球のうえに成り立っています。三原村の方たちの心身の健康、平和が実現できるように、住民の方たちとの合意形成をていねいに行ってください。</p> <p>先日、建設予定地の山を歩き、今までサーフィンを楽しんでいた海や大切な友人の家や宿から風車が見える景色に変わってしまうのがとても残念です。また四万十川の清流は全国でも有数ですし、貴重な生物の存在もあり、豊かな自然が壊れてしまうことが心配です。1度壊してしまった自然はなかなか戻らないと思うので、ていねいに検討をお願いします。</p> <p>三原村の方が利用する電力量であれば、34基も不要と感じましたし、自治体として経済面を考慮するなら全国どこにでもある風車でなく豊かな環境資源を生かすことができないでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見を賜り有難うございます。地域の皆様のご不安やご懸念を、弊社といたしましても真摯に受け止めております。</p> <p>地域の皆様のご意見を拝聴する機会を数多く設け直接ご意見をお伺いすべく、これまで計画地の周囲の地区を対象に土佐清水市及び三原村では法で定められた説明会とは別に個別説明会を20回程度実施し、頂いたご意見を踏まえ、実際に事業計画を変更し風力発電機の基数を削減や改変面積の縮小、景観への配慮をするなど検討してまいりました。</p> <p>一方で、本事業に期待頂くご意見もございます。弊社としましてはご心配の点に真摯に対応し、ご期待に応えられる事業とすべく、今後も地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、より一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
99	<p>自然環境を人間の欲による力で破壊することは反対です。</p> <p>一方で日本、世界を見渡せば風力発電も地球や地域と共存している例もあります。事業を進めようとしている方には、人がなぜ反対しているかを正しく理解し説明する義務があります。反対はより深い対立しか生みません。石木ダム建設反対が良い例です。私たちが生きている間の短期的な期間で物事の良し悪しを判断するのではなく、私たちの子供、またその子孫達にとって良い legacyを残すことが出来るように最善の選択をするべきです。決して反対の意見だけが集積しないよう祈るばかりです。</p>	
100	<p>山→川→海 自然のサイクルの中での恵みや心の癒しは何ものにも変えられないものだと考えます。</p> <p>私たちの生活を考えて実行される様々なものは時にそれとは逆の方向に行くことにもつながります。</p> <p>私の住む千葉県にもすばらしい自然があります。そこから思恵を受けているからこそ、山をこわし、その先に自然のサイクルがくるような可能性を持っている計画という声が挙がる今、そのまま進めるべきことなのか、今一度考え未来のためにすばらしい自然の正しいあり方について多くの方と意見を交わしてほしいと願っています。</p>	
101	<p>この地域にとって、本当に必要なのは風力発電なのか。そして前例のある他の地域の風力発電による環境への影響、地域住民への環境を慎重に調査して検討して頂き、更にその事実を地域住民の方々に説明をして頂きたいです。</p> <p>建設してから「影響がある」では遅く、そして大きなゴミになります。</p> <p>地域住民の方々の意見を聞く機会を1回でも多く持って頂けたらと思います。</p> <p>どうぞよろしくをお願いします。</p>	
102	<p>僕は再生可能エネルギーに取り組むことに対しては前向きに考えています。しかし、それは、海、山、</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>川をはじめとして、自然に十分配慮したうえで取り組むべきだと思っています。その土地に暮らす人々の生活や動物の生態系を破壊してしまう可能性があるならば、より入念に精査する必要があると思います。風力発電を建設することが悪いこと、良いことではなく、沢山の人の意見を取り入れ、最も地球や人々の為になることとして様々な視点から、見直してほしいと願っています。地球のため、人のため、動物のため、未来のためになるように計画の見直しを求めます。</p>	
103	<p>周辺地域の人はもちろん生物にリスクがあっては、風力発電といえどクリーンなエネルギーとはいえないのではないのでしょうか。</p> <p>電力に関しては、発電のために大きな施設を作らずともソーラーパネルを各家庭や会社が所有することもできる上にコストも下げられるなど、代替案もあるので、他域同様のやり方ではなく、その様な先進的取り組みを行うことで、本当の意味で良い町づくり、企業づくりができるのでは、ないでしょうか。</p>	<p>風力を含む再生可能エネルギー導入が昨今世界的に推進されている背景といたしまして、地球環境問題、とりわけ気候変動における環境の悪化を食止める、緩和するという目的が御座います。日本国内におきましても、現在の国内の電力エネルギー構成を入れ替え再生可能エネルギーに置き換えるという点に主眼が置かれた国策として推進されているものです。具体的に政府の定める「エネルギー基本計画」では2030年度に電源構成の内、約4割弱を再生可能エネルギーに置き換えることを目標としており、早急な入れ替えが急がれているものです。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
104	<p>メガ風力、メガソーラーなどは、送電ロス低周波の影響や景観の悪化、伐殺による環境破壊などさまざまな問題を生ずると思いますので建設には反対です。</p> <p>メガでなく小風力、各戸太陽光利用小水力発電などに力を入れて自然林をむやみと伐らないような電力にとり組んで下さい。</p> <p>強風による倒壊や耐用年数経過後の処理などについても「倒産をよそおい放置する」など、心配な噂も耳にします。</p> <p>取り返しのつかない自然破壊にならないよう、慎重な取組みを望みます。</p> <p>美しい清水の自然を子孫に残して下さい。</p>	<p>風力を含む再生可能エネルギー導入が昨今世界的に推進されている背景といたしまして、地球環境問題、とりわけ気候変動における環境の悪化を食止める、緩和するという目的が御座います。日本国内におきましても、現在の国内の電力エネルギー構成を入れ替え再生可能エネルギーに置き換えるという点に主眼が置かれた国策として推進されているものです。具体的に政府の定める「エネルギー基本計画」では2030年度に電源構成の内、約4割弱を再生可能エネルギーに置き換えることを目標としており、早急な入れ替えが急がれているものです。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>また弊社は出資各社が責任を持って出資・運営している会社ですので、設備撤去を含み、開発期間、事業期間、事業実施後にわたり責任を持って対応してまいります。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。
105	今ノ山に登りましたが、多種多様な木々が生息していて、とても豊かな山だと感じました。道中、ブレード、ローターを運び込む準備として道を作っていましたが、既に、崩れ出している箇所もあり山自体が破壊されているように見えました。これからの世界、もう作り出すのは終わりにして、今、在るものをどう生かすか!?!に切り替えていかないといけないと思います。	<p>風力を含む再生可能エネルギー導入が昨今世界的に推進されている背景といたしまして、地球環境問題、とりわけ気候変動における環境の悪化を食止める、緩和するという目的がございます。日本国内におきましても、現在の国内の電力エネルギー構成を入れ替え再生可能エネルギーに置き換えるという点に主眼が置かれた国策として推進されているものです。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>現在今ノ山にある作業道は、林野庁によって森林施業のために造成・使用されている作業道です。本事業は環境影響評価手続き中であるため、現時点では道路工事に着手しておりません。ご意見のとおり一部道が崩れている箇所もございますが、舗装を行うことにより補強し、安全に通行できるよう整備する計画としております。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
106	今ノ山風力発電事業により引き起こされる環境被害を考慮し、私は本事業に反対します。自然環境の破壊だけでなく近隣住民への生活環境に悪影響も及ぼすと思います。上記の理由から、本事業に反対します。	自然環境を含む周辺環境への影響については事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価した結果を本準備書にて取りまとめしております。具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しております。
107	私は今ノ山風力発電事業に反対です。その理由は建設の際に発生する環境汚染です。今現在は美しい自然を人の手で破壊してしまうことについて疑義があります。私自身美しい自然に囲まれた所で育ちました。その環境が壊されてしまうことを想像すると断腸の思いです。次の世代にもその恵を受けつぐことが、バトンタッチすることができないような工事には断固反対です。	ご不安やご懸念につきましては、弊社としましても真摯に受け止めており、程度に関わらず影響を可能な限り低減するよう引き続き努めてまいります。
108	人工物をつくると、自然の流れが止まり、結局は、人間に返ってくるので、ぼくは、人工物は最小限が良いと思います。	なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。
109	今ノ山風力の事業紹介などを見ました。「他のエネルギー発電に比べ発電効率に優れる一方で、風車ヤード及び管理用道路と伐採部分を含めても開発面積を比較的小さくできるという特徴がある」とかいてあります。環境への負荷を極力抑えた開発は人間にとって良いという目線であって、動物や生き物など、本当に守るべき命のことについては触れていません。人間の目線とは、本当に正しいのでしょうか。十年50年100年、その先の事も考えて地域の方々と意見交換することができていますか。私は、共存できる形をもとめます。生き物、虫は私達の生活をクリーンなものにしてくれます。風力以上の価値があると考えます。	今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明を実施し事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
110	<p>勉強不足の為専門的な事は理解していませんが私見を記します。</p> <p>風力発電は、自然エネルギーを利用するとしても環境が壊れると思う。風、水害に対してはどうか？人間の体の影響もあるのでは？</p>	
111	<p>環境影響をまともに受ける 住民としては止めてほしい</p>	
112	<p>高知県全土の環境の豊かさが好きで家族で移住しました。土佐清水の方へは、家族で海へ泳ぎにいきます。</p> <p>川とはちがった広大な海は心をのびのび開放してくれます。仕事や子育て、日々の生活のつかれをいつでもいやしてくれるのは、自然の、何の迷いもない、何の意図もない、ただありのままにただずむ自然の姿です。風力発電は山を電気工場にかえてしまします。その影響は何十年とかけてみていかなければわからないものから、災害で即、影響がでるものもあると想定します。この不安定な気象の時に自ら環境を破壊するようなことは結局は人間自身の首をしめることに他なりません。</p> <p>今ノ山に風力発電は必要ありません。電気をつくることは、電気の必要な場所で行うことを考えるべきだと思います。この計画を住民によくよく周知すること、意見を集めることにもっと時間をさいて下さい。土地は住民の財産です。住民が守り育ててきたものです。</p>	<p>自然環境を含む周辺環境への影響については事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価した結果を本準備書にて取りまとめております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しております。</p> <p>ご不安やご懸念につきましては、弊社といたしましても真摯に受け止めており、程度に関わらず影響を可能な限り低減するよう引き続き努めてまいります。</p> <p>住民の皆様への本事業の周知につきましては、直接ご説明のうえご意見をお伺いすべく、これまで計画地の周囲の地区を対象に土佐清水市及び三原村では法で定められた説明会とは別に個別説明会を20回程度実施いたしました。その中で頂いたご意見を踏まえ、実際に事業計画を変更し風力発電機の基数を削減や改変面積の縮小、景観への配慮をするなど検討してまいった経緯がございます。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明を実施し事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
113	<p>「高さ179.4m あるものを、34基」源流地である山を乱開発し、生態系への悪影響はあきらかである。</p> <p>土佐清水・三原の景観は美しく守られた(自然に)地である。人間の禍根として後世に風車によるゴミを残すのか、持続可能なふるさとを残すのか、大きな岐路に立っている、大人の責任として、小規模、分散型のエネルギーを開発研究し、このような事業については直ちに、中止する必要があると考える。</p> <p>我々が、水や空気によって生かされており、それを産み出してくれる自然を守り、育むことを考えるべきだと思う。又、美しい海岸やサンゴの残る土佐清水、お米やドブコックをつくる三原村、両者にとってうける住民へのデメリットは大きすぎる。低周波被害については、未だ保障を受けることができず、多くの自治体住民は、つらい日々をすごしている。様々な点を鑑み、この事業はそく時、撤退をおねがいしたいです。</p>	<p>自然環境を含む周辺環境への影響については事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価した結果を本準備書にて取りまとめております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しております。</p> <p>ご不安やご懸念につきましては、弊社といたしましても真摯に受け止めており、程度に関わらず影響を可能な限り低減するよう引き続き努めてまいります。</p> <p>低周波音についても環境影響評価の中で調査、予測及び評価を実施しており、稼働時の影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、万が一、稼働後に風車から発生する音が原因で何か問題が生じた場合は必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>たきます。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明を実施し事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
114	<p>この地に住んでいても川のきれいな水に心いやされます 西南豪雨後やっとエビ、小魚が帰ってきました 孫も喜んで川遊びにでかけます 風車建設によって自然をこわしてほしくないです 山を切り開くとイノシシ、シカなどは里において来る 田、畑が作れなくなりどうしたらいいのですか！！ 風車建設は生活をこわすので中止してほしい！！</p>	<p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>野生動物の行動の変化については気象条件や餌量の年間変動など、様々な要因があると考えております。風力発電事業による動物の忌避行動については、関連する科学的知見が存在していないのが現状ですが、地域にとって深刻な問題であることは認識しておりますので、弊社としましては出来ることを検討していきたいと考えております。</p>
115	<p>今ノ山及び風力発電建設予定地の久百々川下流域で若者が地方に戻って生活をできるようになる手立てを生み出すため、荒れた土地を再生して有機農業を営んでいます。 経済成長に置いて行かれた地方の端だからこそ今も残る『元ある自然の姿』に価値が見出される時代がすぐそこに来ていると信じて活動を続けております。この建設はとくに亜熱帯で雨量も多い地で山の尾根を大規模に破壊されることで土砂災害の危険に加え、若者や移住希望者の減少に直結する他、大規模に山を切り開くと猪・鹿・猿が里に下りて来て田畑に被害が今以上に拡大します。土佐清水の未来、そして私達の生活が守れないので本当に中止してください！！こんなことをしては、日本は破滅します！！</p>	
116	<p>小夏を家の近くに数本植えていますが収穫前になると「ハクビシン」「ヒヨドリ」にやられてしまいます。作物に関係なく「イノシシ」は出てきます。風力発電で山を切り開くとこれらの害獣が麓に降りてきて、さらに被害が拡大すると予想されます。風力発電の建設には反対します。</p>	
117	<p>土佐清水で使用しない電力をなぜ大自然が残っている土佐清水にわざわざ作ろうとするのかが分かりません。 山を削ってしまうと元には戻りません。 全て予測で、影響を極力低減いたしますと書いてありますが、具体的に生態系にどう影響を極力低減するのか分かりませんでした。 生き物が生きて行けず、里においてきて鳥獣害と言われてしまう動物が気の毒です。山に住めなくなったのは人間だと思うので、やめて下さい。 風力はいららないです。(2通)</p>	<p>発電した電力はFIT制度により、四国電力送配電株式会社の系統(送電線)に売電いたしますので、そのまま四国外に流れていくものではなく、四国内の他の地域と同様に土佐清水市及び三原村で使用される電気の一部になってまいります。</p> <p>具体的な生態系等への影響の低減につきましては、風力発電機の設置基数削減、配置計画の見直し、既存林道の活用などにより変更区域を最小限に留めることで生態系への影響を実行可能な範囲で回避・低減するよう努めております。</p> <p>またご指摘のとおり、鳥獣被害は全国的に深刻な問題となっており、計画地周辺の農家でも被害対策が実施されております。風力発電事業による動物の忌避行動については、関連する科学的知見が存在していないのが現状ですが、地域にとって</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>深刻な問題であることは認識しておりますので、弊社としましても出来ることを検討していきたいと考えております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
118	<p>風車建設の為に山を切り開くと、イノシシや鹿、サル等が里におりてきて、ふもとの田畑に被害が出て生活が守れない。工事でボーリングするというのが、その時に水脈にあたれば、山の水が出なくなる可能性がある。ゼロではない事は、してはいけない!!田への水源がたたれるとお米は作れない。春になるとウグイスが鳴き、暖かくなる事をおしえてくれる山の木もなくなると、自然の営みを、壊してまでも進める必要があるのか？</p> <p>近年、大雨による災害もいつやってくるかわからない。</p> <p>土砂災害がおき人の命にかかわる事です。道路全体を使わないと通れない車を夜中、騒音が必ず、ねむりをさまたげます。命をおびやかす風車建設工事をやめて下さい。</p>	<p>野生動物の行動の変化については気象条件や餌量の年間変動など、様々な要因があると考えております。風力発電事業による動物の忌避行動については、関連する科学的知見が存在していないのが現状ですが、地域にとって深刻な問題であることは認識しておりますので、弊社としましても出来ることを検討していきたいと考えております。</p> <p>地下水への影響につきましては、風力発電機は尾根部に設置いたしますので水源となるような大量の帯水層が尾根部に存在する可能性は低いと考えております。また、不圧帯水層の改変は限定的な範囲となりますので、水脈へ影響が及ぶことはございません。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めてまいります。</p> <p>最後に、工事中の工事関係車両の走行による騒音に関しましては、「第10章 10.1.1 大気環境 3 騒音」の項目で調査、予測及び評価を実施しており、工事関係車両の走行による影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、走行台数を極力削減するため、工事関係車両が集中して走行しないよう、可能な限り工事期間中の車両台数平準化に努める計画としております。また、工事期間が長期間となることから、工事関係車両の走行を含む工事スケジュール、安全対策等についても、関係する近隣の地元の皆様に随時情報提供する等の対応を検討いたします。万が一、何か問題が生じた場合は必要に応じて調査・原因究明を行い、本事業起因している場合には、対策を講じる適切な対応をさせていただきます。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
119	<p>前に今ノ山の上に自衛隊の基地を作るために道路拡張工事をしたが、その時にものすごく川の水が濁った。</p> <p>風車建設をすれば必ず濁る</p> <p>私たちの生活用水の水源を壊さないでほしい。</p>	<p>本事業では、山の保水力(水源涵養機能)を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。</p>
120	<p>以前、田んぼの用水路に水(川からの)が取れなくて困ったことがありました。</p> <p>稲作もちろんですが飲料水まで濁れることになりはしないかと心配しています。</p>	<p>加えて、降雨時の雨水は、雨水が一時に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで流水量を平準化し、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	今日でも川が濁水の時が有ます 山を弄ると、保水がなくなり濁るようになる 水道水に悪くなり取返しがつかない事になるとこ まる	実施いたします。 地域の皆様の生活用水に影響の出ることのないよ う適切な対策を講じてまいります。
122	今ノ山に計画されている風力発電に対し私は反対 です。 今ノ山から流れる水は(三崎川)土佐清水市民の水 源地です。 三崎川が洪水・濁水になる事があれば、私達の命に かかわる事なので断固反対です。	
123	私たちの生活を支える水源地を壊さないでほし い。 再生エネルギーの是非ではなく大規模開発による 環境破壊に強く反対する。 風車建設事業を中止してほしい。	
124	風車を立てるに当り水質に問題はないのか 害が出た時に責任を取ってくれるのか、土佐清水 の人々がおだやかに、すこやかに生活出来る保証 が出来るのか イエスと返事をまちます。 ※今後、進み方や方向について毎月の広報にのせ て市民を大切に本気で取り組んほしいことを切望 する。	本事業では、山の保水力(水源涵養機能)を低下さ せることのないよう、集水域ごとの改変面積を可 能な限り低減する計画としております。 加えて、降雨時の雨水は、雨水が一か所に集中し ないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁 水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策な どの施策を適切に実施することで流量を平準化 し、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画として おります。工事中及び運転開始後も各種対策の機 能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的 に実施いたします。 地域の皆様の生活用水に影響の出ることのないよ う適切な対策を講じてまいります。なお、広報への 掲載は行政側のご判断も伴うため、弊社としまし ては今後も説明会などを通じ、周辺地区の皆様 に対し進捗状況を適時適切にお伝えすべく努めて まいります。
125	うみがよごれるからやめてください。	
126	土佐清水の観光は竜串の海が命です。 今ノ山に工事が始まると、山の川を通して、海への 影響が心配です。 又、土佐清水の水源地にもなっている今ノ山です ので、工事の中止を希望します。	山の保水力(水源涵養機能)を低下させること のないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り 低減した計画とした上で、工事の実施に際しては、 雨水が一か所に集中しないように分散排水を 実施し、沢崩れを誘発しないことを前提とし、 裸地を残さず法面保護や緑化、沈砂池による 濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止 対策などの施策を実施いたします。排水は 濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然 浸透させる計画としており、本準備書 において直接河川へ到達することはない との予測結果となっておりますので、 濁水による水質への影響は十分回避・ 低減できるものと考えております。
127	今の山風力発電事業の中止を願います。 竜串のさとうみは土佐清水市の山が 大切です。治水の面でも山は 大切です。反対します。	
128	ぼくは、なぜ立ててほしくないか と言うと、風力発電所を作ったら、 川や海のきれいな水がよごれて 三崎や上野や三原村の人がこまる し、三崎や上野や三原村にめいわ くがかかるし、山の木を切ると 魚もとれなくなから作らない方 が良いと思います。	地域の皆様の大切な水資源に影 響の出ることのないよう、弊社と 致しましても適切な対策を講 じてまいります。
129	2001年から10年間かけて、自然 災害から、きれいな山、川、海 を取り戻した場所に巨大な風車 を立て、作設するために大きな 道を作れば、雨による泥水が海 を汚し、海的环境は、再び悪化 します。 地域の人や観光客、自然のため に、計画を撤回して下さい。	
130	今ノ山の風力発電事業に非常に 不安を感じています。評価書 を読んでさらに不安が増しまし た。	風力発電機は尾根部に設置しま すので水源となるような大量の 帯水層が尾根部に存在する可 能性は低いと考えております。 また、不圧帯水層の改変

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>今ノ山を水源として生活している世帯が多くありますが、山の尾根を掘ってコンクリートを打ち込めば山の乾燥化が進み、木が枯れたり濁水の流出や川の水量が変化するなどの影響が懸念されます。山頂付近の豊かな森が水をたくわえていて、雨量の多い清水でも常に水が暴走することなく水を確保できますが、風車建設のための皆伐により保水力が落ちることを危惧します。</p> <p>市民のライフラインである安全な水がおびやかされるため風車の建設には反対します。</p>	<p>は限定的な範囲となりますので、水脈へ影響が及ぶことはなく、山の乾燥化や川への影響が出る可能性は低いものと考えております。</p> <p>加えて、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減することで、住民の皆様のライフラインである水への影響や山の保水力(水源涵養機能)を低下させることのないような計画としておりますが、工事の影響にも最大限注意し、適切な工事を実施すべく努めてまいります。</p> <p>地域の皆様の大切な水資源に影響の出ることのないよう、適切な対策を講じてまいります。</p>
131	<p>建設地域の竜串海域はサンゴ礁を中心とした生態系を観光資源として住民の生活が営まれており、また市の大きなアイデンティティでもある。陸域からの栄養塩の供給の変化によってサンゴの生育が妨げられるといった研究結果は国内外問わず多く、例えば産総研からもプレスリリースがWEB上に記されているが、河川流域の工事によって竜串海域の栄養状態が変化し、市の観光資源・住民の生活が脅かされる懸念がある。事業主体である今ノ山風力合同会社は上記懸念に対して調査と結果の公表を行い、市民に損害が出た場合の保障を約束されたい。騒音発生についても同様である。</p>	<p>事業実施にあたっては環境影響評価法に基づき、環境影響評価において事業実施前に環境に与える影響を予測・評価しております。事業計画の段階から万全を期してまいります。万が一何か問題が生じた場合は、必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>地域の皆様の大切な水資源に影響の出ることのないよう、弊社と致しましても適切な対策を講じてまいります。</p>
132	<p>脱炭素に向けて、自然エネルギーを活用することは、とても良いことだと思うのですが、海域公園が近くにあったりサンゴ礁や様々な生態系への影響が心配です。</p> <p>“短期的”ではなく“長期的”に、“私利私欲”ではなく“無私無欲”に。</p> <p>この先この地球で暮らしていく子どもたちの為に、今一度、建設について考え直して下さい。</p>	<p>設計・工事の実施に際しては、雨水が一か所に集中しないように分散排水を実施し沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず法面保護や緑化、沈砂池による濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を実施いたします。排水は濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても直接河川へ到達することはないとの予測結果となっておりますので、サンゴ礁や様々な生態系への影響は十分回避・低減できるものと考えております。</p> <p>地域の皆様の大切な水資源に影響の出ることのないよう、弊社と致しましても適切な対策を講じてまいります。</p>
133	<p>毎年、四万十にお伺いして、サーフィンや川、山登りを楽しませて頂いている者です。</p> <p>豊かな自然に魅力を感じて、お伺いしているため、環境保全のためにも、中止を希望します。</p> <p>山を切りくずす事で、山の生態系にも必ず影響があると思いますし、川を通じて、海にも影響があります。以前東北で、風力発電所が作られた影響で、川から魚がいなくなった事も経験しています。</p> <p>海から見て人工物が無い四万十の山々が好きですし、日本数少ないエリアだと思えます。</p> <p>未来の子供たちのためにも、検討をよろしくお願ひします。</p>	<p>自然環境への影響について、事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>設計・工事の実施に際しては、雨水が一か所に集中しないように分散排水を実施し、沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず法面保護や緑化、沈砂池による濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を実施いたします。排水は濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても直接河川へ到達することはないとの予測となっておりますので、濁水による水質への影響は十分回避・低減できるものと考えております。</p> <p>地域の皆様の大切な水資源に影響の出ることのないよう、弊社と致しましても適切な対策を講じてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
134	<p>今ノ山風力発電事業を反対します。 事業開発することで生態系に影響が考えられ、自然環境への影響はとても大きい。 本当に36基もの風力発電が必要なのか計画案の再度見直しをするべきです。</p>	<p>自然環境への影響について、事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p>
135	<p>破壊してしまった自然を元どおりにもどすことはできません。様々な生態系にも影響を及ぼすと思われるので今ノ山風力発電事業に反対します。</p>	<p>動物、植物及び生態系への影響を低減すべく風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また変更区域を最小限に留めております。さらに環境保全措置を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できる、との環境影響評価予測結果となっております。</p>
136	<p>準備書を見て、今ノ山に、たくさんの生き物がいることをして、ふう車をたてないでほしいという思いがとても、つよくなりました。ふう車がたつことで、たくさんの生き物が死んでしまうと思うので、ぼくは、子どもだけ、ふう車をたてるのは、やめてほしいです、おねがいます。</p>	<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
137	<p>ぼくは、前にもいちど、意見書をかきましたが、南海トラフ巨大地震がしんばいで、またかかしていただきます。 もし、南海トラフ巨大地震がふう車がたつてからきたら、今ノ山は、くずれやすいので、風車のたつているところなどは、ぜんぶくずれるだろうと思うので、ただでさえくずれやすい今ノ山にふう車をたてるのは、やめてくださいおねがいます。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所（崩れやすい場所）での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。 そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としております。さらに風力発電機については、電気事業法に定める「発電用風力設備の技術基準」に基づき耐震性能も含めた設計が要求されておりますので、こちらも法に準拠し適切に設計してまいります。 弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め適切な対策を講じてまいります。</p>
138	<p>何千年、何百年かけて出来た素晴らしい自然を人工物を入れる事によって崩されてしまうのはとても悲しい残念 この風力発電でどれだけの電力がまかなえるのか？一時的な電力で建設するのであれば絶対に要らない。 素晴らしい日本の自然環境を残す為に反対します。</p>	<p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、地域の素晴らしい自然を眺望できる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。また、風力発電機の色にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めております。 自然環境への影響につきましては、変更面積の縮小により影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。 現時点での試算ではございますが、本事業によって生産される電力は高知県の年間電力消費量の約1割程度に相当すると考えており、同時に再生可能エネルギー発電事業を通じてエネルギーの国内自給率向上に資することが一つの大きなメリットだと考えております。 弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
139	<p>森林伐採、搬入の為の道路建設で環境が悪化する、景観がかわってしまう事に不安がある。 大きな事業だが、この発電で年間(月)どのくらい</p>	<p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、地域の素晴らしい自然を眺望できる足摺岬、竜串海岸、叶崎</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>の世帯がまかなわれるのか、何十年風力発電ができるのかわかりやすくメリットも教えてほしい。私の調べた中では、数十年で使えなくなると思っているのもそうではないなら、県民にも新聞などで情報発信してほしい。</p> <p>高知の魅力は、自然が残っている事だと思うので手つかずの大自然を子供達が感じれるような活用を県にしていってほしいです。</p>	<p>からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。また、風力発電機の色にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めております。</p> <p>森林伐採や景観を含む自然環境への影響につきましては、改変面積の縮小により影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。また、本事業は固定価格買取制度に基づき稼働いたしますが、現時点での試算では、本事業によって生産される電力は高知県の年間電力消費量の約1割程度に相当すると考えております。再生可能エネルギー発電事業を通じてエネルギーの国内自給率向上に資することが一つの大きなメリットと考えますが、地域とともに観光資源としての活用や災害対策などに取り組んでいる他事例もあることから、本事業においても地域の皆様が求める地域貢献策に取り組むべく、地元行政を含む地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。</p> <p>弊社としてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
140	<p>2001年の西南豪雨災害で2週間家に帰れなかった経験をしました。現在あの頃とは比べることのできないほど山も荒れ、異常気象や災害も全国各地でも頻繁に起こるようになっていきました。そんな今、山の上の大規模な開発とは、恐ろしくて考えただけで夜も眠れません。</p> <p>さらには飲料水への影響も本当に心配です。何かあった時には誰に責任が取れるのでしょうか？</p> <p>説明会では事業者様の無責任な人ごとな対応も気になります。住民として恐怖しかありません。航空障害灯の明滅が雲り空にうつり雷のように空が明かるくなることへの懸念もあります。環境破壊と土佐清水の豊かな生活の破壊につながる計画だと思いました。</p>	<p>災害に対しては、事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>そのうえで本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、適切に現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。さらに風力発電機の基数を当初の計画より削減することで、改変面積を縮小いたしました。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>航空障害灯の設置につきましては、必要最小限とすべく国土交通省航空局と協議のうえ対応を検討いたします。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
141	<p>以前土佐清水のキャンプ場で泊まった時に、夜中・朝・昼と一日中チカチカしている風車に不安な感じを覚えました。</p> <p>また風車近くの友人宅を訪れた時にも鳴り止まない音、一日中光るライトにとってもストレスを感じました。</p> <p>静かな所で過ごしたいと思っているので風車のある所、音が聞こえる所では自分は暮らせないなと思っています。</p> <p>一度建てたらなかなかなくす事は出来ないののでよくよく考えた方が良くと思います。</p> <p>目先のお金よりも長い目で豊かな自然を残した方が良くと考えます。</p>	<p>風力発電機には航空法等の規定に従い風力発電機に航空障害灯を設置することとなりますが、必要最小限とするように検討いたします。</p> <p>また風力発電施設の稼働に伴う騒音については環境影響評価の中で調査、予測及び評価を実施しており、稼働時の影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、稼働後も風力発電設備の適切な点検・整備を実施し性能維持に努め、風力発電施設の稼働に伴う騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響を実行可能な範囲内で低減すべく努めてまいります。</p> <p>弊社としてはご心配の点を真摯に受け止め、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
142	<p>きれいな山にふうしゃがたつのは、いやです。なぜかという、もしふうしゃがたつとふうしゃの光がくもり空だったら、かなりみたいになってまぶしいからです。ふうしゃのまわるはねでとりもとばされてしんでしまったりととりもすくなくなるから、ふうしゃをたてるのは、いやだと思えます。</p>	<p>風力発電機自体は光を発する機器ではなく、またくもり空であれば太陽光も一定以上遮られている状態となりますので、ご心配さのようにくもり空に雷のように光る(反射する)という現象が生じる可能性は低いものと考えております。</p> <p>また鳥類を含む生物への影響を低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また変更区域を最小限に留めております。さらに希少猛禽類に対しては環境保全措置として風力発電機に接近しないような対策を講じることによって、実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め適切な対策を講じてまいります。</p>
143	<p>風車をたてると、はねとりがあたってとばされてしまったりとしまったり、するのでたてないでほしいし、風車をたてるということは、しぜんをはかいするということでもあるので、山のうつくしいしぜんをふうしゃをたててけさないでください。ふうしゃをたててお金もうけをしても、風しゃのはねにとばされたとりとかのどうぶつのいのちが、すくなくなるので、この計画を今すぐ中止してください。</p>	<p>鳥類を含む生物への影響を低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また変更区域を最小限に留めております。さらに希少猛禽類に対しては環境保全措置として風力発電機に接近しないような対策を講じることによって、実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め適切な対策を講じてまいります。</p>
144	<p>私は趣味が自転車、今の山へ月5、6回登って健康を維持しています。</p> <p>風力発電ができると、工事の車が行き来して、自転車にも乗れずとても不安です。歳をとって静かな生活を奪う風力発電に反対です。</p> <p>風力発電が出来たら何のメリットがあるのか、市は住民に知らせるべきです。デメリットが大きい、風力発電に声を大にして反対します。</p>	<p>工事中の工事関係車両の走行に関しては、走行台数を極力削減するため、工事関係車両が集中して走行しないよう、可能な限り工事期間中の車両台数平準化に努める計画としております。また、工事期間が長期間となることから、工事関係車両の走行を含む工事スケジュール、安全対策等についても、関係する近隣の地元の皆様に随時情報提供する等の対応を検討いたします。</p> <p>本事業の大きな意義といたしまして、昨今の気</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>候変動による地球環境問題への取り組みの一つであるとともに、高知県の好適な風況を活かした再生可能エネルギー発電事業を通じて、地元振興への貢献と、エネルギーの国内自給率向上を目指すものでございますが、地域とともに観光資源としての活用や災害対策などに取り組んでいる他事例もあることから、本事業においても地域の皆様が求める地域貢献策に取り組むべく、地元行政を含む地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。</p>
145	<p>自然景観の破壊に断固反対します。 三原村、土佐清水市の人々のくらしが後世にも現在も変わらず、平和に続くことを願います。</p>	<p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、地域の素晴らしい自然を眺望できる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。また、風力発電機の色彩にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めております。</p> <p>自然景観への影響につきましては、配置計画の見直し、改変面積の縮小によって可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
146	<p>自然景観の破壊は、反対します。 観光業で成り立っている土佐清水、三原村への影響は、大きい。また、漁業にも影響があると感じている為。</p>	<p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、地域の素晴らしい自然を眺望できる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。また、風力発電機の色彩にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めております。</p> <p>自然景観への影響につきましては、配置計画の見直し、改変面積の縮小によって可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>設計・工事の実施に際しては、雨水が一处所に集中しないように分散排水を実施し、沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず斜面保護や緑化、沈砂池による濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を実施いたします。排水は濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても直接河川へ到達することはないとの予測となっておりますので、濁水による水質への影響は十分回避・低減できるものと考えております。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
147	<p>クマタカ、サシバ、ヤイロチョウが確認されたとの調査結果であるが、これら鳥類の保全と林地開発、風車設置をどう両立させるのか。 土砂災害が誘発される林地開発であり、地域住民としてこの課題が完全に払拭されない限り認めら</p>	<p>クマタカ、サシバ、ヤイロチョウをはじめとする生物への影響を低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらに希少猛禽類に対しては環境保全措置として、風力発電機に接</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>れる計画ではない。 2033年9月5日の雨量について知りたい。</p>	<p>近しくないような対策を講じることによって、実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めてまいります。</p> <p>また、工事が起因となり災害を誘発することのないように事業計画の段階から万全を期して対応いたしますが、大前提として勾配の急な場所での開発は回避することとし、また事業用地の貸付けを受ける林野庁の規程においても勾配が急な場所への設置は出来ないこととなっております。</p> <p>その前提のもとでなお十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>加えて、降雨時の雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。工事中及び運転開始後も各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施する計画となっております。</p> <p>昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つでもあり、将来的な災害を抑制する効果も期待されているとともに、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上にも資する事業である点につきましてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご心配の点を真摯に受け止め、ご期待に応えられる事業とすべく、今後も地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、より一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p> <p>2033年9月5日の具体的な雨量につきましてはは予測が困難でございます。ご理解賜れますと幸いです。</p>
148	<p>1. EADASにて計画区域内を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然度9の自然林が分布している。このような自然度の高い森林の広範囲な伐採行為は、自然環境保全上、行うべきではない。 ・雷マップでは、年平均163.1-263.2と非常に多く、特に夏場の発生が多いことから落雷やそれによる火災の発生が懸念される。火災が発生した際にはどのように消火するのか？ ・計画区域の中心部には鳥獣保護区(国指定)があり、改変する事により生息地放棄やバードストライクの危険性が高まる。 ・計画区域の半分近くは自然再生事業実施地域で 	<p>動物、植物及び生態系をはじめとした環境への影響を低減すべく、鳥獣保護区や植生自然度の高いエリアには風力発電機を設置しないこととし、道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体で風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらに希少猛禽類に対しては環境保全措置として風力発電機に接近しないような対策を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>あり、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした地域であることから、これ以上の開発をすべきではない。(改変する風力発電と乖離している)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画区域の大部分が国有林で水源涵養保安林であり、改変する事によって土砂崩れや保水能力の変化などが懸念される。 <ul style="list-style-type: none"> 計画地の周囲には砂防指定地(砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地)が複数存在し、改変する事で大雨による土砂の流入が懸念され、広範囲にわたり災害の危険性が懸念される。 計画地の外側に10数か所の崩壊土砂流出危険地区が指定されている。上記同様、改変により二次災害の危険性が懸念される。 <p>2. 第10章について</p> <p>10.1.2 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質検査について通常時、降雨時の結果では問題ない。風車建設に当たっては、工事用道路やヤードなどの土地改変により、大雨などの降雨時に計画地を上流とした12の集水域、14河川へ土砂の流入による影響が出る可能性がある。貯水池を設けるという説明であったが、時間雨量何mm、降り始めからの総雨量まで耐えられるのかが不明である。雨量計算では10年確立雨量を超える降雨は、最近3年間では観測されていないとされているが、近年はそれ以上の豪雨に見舞われることがある。そのことから、30年、50年確立といった安全に対するハードルを上げるべきではないか。 造成などの施行により、水の濁りが一時的に発生する事となっており、沈砂池は適切な数を設置し、問題が生じた場合には迅速に対応する事となっているが、発生した場合どのような対処を行うのか具体的なことが不明。当地では今回使用するとされる林道を作設する際に、上野地区の河川・用水路が濁り、飲料水にも影響が出たとの聞き取りを行っている。 高知県大豊町にあるキャンプ場では、山から湧き出る水を活用していたが、風車の基礎工事を行った辺りからその水が枯れてしまい、現在では雨水を貯めるタンクを設けて水を確保しているという。本計画では水脈についての調査・影響予測が一切示されていないが、基礎を決定するボーリングが行われた後に水が枯れてしまった場合、どのような対処をするのか。 <p>10.1.3 その他の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 予測結果では「風車の影にかかる3戸については年間8時間を超過する結果がでており、植生や建造物によって概ね遮蔽される」こととなっているが、植生や建造物は変化する可能性があり、事業の長期間にわたりその状況が一定しているとは言いがたい。そのことから影響が出ないように、風車位置の変更をすべきである。 <p>10.1.6 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画区域内には多種多様な動植物が確認されており、サンバ・クマタカ(絶滅危惧IB類(EN))が、対象事業実施区域及びその周囲において、広 	<p>自然再生事業実施区域に関しては、対象地域である竜串湾につながる関連区域に位置付けられ、竜串再生事業実施計画に記載のとおり連携した取り組みが重要であることを十分認識し、本事業により悪影響を及ぼすことの無いよう適切な工事を実施すべく努めてまいります。</p> <p>雷に関しては、風力発電機は落雷を受けても機器が損傷しないよう、落雷による電流を安全かつ確実に放電する機構を備えております。また、制御回路についても過大な電圧を抑制する避雷器や異常な電流・電圧を検出する保護リレーなどが装備されています。また万が一火災が発生した場合に備え火災防止の保護装置(煙、熱などを検知)を装備しており、異常が感知され次第自動消火装置が作動する仕組みとなっております。</p> <p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もなお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。</p> <p>本事業では、現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなりますので、国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。</p> <p>山の保水力(水源涵養機能)を維持するために、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する事業計画としております。降雨時の雨水は、雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。なお、工事中及び運転開始後は各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。然しながら万が一何か問題が生じた場合は、必要に応じて調査・原因究明を行い、本事業に起因したものである場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>基礎工事の実施による地下水への影響につきましては、風力発電機は尾根部に設置するため、水源となるような大量の帯水層が尾根部に存在する可能性は低いと考えております。また、不圧帯水層の改変は限定的な範囲となりますので、水脈へ影響が及ぶという事はございません。</p> <p>施設の稼働に伴う風車の影に関する影響は、現地調査を行ったところ植生や建造物によって概ね遮蔽されると予測され、実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えておりますが、都度状況に応じて調査・原因究明を行い必要な対策を講じるなど適切な対応をご相談させていただきます。</p> <p>希少猛禽類やヤイロチョウ等の重要種について</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>く確認されている。単に多い少ないだけで評価基準を判断しているが(表 10.1.6-5)、生息地放棄や営巣放棄(古巣が確認されている)、バードストライクの可能性がある。クマタカの餌資源であるノウサギの糞粒も記録されており生物多様な地域である。</p> <p>高知県の県鳥であるヤイロチョウも確認されているため、風車の基数を減らすなどの処置では対応できず、このような生態系を大きく変化させるような計画は中止すべきである。</p> <p>10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ノ山遊歩道への改変は、事業者の一時的な都合であり利用者には全く関係がない事である。古くから親しまれている今ノ山風景林への環境影響がないとは言っていない以上、地元住民としては極めて不可解であり、容認できるものではない。 ・今ノ山の樹木伐採については、環境省の特定植物群落に指定されている重要な群落であることからして、山林の伐採は事業の都合であり自然破壊の何物でもなく、極力回避に努めるのではなく一本の伐採も許されない。 <p>10.1.9 廃棄物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土、掘削による土量(1,055,953m³)の約6割(625,222 m³)は、事業区域内の盛土として利用されるが、残土(430,731 m³)は全て、事業区域内に搬出するのか。区域内で処分する場合はどのように利用するのか。 <p>2.2-53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働中の風力発電所の累積影響について、適切な評価がなされていない。 図 3.2-8 より ・最寄りの住宅まで約1.2km 配慮が特に必要な施設まで約3.4km であまりにも近すぎ、低周波音による影響が危惧される。 <p>※他にも様々な懸念材料があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然再生事業実施地域」の海域部にある竜串海域公演へ土砂が流入し、2001年に発生した高知県西南豪雨災害のように珊瑚が壊滅したり、濁りが取れない事態となった場合、どのような対処及び住民の生活補償を行うのか。風力発電施設との因果関係をどのように調査し、いかにして住民の理解が得られる回答を出すのか。 ・土佐清水ジオパークのジオサイトの環境が損なわれたり、イメージダウンによってジオパーク認定が取り消された場合、事業者としてどのような対処を行うのか。 ・20年後の撤去に際し、撤去費用の積み立てが義務付けられているという説明であったが、今ノ山風力合同会社が解散した場合、出資元のどの事業者がその責任を担うのか。また、撤去を保証するための土佐清水市との協定の締結はあるのか。 <p>これらの懸念材料を全て払拭することが環境影響評価準備書からは何れも、リスクをゼロにするのは不可能である。 環境影響評価審議会の皆さまにおかれましても、</p>	<p>は、可能な限り影響低減すべく、方法書から準備書にかけて改変区域を最小限とする、風力発電機の機種及び配置を検討する等、計画を変更いたしました。なお、バードストライクの発生の可能性は不確実性を伴っていることから、事後調査を適切に実施しその結果を踏まえ、追加の環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、希少猛禽類(クマタカ)については、準備書P1131に記載のとおり工事中から稼働後にかけて生息状況調査を実施いたします。また、工事区域や工事関係車両が通行する近隣でクマタカの営巣が確認された場合には、コンディショニングを徐々に実施する等、繁殖への影響が出ないように、工事の進め方を検討いたします。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場については、地形や既存道路等を考慮し、改変面積を必要最小限にとどめるとともに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には可能な限り改変が及ばない計画とし、また、樹木の伐採は必要最小限にとどめ、特に重要な群落である今ノ山の森林については、既設林道の利用により地形及び面積の改変を削減する他、大木の伐採は極力回避に努めることから、本事業による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えております。</p> <p>残土については、緩傾斜地での処理及び対象事業実施区域外に搬出し、既存の処理場で処理する計画です。</p> <p>稼働中の風力発電所との累積的影響については、本事業の対象事業実施区域から10km以上離れており、影響が小さいと考えられることから考慮しておりません。</p> <p>風力発電機の稼働に伴う低周波音については、環境影響評価の中で調査、予測及び評価を実施しており、稼働時の影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、万が一、稼働後に風車から発生する音が原因で何か問題が生じた場合は必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>災害については事業計画の段階から万全を期してまいります。万が一何か問題が生じた場合は、事象に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>東北地方ではジオパークと風力発電機が共存しているエリアも御座います。本事業でも土佐清水ジオパークと共存・共栄できるように尽力してまいりますと考えております。なお、本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、土佐清水ジオパークの主要な構成要素となる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	この点何卒お汲み取り頂き、然るべき見解をよろしく願います。	<p>また 20 年後の撤去につき、仮に弊社が解散した場合であっても、弊社は出資各社が責任を持って出資・運営している会社ですので、設備撤去を含み、開発期間、事業期間、事業実施後にわたり責任を持って対応してまいります。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
149	今回の今ノ山風力発電事業についてですが、土佐清水市はジオパーク認定によって土佐清水市全体が、ジオパークと認定されております。と言うことは今ノ山もジオパークに認定されており、ここを大規模に改ざんし、山を削ることによって、自然を破壊することは必至であると考えられます。若し、今の山に風力発電をつくる構想であるならば、今のジオパーク認定を撤回してからつくられることが道筋だと思いますがいかがお考えでしょうか？ご返答をお待ちします。	<p>東北地方ではジオパークと風力発電機が共存しているエリアもございます。本事業でも土佐清水ジオパークと共存・共栄できるように尽力してまいります。</p> <p>なお、本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、土佐清水ジオパークの主要な構成要素となる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。</p> <p>また、自然景観への影響につきましては、配置計画の見直し、改変面積の縮小によって可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p>
150	風力発電所は、自然環境をいちじるしく変化させてしまう為、この場所には不必要だと感じます。ジオパークに認定され自然や地球の成り立ちを感じてもらい、土佐清水市の良さを知ってもらう為にも、設置は反対です。	<p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
151	<p>土佐清水市が推進しているジオパーク、これには賛同しました。が、近くに立つ風力発電計画をしてみれば、何の為に賛同したのか、環境（住んでいる）から見ても、真逆なのではないかと疑念があります。</p> <p>10 年後、100 年後にこれは良かったと言われる物ならば、まだしも、子供達に伝え、守るべき物は、本当は何なのか、もう一度考える必要があるのではないかと思います。</p> <p>環境面で考えた時も同じだと信じています。</p> <p>この事業の中止を求めます。</p>	<p>貴重なご意見を賜り有難うございます。地域の皆様のご不安やご懸念を、弊社といたしましても真摯に受け止めております。本事業も土佐清水の地形と風資源を活かした事業となりますので、土佐清水ジオパークとも共存・共栄できるように尽力してまいります。</p> <p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、土佐清水ジオパークの主要な構成要素となる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。</p> <p>また、自然景観への影響につきましては、配置計画の見直し、改変面積の縮小によって可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
152	<p>まず、見た目が好ましくありません。巨大人工物が自然景観に溶けこむのは、そのようにしむけた場合か、朽ちていく時です。</p> <p>次に、山をけずる、ということはそこに生きる生物の命、環境をうばうこととなります。さらには川、海までの環境変化が起こり、多様性は明らかに失われてしまう。元来の姿をこれ以上人の手で崩してしまうのはもうやめにしてほしい。</p> <p>巨大なものではなく、もっと人と人とのつながり</p>	<p>本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、地域の素晴らしい自然を眺望できる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。また、風力発電機の色にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めております。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>や、顔の見える大きさの生活改善を進めていきたいです。</p>	<p>自然景観への影響につきましては、配置計画の見直し、改変面積の縮小によって可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないような計画といたしております。</p> <p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように引き続き努めてまいります。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
153	<p>地域住民、地域環境などに関するアセスメントが不十分のように思われます。</p> <p>また報告書は文字が細かく、読んでもらおう、という意識は見られません。</p> <p>まずは今一度、地域の生活や地球環境に及ぼす影響を再調査する必要を強く感じます。</p> <p>壊すより新たに作るより、あるものを利用し維持することが大切だと思います。</p>	<p>報告書については、各項目に沿った内容を環境影響評価法に則り専門的かつ詳細に記載する必要がありますが、どうしても分量が多くなってしまいます。この点をご理解賜れますと幸いです。</p> <p>本準備書では、自然環境を含む周辺環境への影響について、事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価の結果を取りまとめております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しており、この手続きの過程で地域住民の皆様への記載内容の周知、並びにご説明・ご意見を拝聴する機会として法で定められた説明会やご意見書の受付といった仕組みが設けられております。したがって、本事業の環境影響評価につきましては、国内の他の風力発電事業と同様に、事業規模に応じて法や手引に定められた手順に則り、環境影響評価手続きの各段階で専門家等からのご意見、ご助言を踏まえた方法により、適切に行われていると考えております。</p> <p>なお、昨今は気候変動による影響が自然環境にも生じてきておりますが、本事業は気候変動問題への取り組みの一つである点についてもご理解いただければ幸いです。</p>
154	<p>以前、風力発電事業・準備書を見せていただきましたが、あまりにも多くまた専門的な事が多く、理解できずにいました。これを市役所だけにえつらんでできる（ウェブサイトではみえるかもしれませんが）場所がなく住民にしゅう知できたのかどうかもわかりません。</p> <p>このけんしょうされた事柄が、本当に問題ないのか、住民もけんしょうできる時間が欲しいものですね。</p> <p>とりあえず建設には反対したく思います。清水に電力が供給されないし、今の山がよく風の当る所だという市会議員さんもいましたが、全国で風の当る所は他にあると思います。これだけの工事を</p>	<p>本準備書については、各項目に沿った内容を環境影響評価法に則り詳細に記載する必要があり、分量が多く、また有識者の助言を元に調査・評価をしておりますので専門的な内容が多く含まれたものとなってしまいます。この点をご理解賜れますと幸いです。</p> <p>住民の皆様への周知については、法で定められた新聞公告に加えて、インターネットへの掲載、土佐清水市、三原村の広報誌への掲載、新聞全紙を対象としたチラシの折り込みなどを行い、広く情報が行き渡るように努めました。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>してかんきょうに問題がないのは疑問です。</p>	<p>本準備書は、自然環境を含む周辺環境への影響について事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価の結果を取りまとめたものとなっております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しております。環境影響評価手続きの過程で、地域住民の皆様への記載内容の周知並びにご説明・ご意見を拝聴する機会として法で定められた説明会やご意見書の受付といった仕組みが設けられております。したがって本事業の環境影響評価につきましては、国内の他の風力発電事業と同様に、事業規模に応じて法や手引に定められた手順に則り、環境影響評価手続きの各段階で専門家等からのご意見、ご助言を踏まえた方法により、適切に行われていると考えております。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
155	<p>今ノ山風力発電事業の建設予定地の多くは高知県が指定する、崩壊土砂流出危険地に重なり、土地災害の懸念、沢ぬけ等によるトサシミズサンショウウオへの影響等、動植物に対する、環境影響評価が正当性を持って行われていない。県、市、村ともう一度、しっかりと調査すべきではないでしょうか？</p>	<p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もなお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。</p> <p>本事業を起因とする災害が発生しないよう十分な事前策を取ることが重要と考えており、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画とし、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づいた許認可審査の中で国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に反映した事業計画にて実施してまいります。</p> <p>本準備書につきましては、自然環境を含む周辺環境への影響について事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価の結果を取りまとめたものとなっております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の9項目を選定し、環境影響評価を実施しており、これらは有識者の助言を元に調査・評価をしておりますので専門的な内容が多く含まれたものとなっております。したがって、本事業の環境影響評価につきましては、国内の他の風力発電事業と同様に、事業規模に応じて法や手引に定められた手順に則り、環境影響評価手続きの各段階で専門家等からのご意見、ご助言を踏まえた方法により、適切に行われていると考えております。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周囲にて実施した現地調査では、トサシミズサンショウウオは</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>確認されませんでした。道路脇などの配水施設は這い出し可能となるような設計を極力採用し、生息環境の分断が生じないようにするなどの保全措置を検討いたします。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
156	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上、自然度の高い森林の広範囲な伐採は行うべきではない。 ・鳥獣保護区、自然再生事業実施地域、水源涵養保安林、砂防指定地等、改変すべきでない。 ・低周波音による住民への影響を考慮すべきです。 ・大雨などの降雨時、集水域、河川への土砂の流入による農業その他への影響が懸念されます。 <p>以上により、当地での風力発電事業には反対いたします。</p>	<p>動物、植物及び生態系をはじめとした環境への影響を低減すべく、鳥獣保護区や植生自然度の高いエリアには風力発電機を設置しないこととし、さらに道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体で風力発電機の設定基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらに環境保全措置を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>低周波音につきましても環境影響評価の中で調査、予測及び評価を実施しており、稼働時の影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、万が一、稼働後に風車から発生する音が原因で何か問題が生じた場合は必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。</p> <p>また本事業では、山の保水力（水源涵養機能）を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。そのうえで現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなります。この過程で国の厳しい審査・指導を受けることとなりますので、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。</p> <p>また設計・工事の実施に際しては、雨水が一处所に集中しないように分散排水を実施し、沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず法面保護や緑化、沈砂池による濁水対策、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を実施いたします。仮に濁水が発生したとしても適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても直接河川へ到達することはないとの予測結果となっておりますので、濁水による河川並びに海への影響は十分回避・低減できるものと考えております。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
157	<p>・計画区域の大部分が国有林で、水源涵養保安林である。風力発電の建設によって土砂崩れの危険性が高まり、保水能力がそこなわれるおそれがある。</p> <p>・自然度 9 の自然林が分布している。このような自然度の高い森林の広範囲な伐採は行うべきでない。</p> <p>・計画区域の中心部に鳥獣保護区があり、サシバ、クマタカ他多種多様な動物が確認されている。風車の建設によって生息地放棄やバードストライクの危険性が高まる。</p> <p>これらのことから今ノ山に風力発電の建設は中止するべきである。</p>	<p>本事業では、山の保水力（水源涵養機能）を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。</p> <p>動物、植物及び生態系への影響を低減すべく、鳥獣保護区や植生自然度の高いエリアには風車を設置しないこととし、さらに道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体で風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらにサシバやクマタカなどの希少猛禽類に対する環境保全措置として、風力発電機に接近しないような対策を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。なお、工事中及び稼働後も生息状況を把握し、必要な際には専門家の助言や指導を得て、状況に応じた適切な対応を検討いたします。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
158	<p>自然度の高い山の伐採行為、鳥獣保護区である事、損なわれた生態系を取りもどすべき地域であること、砂防指定地域多数あり、等、計画区域内で様々な問題があるのに、その事業の強行は木の伐採、道路作り等で、水の流れが大きく変化し、土砂崩れや保水能力の低下など等が、懸念されます。余りにも民家に近く、工事によって、又工事後の様々な影響で①風車の影になること②水源③景観④廃棄物等⑤騒音⑥低周波等の問題は一つ一つ解決されていません。この頃前例をみない大雨・降雨が各地で起っていますが、一旦伐採された山々が、そんな時、どれだけの土砂を下流へ押し流すか予測もつきません。この風力発電の問題は、この地で農業を営む人々にとって死活問題です。場所、環境、水の問題等々、じっくりとした再検討をお願いします。</p>	<p>本事業では環境への影響を低減すべく、鳥獣保護区や植生自然度の高いエリアには風力発電機を設置しないこととし、道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体で風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。</p> <p>事業計画については、山の保水力（水源涵養機能）を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。また、現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなりますので、国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。</p> <p>降雨時の雨水は、雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。なお、工事中及び運転開始後は各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>工事中及び稼働後の様々な影響（風車の影、水源、景観、廃棄物等、騒音、低周波等）につきましては、事業実施前に環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価した結果を本準備書にて取りまとめしております。</p> <p>具体的には、環境アセス省令の参考項目より大気環境、水環境、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>棄物等の 9 項目を選定し、環境影響評価を実施しております。</p> <p>ご不安やご懸念につきましては、弊社といたしましても真摯に受け止めており、程度に関わらず影響を可能な限り低減すべく引き続き努めてまいり所存です。</p>
159	<p>事業対象区域には鳥獣保護区が含まれており、希少動植物種も多く確認されたことが準備書においても記載されています。</p> <p>中でも、知事意見にもふれられていたクマタカが現地調査で 527 回も確認されているということは驚くべきことであり、猛禽類をトップとする豊かな生態系が残されていることを重く受けとめ、そのままの自然を残すため工事の中止、撤退をしていただきたく思います。</p> <p>2022 年 2 月に鹿児島紫尾山系に計画されている風力発電について希少種クマタカの生息地であるということで環境省が見直し要求の意見書を提出して国としても保全の方向性であることが明らかになっています。県知事の意見にも希少動物種への言及があり、このような環境が残っていることを高知県として誇りに思い、守っていただけるように要望します。</p> <p>日本野鳥の会によると風力発電施設設置後に風車に衝突死するバードストライクおよび繁殖等が阻害される生息地放棄がすでに国内で確認されているということです。</p>	<p>鳥獣保護区には風車を設置しないこととし、道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体でも風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直し、改変面積の縮小を実施しております。</p> <p>さらに希少猛禽類については有識者の助言に基づき、環境保全措置として希少猛禽類が風力発電機に接近しないような対策を講じることにより、実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>またクマタカについては、準備書 P1131 に記載のとおり工事中から稼働後にかけて生息状況調査を実施いたします。さらに工事区域や工事関係車両が通行する近隣でクマタカの営巣が確認された場合には、コンディショニングを徐々に実施する等、繁殖への影響が出ないように、工事の進め方を検討いたします。</p> <p>頂きましたご懸念につきましては、弊社といたしましても真摯に受け止めており、程度に関わらず影響を可能な限り低減すべく引き続き努めてまいり所存です。</p>
160	<p>「(仮称)今ノ山風力発電事業 環境影響評価準備書」についての意見書」</p> <p>今ノ山周辺に計画される風力発電施設に関する要望は、「計画の是非について広く市民の総意を確かめ、県知事による環境影響評価の際は、住民投票の結果を十分に反映した返答をお願いする」という要旨です。このことは住民投票を実施し民意を把握するという、民主主義社会としては正論ではないでしょうか。</p> <p>しかし、民意を問うというからには、十分な情報公開(提供)が不可欠だと考えています。確かに、市役所選挙管理委員会事務局において「環境影響評価準備書」の閲覧や、地元説明会が数回開催されていますが、この程度の情報公開で住民の理解と、それに基づく民意を住民投票という方法で決めるのでしょうか。</p> <p>時間的な制約があるのかもしれませんが、土佐清水市市民の理解を得ようとするならば、市全世帯に対して、資料の配付や訪問説明など、もっと誠意をもった対応を事業者や行政にお願いしたい。</p>	<p>事業実施にあたり法に則った手続きとして、事業に関する情報を一般に公開し説明会を実施しておりますが、本事業につきましては、より多くの地域の皆様の見解を踏まえて計画に反映していくため、法に規定された説明会に加えて、事業計画地に隣接する地区を対象に地区別の個別説明会を 20 回程度実施し事業計画に反映してまいりました。</p> <p>今後も法の遵守はもちろんのこと、社会及び地域の振興に資する事業とすべく、引き続き地域の皆様のご理解・ご協力を頂けるよう丁寧な説明を実施して参りたいと考えております。</p>
161	<p>この計画は、まず市民の意見を無視したもので、景観及び西南豪雨のような災害、騒音などの悪化がけねんされる。</p> <p>賛否両論が地元ではあるが、町を二分するような計画をすぐさま中止して下さい！！</p>	<p>環境への影響について、事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>また地域の皆様のご意見を拝聴する機会を数多く設け、直接ご意見をお伺いすべく、これまで計画地の周囲の地区を対象に土佐清水市及び三原村では法で規定された説明会とは別に個別説明会を20回程度実施し、頂いたご意見を踏まえ、実際に事業計画を変更し風力発電機の基数を削減し景観に配慮するなど検討してまいりました。一方、説明会時には本事業に期待頂くご意見も頂いております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点に真摯に対応し、ご期待に応えられる事業とすべく、今後も地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、より一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
162	<p>風力発電施設の計画中止を求めます。 反対理由を以下に述べます。</p> <p>一、自然環境保全地域である。生態系の保全と、現在及び将来の国民の生活を確保するべきである。</p> <p>一、土佐清水市の天然記念物指定のサンショウウオは、新種認定され、希少動植物種である。サンショウウオのエサは、ミミズや昆虫なので、森の自然秩序破壊はものすごく影響を受けます。</p> <p>一、再エネの自然エネルギーをうたい、森をこわすのは、本末転倒である。</p> <p>一、再エネなら、どこで開発してもよいわけではない。</p> <p>一、森の再生には、100年以上かかる。たった20年間運用計画のために自然を破壊するのは、おかしい！！負の荷物はいらない！！</p> <p>一、自然災害、電波障害、住民の健康問題などに、責任もって対応できるのか？問題材料が山積みです。</p> <p>一、合同会社があった、1～2年ほどで事業撤退、倒産した時、どうなるのか？不安材料も山積みです。電力小売事業からの撤退が増えている。2021年4月に確認できた新電力約700社のうち、約4%に当たる31社が過去1年間で、倒産や廃業、事業撤退などを行っている。</p> <p>一、地球温暖化は、そもそもするのでしょうか？大陸国は影響を受けやすいが、海洋国家は海洋性気候なので気温の変化は少ない。学校で、『大陸性気候・海洋性気候』を教えているのに、それに真逆な報道が続いている。恐竜時代の温暖ガスの濃度は今の10倍以上である。</p>	<p>本事業は、好適な風況を活かし安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、エネルギーの国内自給率向上、地域振興に資する事業とすることを目的としております。動物、植物及び生態系への影響を極力小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直し、改変区域を最小限に留める等の配慮を行いました。さらに現地調査の結果を踏まえて環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測しております。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲にて実施した現地調査では、トサシミズサンショウウオは確認されませんでした。道路脇などの配水施設は這い出し可能となるような設計を極力採用し、生息環境の分断が生じないようにするなどの保全措置を検討いたします。</p> <p>また、事業計画の段階から万全を期してまいりますが、万が一何か問題が生じた場合は、必要に応じて調査・原因究明を行い、風力発電所に起因している場合には、対策を講じるなど適切な対応をさせていただきます。弊社は電力小売事業者ではなく発電事業者になります。出資各社が責任を持って出資・運営している会社ですので、開発期間、事業期間、事業実施後にわたり責任を持って対応してまいります。</p> <p>近年では地球温暖化を含む気候変動は確実に進捗しているとの見解もあり、将来世代に豊かな地球を残すため世界中で取り組む課題となっております。弊社としても国内外の社会情勢に鑑み、地域資源である良好な風況を活用した風力発電事業を通じて脱炭素化による地球環境保全への貢献と、事業を通じた地域振興に資することを目指していきたいと思っております。</p>
163	<p>1 景観 2 植物 3 動物 4 電波環境（国民の生命を守る） 5 水（市民生活と災害） 6 防災（市民の生命と財産を守る） 以上ついて、以下に述べます。</p>	<p>貴重なご意見を賜り有難うございます。</p> <p>1. 景観 ご意見のとおり、準備書でフォトモンタージュを作成している地点以外にも風力発電機が視認できる可能性のある地点はあると考えておりますが、眺望景観に関する調査・予測地点については、</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>1 景観 環境影響評価準備書に記載の風車の見える場所についての、調査は不十分。 当該稜線の見える場所は、 ①見残し展望台から磯伝いに竜串地区の浜に至る海岸線 ②国道 321 号線上、三崎浦ローソン前、信号交差点付近、農協前 ③三崎浦漁港とニコニコ公園、三崎沖洋上（釣り人多し） ④国道 321 号線上、三崎田ノ内、木村石材前 ⑤国道 321 号線上、下益野、信号交差点付近 ⑥下益野東側住宅部八幡宮前 ⑦国道 321 号線、下益野山伏峠交差点付近 ⑧国道 321 号線上、加久見、清水高校前 ⑨清水港の県道、造船所付近 ⑩県道、中の浜バイパスと大浜海岸 ⑪唐人駄馬 ⑫国道 56 号線、黒潮町入野～伊田間などから確認できました。 ※また、計画対象稜線からは、北に、三原村、宿毛市、中村市方面の道及び人家が見える。</p> <p>※資料の広角写真は、人の見る感覚にならない、人は自然の中にある人工物に注視する、風車より小さいはずのレーダードームが、⑫の場合でもはっきり確認できる、要点は、風車が目立たないと航空機からの視認性に問題が生じるはず、故意に目立たないかのような表現には問題がある。</p> <p>前回の説明会で指摘した、夜間の景観についての調査報告が無い。 存在を示す、点灯が義務付けられているが、ずいぶん遠くから、視認できるはずです。 实在風車において、夜間の点滅光が雲や霧に反射するとき、田舎の山の風景ではない違和感があると聞く、このことは、風車が直接見えなくとも映る景色となり、人は元よりヤイロチョウなど敏感な動物への影響はどうか。</p> <p>2 植物について以下、今般の説明会では ①自然保護林の中の作業道は、既存の林道を使うことを強調している。 ②希少植物の移植を専門家の指導の下、実施すると回答している。 ③のり面を緑化すると回答している。</p> <p>①を実施したとしても、工事計画図面では一部重複するのみで、作業道路面の左右のり面が、路面の倍以上にわたり、樹木の伐採が計画されている、森の乾燥化について、調査の説明がない。 ②を実施しても希少植物が定植するとは限らない、③に使用する植物は、今ノ山在来の植物でなくてはならないが、植生が定着するとは限らず、業者側が説明会で目標事例に挙げた、通産省レーダードーム用の作業道でも、一部のり面で地面が露出して崩落している。</p>	<p>準備書の前の方法書段階で、風力発電機が視認されると考えられる範囲の中で、不特定多数の人が集まる場所の中でも眺望目的で利用する状況のある場所を中心に選定しました。その後、審査会でのご意見を踏まえて調査地点を追加し、最終的に準備書に記載の調査・予測地点となりました。</p> <p>景観への影響については、風力発電機の基数を削減することで、竜串海岸や最寄りの住宅からの景観影響を回避・低減いたしました。また、風力発電機の色彩にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>なお航空障害灯の設置につきましては、必要最小限とすべく国土交通省航空局と協議のうえ対応を検討いたします。</p> <p>2.3. 動物、植物 動物、植物及び生態系については、影響を低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また変更区域を最小限に留めております。さらに環境保全措置を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>群落における工事については、現時点で具体的な伐採本数は算出しておりませんが、現地の状況を確認しながら大径木の伐採は避け、影響が最小限となるよう工事を実施する計画としております。林縁効果については、既に作業道が敷設されている影響で、孤立した大径木については現時点で乾燥化を確認しております。一方で、既存道を最大限活用し、群落の辺縁部を通過する計画としたことにより、群落内部の伐採を避けて林内へ風が入ること、また乾燥化が進行するといった影響は小さいと考えております。</p> <p>4. 電波環境 電波を送受信する施設への影響については、これまで、国土交通省や防衛省等とは個別に制約や影響について協議を実施しており、懸念されるポイントにつきましては事業計画を調整し、反映しております。</p> <p>ただし、協議内容につきましては国防にも関係する内容を含むものとなりますので、許可なく一般に公開することは出来かねますこと、ご理解・ご了承頂きたく存じます。</p> <p>5.6. 水、防災 崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もなお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。本事業では、現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>説明会において、作業道、のり面、発電ヤードの正確な合計総面積と、伐採想定本数を示さずに環境調査結果の説明がなされたが、これはいかなるものか。</p> <p>作業道および、設置計画場所の森林は、皆伐されることより、20年以上植生が無い状態となり、尾根の乾燥化が進むことや、二酸化炭素の吸収と酸素排出及び、固定化が20年以上失われる。事業終了後の地表再生は、どこまで可能なのか、現状林道の様に崩落が拡大される可能性がある。</p> <p>3 動物 回るブレードの下で、野鳥の繁殖が可能か、実在する風車下における観測結果も知りたい。 クマタカ等が捕食行為をできるのか、山では、草地ではない舗装路面の上でも、野ウサギなどの小動物を見かけるが、ヤードに草を生やさないなどの開発業者への指導は意味がない。 これを猛禽類が追って、バードストライクした事例はないのか、敏感なヤイロチョウが繁殖活動をした事例があるかどうか。 作られてから、いなくなったでは、取り返しがつかない、人工物が作られるほど、生物は失われる。</p> <p>4 電波環境（国民の生命を守る） ○ 国交省航空管制レーダーがある、風車が邪魔にならないという、説明がないがどうか。 当該レーダーは防空用ではないが、運用において近い機能を有すると言える。 ○ 航空自衛隊通信施設がある、通信にマイクロ波使用があると防衛省が新聞等に公表した。 直近に風車が発電にを乗せ、方向によっては重なるようになる、一部撤去では不十分と思う。 ○ 警察無線施設もある、過去に日向灘海難事故において、県警ヘリからの映像を今ノ山経由で対策本部に送られようとしたことがある、事案の対応に備えて、全方位クリアーな状態が必要。 ○ これら施設の直近に、電波騒音を発する発電装置が、多数設置することになるが、関連資料が示されていない。 ○ いずれの場合も施設直近において、北及び西側を取り囲むのはいかなるものか。</p> <p>5 水（市民生活と災害） 尾根の地表が比較的安定しているのは、そこに水流が発生しにくく、山体中腹部以下のように上からの流水による山肌の変化が少ないからである。 ここに人工的に平面が作られ、集水して処理が行われると、必然的に本来は無いはずの水流が発生することとなる。</p> <p>計画されている風車設置ヤードだけでも、1500平方メートルの平面に、時間雨量100ミリであれば、150トンの水が2カ所の排水口に流れることは、その尾根の一部に、流れが発生し、下段の山肌や林道</p>	<p>等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなりますので、国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。</p> <p>また、山の保水力（水源涵養機能）を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。降雨時の雨水は、雨水が1カ所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。なお、工事中及び運転開始後は各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきましては、事業用地として検討している国有林は、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。なお、樹木の成長には一定の時間を要するものと考えますが、着実に成長させるべく原状復帰に努めてまいります。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>等を削っていくことになる。 逆に晴天時は乾燥化が進み、尾根の山肌や植生を不安定な状態にする。</p> <p>今ノ山系から約9本の河川が発して、これらは、地域の重要な水源となっています。 作業道や、設置場所建設に伴う森林の皆伐は、尾根の乾燥化と保水力の消失となり、雨水の海への流出を早め、雨季の土石流発生や、乾期の水不足がさらに多く起こることが予想される。</p> <p>6 防災（市民の生命と財産を守る） 土石流の発生要因 今ノ山の地質は、足摺半島や大月町大洞山のように地熱を受けた変成岩質の大きな岩盤のある場所と違い、フィリピン海プレートの付加体によって形成された、日干し煉瓦のように脆い積層である。計画されている作業道は、通行面とその2～3倍になるのり面がほとんどとなっているが、現在の今ノ山林道では、多くの場所で、のり面崩落が確認されている。</p> <p>平成13年の西南豪雨災害では、宗呂川と西ノ川に挟まれた山域は、多くの土石流が発生し、奇跡的に死者は無かったものも、甚大な被害を及ぼした。これを、国から激甚災害指定を受け、多額の補助を得て、その復旧と対策に15年間を要し、平成28年に完了したばかりである。</p> <p>また、現状においては、国有、県有、市有はもとより、民有林内を貫く数本の重機用作業道は、保全が行き届かなく、いずれも通行困難であるばかりか、崩落がいたるところにある。</p> <p>平成29年9月の熊本水害で球磨川が氾濫した検証を、東京大学大学院、九州大学大学院、熊本県立大学が行った結果、土石流発生場所の639箇所中440箇所が、皆伐現場と重機用作業道が発端であったとの知見が《NHK クローズアップ現代+》で示されている。</p> <p>その中において、皆伐後、木の根は、5年ないし20年の間に腐って、地面の保持力を失うとあった、通常の皆伐は、その後すぐに、植林して管理していくが、今般の計画においては、事業終了の20年後に返還されるまで失われ、返還時から植林が始まる状態では、まさに遅い。</p> <p>植林は、メンテナンスでの、ブレードの交換が生じた場合を考慮すると、のり面等の植林は、返還後と思われるが、返還時の植林計画を具体的に示してもらいたい。</p> <p>新たに計画に示された作業道は、当初説明の3倍の皆伐面積を有している、発電事業が終了する20年後、返納されるこの道の管理については、現在においても、林道の保守管理は、予算も無く、対策がまったく十分ではない、危険箇所が多くみられる、この状態で計画どおり皆伐箇所が増えると、保水力が失われ、計画されている作業道下方のり面や、</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>下段になる現在の林道に危険箇所が増えるが、説明会で言う、豪雨時には土囊で路面流水を防ぐなどは、返還後、どうするか説明かほしい。</p> <p>西ノ川は、三崎川に合流して、竜串湾に注いでいるが、近年も、大雨の後、国立公園の竜串に、多くの河川流出物があり、海中および及び海岸の景観を損ねることがある、今般の計画はこれについても増大させる可能性がある。</p>	
164	<p>20年後に運用が終わったら、風車を撤去するという確約がないと聞きました。とても不安です。風車建設は中止してもらいたいです。</p>	<p>本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきましては、事業用地として検討している国有林は、貸付の条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。</p> <p>弊社としましては地域の皆様のご意見を直接伺うことが重要と考えておりますので、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
165	<p>過疎の町に風力発電事業計画は、魅力的な案だと、表面では思われます。土佐清水を愛する出身者として、反対意見を述べます。</p> <p>①折角努力してジオパークに選定されたのに環境を壊す事業計画をなぜ受け入れたのか</p> <p>②企業側が提出している安全性は、地方（土佐清水）の方と協力して調べた上結論が出たのか</p> <p>③まず決定ありきで進められ地元住民全体に詳しく説明がなされたのか</p> <p>④地元に落ちる税金と、一時的な雇用を秤にかけても、失われてゆく貴重な自然には価しないのではないのか</p> <p>⑤大規模な災害が起り、勘大な被害となった時、取返のつかない事態になるのではないのか。企業はどこまで保障してくれるのか</p> <p>以上の事から、この計画の御再考を強く願います。</p>	<p>本事業は土佐清水の地形と風資源を活かした事業となりますので、土佐清水ジオパークとも共存・共栄できるように尽力してまいりたいと考えております。なお、本事業計画の策定においては、当初計画から風力発電機の基数を削減することにより、土佐清水ジオパークの主要な構成要素となる足摺岬、竜串海岸、叶崎からの景観影響を回避・低減すべく計画自体の見直しをいたしました。</p> <p>また本事業では、実際に現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなりますので、国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し、災害が発生しないよう十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>これまで地域の皆様のご意見を踏まえて計画に反映するため、法で規定された説明会に加え、事業計画地に隣接する地区を対象に地区別の説明会を20回程度実施してまいりました。事業実施にあたっては、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施し、環境影響を実行可能な範囲内で回避又は低減してまいります。</p> <p>弊社としましてはご心配の点に真摯に対応し、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
166	<p>①クリーンエネルギーの導入が主目的と見受けられるが、この導入によって既存エネルギーの〇%を代替可能であり、環境への影響負荷を低減できる等の記載がないと事業効果が伝わらないのでは。</p>	<p>貴重なご意見を賜り有難うございます。</p> <p>①現時点での試算ではございますが、本事業による発電電力量は、高知県の年間電力消費量の約1割程度に相当すると考えております。既存エネルギー量(分母)の前提次第で結果が異なっ</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>②送電方法について、付近に送電網（送電線・送電塔）が無いと思うが新設する必要はないのか。また必要である場合は磁界発生のため送電ルート上についての周辺影響評価を行わねばならないのでは。</p> <p>③施設の耐震等級はいくらか。事業中に被災確率が高いと思われる南海トラフ地震に耐えるには耐震等級3が必要とされている。</p> <p>④③等の大規模水害が発生した場合、既存インフラの供給は困難になると予想されるが、その際の予備電力として当施設を活用する考えはないか。</p> <p>⑤事業終了する際の施設の措置は（存置・撤去・現状復旧等）。</p> <p>⑥起業地の事前調査は行っているか。地権者が更新されていない場合は用地取得が困難になるが縮小しても事業実施するか。またその事業化ラインは。</p> <p>⑦排水システムの放流先は既設道路か。その場合管理者と協議は行っているか。</p>	<p>しまうため、回答が困難ではありますが、少なくとも上記発電電力量相当分は、温室効果ガスを排出する化石燃料に依存した電力に代替することが可能と考えてます。</p> <p>②本事業に必要な技術的要件や送変電設備の仕様に関して、現状では幡多地域には新たな発電所を接続できる設備がないため、発電した電力を愛媛県鬼北町の広見変電所近傍まで送電し、基幹送電線網に接続する計画としています。電気事業法の「電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止」規程に基づき、事業者として施設場所・条件に沿った評価を行い、必要に応じた対策をとることとしております。</p> <p>なお、経済産業省の資料「電磁界と健康」でも送電網が生む電磁界は家庭用電気製品と同程度とされておりますので、これらのことから周辺環境への影響は小さいと考えております。</p> <p>③風力発電機については、電気事業法に定める「発電用風力設備の技術基準」に基づき耐震性能も含めた設計が要求されておりますので、法に準拠し適切に設計してまいります。</p> <p>④本事業で発電した電気は国のFIT制度により、四国電力送配電株式会社に売電することとなっております。そのため弊社が災害時の電力供給についてコントロールすることは困難ですが、地域の防災対策等については、地域の皆様と前向きに検討させていただきたいと考えております。</p> <p>⑤、⑥本風力発電施設の運用終了後の扱いにつきましては、事業用地として検討している事業用地は国有林であり、貸付けの条件として事業期間終了後の原状復旧が義務となっております。また、事業計画認定においても撤去費用の積み立てが義務付けられておりますので、事業者として責任を持って対応いたします。</p> <p>⑦排水に関しては、一か所に集中しないように分散排水を実施し沢崩れを誘発しないことを前提としたうえで、裸地を残さず法面保護や緑化を行うことや、沈砂池による濁水対策やふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を併せて実施する計画となっております。また事業用地が国有林となりますので管理者である林野庁ともしっかりと協議をしながら進めてまいります。</p> <p>弊社としましてはご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
167	<p>土佐清水しかいないサンショウオをいなくなるのはいけません！責任取れますか？ 風車建設は中止してもらいたい。</p>	<p>事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えており、事業実施前の環境調査結果を踏まえて、予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>動物、植物及び生態系への影響につきましても極力低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施することで改変区域を最小限に留めました。対象事業実施区域及びその周囲にて実施した現地調査では、トサシミズサンショウウオは確認されませんでした。道路脇などの配水施設は這い出し可能となるような設計を極力採用し、生息環境の分断が生じないようにするなどの保全措置を検討いたします。</p> <p>弊社としましてはご心配の点に真摯に対応し、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>
168	<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や重要性があるという国の見解ではあるが、景勝地や貴重な自然環境を覆うような風車建設計画に対しては、様々な問題があると考えます。加えて、現状ではこの地域において、豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 このような中で、大型で大規模な風車建設が、今後、永きに渡り同地域において自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 <p>2. 縦覧方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価図書の公開のあり方など、一般住民への説明に問題があることから、事業に対して地域住民による理解が不十分なため、事業実施後に混乱が起こることが懸念されます。また電子縦覧時、印刷及びダウンロードができないため 1,000 ページを超える図書を縦覧しながら意見書を作成することは現実的な方法ではなく、常識を逸脱するものであると考えます。 <p>3. 意見書の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書の提出について、意見書様式に従い、縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か、問い合わせ先へ郵送との事であるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 <p>4. 以下、下箇条書きにて意見を述べさせていただきます。</p> <p>計画区域全般に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然度 9 の自然林が分布している。このような自然度の高い森林の広範囲な伐採行為は、自然環境保全上、行うべきではありません。 雷マップでは、年平均 163.1-263.2 と非常に多く、特に夏場の発生が多いことから落雷やそれによる火災の発生が懸念されます。 	<p>貴重なご意見を賜り有難うございます。</p> <p>1. 本事業は、昨今の気候変動による地球環境問題への取り組みの一つであるとともに、地域の好適な風況を活かした再生可能エネルギー発電事業を通じて、エネルギーの国内自給率向上と地域振興に資する事業とすることを目的としております。</p> <p>事業計画の詳細検討を進めていく中で、事業計画地に隣接する地区の皆様と意見交換を行い、地域への具体的な貢献策について議論させて頂きたいと考えております。何より地域の皆様にご理解頂く事が重要と考えておりますので、今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明の実施に努めてまいります。</p> <p>2. 準備書の縦覧については法令に準拠する形で実施しており、準備書の内容を要約した要約書もあわせて縦覧いたしました。また、住民説明会を開催し、準備書の内容を説明させていただきました。なお、電子縦覧については多くの著作物を含む図書となっているという背景から、皆様に印刷・ダウンロードをご遠慮頂いております。</p> <p>3. 意見書のメールによる送付につきましては、事業者側が確実に受領できないおそれがあるため実施しないこととしております。</p> <p>4. 環境への影響について、事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>動物、植物及び生態系への影響を低減すべく、鳥獣保護区や植生自然度の高いエリアには風力発電機を設置しないこととし、道路の新設は行わず既存作業道を利用することで伐採等を最小限としているほか、対象事業実施区域全体で風力発電機の</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の中心部には鳥獣保護区(国指定)があり、改変する事により生息地放棄やバードストライクの危険性が高まります。 ・計画区域の半分近くは自然再生事業実施地域であり、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした地域であることから、これ以上の開発をすべきではありません。(改変する風力発電と乖離している) ・計画区域の大部分が国有林でかつ水源涵養保安林であり、改変する事によって土砂崩れや保水能力の変化などが懸念されます。 ・計画地の周囲には砂防指定地(砂防設備を要する土地又は治水砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地)が複数存在し、改変する事で大雨による土砂の流入が懸念され、広範囲にわたり災害の危険性が懸念されます。 ・計画地の外側に10数か所の崩壊土砂流出危険地区が指定されている。上記同様、改変により二次災害の危険性が懸念されます。 ・稼働中の風力発電所の累積影響について、適切な評価がなされていません。(2-2-53) ・最寄りの住宅まで約1.2km 配慮が特に必要な施設まで約3.4km であまりにも近すぎ、低周波音による影響が危惧されます。(図3.2-8より) <p>第10章の各項目に対して</p> <p>10.1.2 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査について通常時、降雨時の結果では問題ないが風車建設に当たっては、工事用道路やヤードなどの土地改変により、大雨などの降雨時に計画地を上流とした12の集水域、14河川へ土砂の流入による影響が出る可能性があります。 ・造成などの施行により、水の濁りが一時的に発生する事となっており、沈砂池は適切な数を設置し、問題が生じた場合には迅速に対応する事となっているが、発生した場合どのような対処を行うのか具体的なことが不明です。 ・雨量計算では10年確立雨量を超える降雨は、最近3年間では観測されていないとされているが、近年はそれ以上の豪雨に見舞われることがある。そのことから、30年、50年確立といった安全に対するハードルを上げるべきだと考えます。 <p>10.1.3 その他の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測結果では「風車の影にかかる3戸については年間8時間を超過する結果がでており、植生や建造物によって概ね遮蔽される」こととなっているが、植生や建造物は変化する可能性があり、事業の長期間にわたりその状況が一定しているとは言い難い。そのことから影響が出ないように、風車位置の変更をすべきです。 <p>10.1.6 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内には多種多様な動植物が確認されており、サシバ・クマタカ(絶滅危惧IB類(EN))が、対象事業実施区域及びその周囲において、広く確認されている。単に多い少ないだけで評価基準を判断しているが(表10.1.6-5)、生息地 	<p>設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらに希少猛禽類に対しては環境保全措置として風力発電機に接近しないような対策を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。</p> <p>自然再生事業実施区域に関しては、対象地域である竜串湾につながる関連区域に位置付けられ、竜串再生事業実施計画に記載のとおり連携した取り組みが重要であることを十分認識し、本事業により悪影響を及ぼすことの無いよう適切な工事を実施すべく努めてまいります。</p> <p>雷に関しては、風力発電機は落雷を受けても機器が損傷しないように、落雷による電流を安全かつ確実に放電する機構を備えております。また、制御回路についても過大な電圧を抑制する避雷器や異常な電流・電圧を検出する保護リレーなどが装備されています。また万が一火災が発生した場合に備え火災防止の保護装置(煙、熱などを検知)を装備しており、異常が感知され次第自動消火装置が作動する仕組みとなっております。</p> <p>また本事業では、山の保水力(水源涵養機能)を低下させることのないよう、集水域ごとの改変面積を可能な限り低減する計画としております。</p> <p>崩壊土砂流出危険地区は、過去に山崩れや地滑り等によって発生した箇所がそのままの状態になっており、今もお崩壊を引き起こす恐れのある地区であるという側面がございますが、日本は急峻な地形も多く、全国多数の地点で崩壊土砂流出危険地等の指定がなされております。本事業では、現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握したうえで最も傾斜の緩い尾根上に風力発電機を設置する計画としており、風車ヤードや管理道路の盛土・切土を含む造成地については、森林法等に基づき許可を得たうえで開発を行うこととなりますので、国の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。</p> <p>稼働中の風力発電所との累積的影響については本事業の対象事業実施区域から10km以上離れており、影響が小さいと考えられることから考慮しておりません。</p> <p>低周波音についても環境影響評価の中で調査、予測及び評価を実施しており、稼働時の影響は国が示す各種指針値等を下回る予測結果となっておりますが、この結果から、風力発電機稼働時の低周波音の影響は低減が図られているものと考えております。</p> <p>降雨時の雨水は、雨水が一か所に集中しないように分散排水を基本とし、沈砂池による濁水対策</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>放棄や営巣放棄（古巣が確認されている）、バードストライクの可能性がある。また、クマタカの餌資源であるノウサギの糞粒も記録されており生物多様な地域である。このような生態系を大きく変化させるような計画は中止すべきです。</p> <p>10.1.7 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 「垂直見込角が1~2°を超えると景観的に気になりだす可能性がある」と提起されているが、それを超える予測地点は5か所ある。そもそも、景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されているが、これは鉄塔の評価基準なので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。 <p>10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> 今ノ山遊歩道への改変は、事業者の一時的な都合であり利用者には全く関係がない事です。 今ノ山の樹木伐採については、重要な群落であることからして、山林の伐採は事業の都合であり自然破壊の何物でもなく、極力回避に努めるのではなく一本の伐採も許されません。 <p>10.1.9 廃棄物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 切土、掘削による土量（1,055,953m³）の約6割（625,222m³）は、事業区域内の盛土として利用されるが、残土（430,731m³）は全て、事業区域内に搬出するのでしょうか。そうではなく、区域内で処分する場合はどのように利用するのでしょうか。 <p>5. 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体など地元の団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。 <p>6. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。</p> <p>7. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>や、ふとん籠等による土砂流出防止対策などの施策を適切に実施することで、周辺の林地土壌に自然浸透させる計画としております。なお、工事中及び運転開始後は各種対策の機能が維持されるよう、適切に管理・点検を継続的に実施いたします。</p> <p>施設の稼働に伴う風車の影に関する影響は、現地調査を行ったところ植生や建造物によって概ね遮蔽されると予測され、実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えておりますが、都度状況に応じて調査・原因究明を行い、必要な対策を講じるなど対応をご相談させていただきます。</p> <p>希少猛禽類を含む動物への影響については、可能な限り影響低減すべく、方法書から準備書にかけて改変区域を最小限とする、風力発電機の機種及び配置を検討する等、計画を変更いたしました。なお、バードストライクの発生の可能性は不確実性を伴っていることから、事後調査を適切に実施しその結果を踏まえ、追加の環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、希少猛禽類（クマタカ）については、準備書 P1131 に記載のとおり工事中から稼働後にかけて生息状況調査を実施いたします。また、工事区域や工事関係車両が通行する近隣でクマタカの営巣が確認された場合には、コンディショニングを徐々に実施する等、繁殖への影響が出ないように、工事の進め方を検討いたします。</p> <p>景観の評価については垂直視野角だけではなく、フォトモンタージュ法による予測結果もあわせて評価しております。風力発電機の基数を削減することで、竜串海岸や最寄りの住宅からの景観影響を回避・低減いたしました。また、風力発電機の色彩にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場については、地形や既存道路等を考慮し、改変面積を必要最小限に留めるとともに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には可能な限り改変が及ばない計画とし、また、樹木の伐採は必要最小限に留め、特に重要な群落である今ノ山の森林については、既設林道の利用により地形及び面積の改変を削減するほか、大木の伐採は極力回避に努めることから、本事業による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えております。</p> <p>残土については、緩傾斜地での処理及び対象事業実施区域外に搬出し、既存の処理場で処理する計画です。</p>
169	<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 土佐清水は、言わずと知れた黒潮の恵とともに発展した漁業の町で、その海の環境は、今計画地の今ノ山からの水が注ぎこむものとなっていま 	<p>準備書における本事業の環境影響評価の結果については、住民の皆様の意見書をいただき、また、高知県及び経済産業省による審査を受けることと</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>す。その竜串海岸は、日本ジオパークの一員として2021年9月25日に新規認定されました。このような日本有数の景勝地であり、守り伝えるべき環境を、一事業者の利益のために開発するべきではないため、事業の中止を強く求めたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ノ山では、自伐型林業が促進されています。その理由は、昨今の再生可能エネルギー建設による皆伐地の大規模崩落など、災害を起こす森林経営からの転換を目指すためです。山を育てることは、海を育てること。山に手をつけることは、海を汚すこと。このような基本的な考え方ができない事業者には、20年の環境保全の義務も果たすことなどできないでしょう。 ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や重要性があるという国の見解ではあるが、景勝地や貴重な自然環境を覆うような風車建設計画に対しては、様々な問題があると考えます。加えて、現状ではこの地域において、豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 ・このような中で、大型で大規模な風車建設が、今後、永きに渡り同地域において自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 <p>2. 縦覧方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価図書の公開のあり方など、一般住民への説明に問題があることから、事業に対して地域住民による理解が不十分なため、事業実施後に混乱が起こることが懸念されます。また電子縦覧時、印刷及びダウンロードができないため1,000ページを超える図書を縦覧しながら意見書を作成することは現実的な方法ではなく、常識を逸脱するものであると考えます。 <p>3. 意見書の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の提出について、意見書様式に従い、縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か、問い合わせ先へ郵送との事であるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 <p>4. 以下、下箇条書きにて意見を述べさせていただきます。</p> <p>計画区域全般に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然度9の自然林が分布している。このような自然度の高い森林の広範囲な伐採行為は、自然環境保全上、行うべきではありません。 ・雷マップでは、年平均163.1-263.2と非常に多く、特に夏場の発生が多いことから落雷やそれによる火災の発生が懸念されます。 ・計画区域の中心部には鳥獣保護区(国指定)があり、改変する事により生息地放棄やバードストライクの危険性が高まります。 	<p>なっております。これらを踏まえ、本事業がさらに環境に配慮したものとなるよう努めてまいります。</p> <p>風力発電施設の騒音、動物及び植物については事後調査を実施いたします。事後調査の内容については準備書P1129に記載しております。なお、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得たうえで対策を講じることとしております。</p> <p>弊社としましてはご心配の点に真摯に対応し、ご期待に応えられる事業とすべく、今後もより一層丁寧な説明を実施し、事業に対するご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の半分近くは自然再生事業実施地域であり、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした地域であることから、これ以上の開発をすべきではありません。(改変する風力発電と乖離している) ・計画区域の大部分が国有林でかつ水源涵捉保安林であり、改変する事によって土砂崩れや保水能力の変化などが懸念されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の周囲には砂防指定地(砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地)が複数存在し、改変する事で大雨による土砂の流入が懸念され、広範囲にわたり災害の危険性が懸念されます。 ・計画地の外側に10数か所の崩壊土砂流出危険地区が指定されている。上記同様、改変により二次災害の危険性が懸念されます。 ・稼働中の風力発電所の累積影響について、適切な評価がなされていません。(2-2-53) ・最寄りの住宅まで約1.2km 配慮が特に必要な施設まで約3.4kmであまりにも近すぎ、低周波音による影響が危惧されます。(図3.2-8より) <p>第10章の各項目に対して</p> <p>10.1.2 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査について通常時、降雨時の結果では問題ないが風車建設に当たっては、工事用道路やヤードなどの土地改変により、大雨などの降雨時に計画地を上流とした12の集水域、14河川へ土砂の流入による影響が出る可能性があります。 ・造成などの施行により、水の濁りが一時的に発生する事となっており、沈砂池は適切な数を設置し、問題が生じた場合には迅速に対応する事となっているが、発生した場合どのような対処を行うのか具体的なことが不明です。 ・雨量計算では10年確立雨量を超える降雨は、最近3年間では観測されていないとされているが、近年はそれ以上の豪雨に見舞われることがある。そのことから、30年、50年確立といった安全に対するハードルを上げるべきだと考えます。 <p>10.1.3 その他の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測結果では「風車の影にかかる3戸については年間8時間を超過する結果がでており、植生や建造物によって概ね遮蔽される」こととなっているが、植生や建造物は変化する可能性があり、事業の長期間にわたりその状況が一定しているとは言い難い。そのことから影響が出ないように、風車位置の変更をすべきです。 <p>10.1.6 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内には多種多様な動植物が確認されており、サ、シバ・クマタカ(絶滅危惧IB類(EN))が、対象事業実施区域及びその周囲において、広く確認されている。単に多い少ないだけで評価基準を判断しているが(表10.1.6-5)、生息地放棄や営巣放棄(古巣が確認されている)、バードストライクの可能性もある。また、クマタカの 	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>餌資源であるノウサギの糞粒も記録されており生物多様な地域である。このような生態系を大きく変化させるような計画は中止すべきです。</p> <p>10.1.7 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「垂直見込角が1~2°を超えると景観的に気になりだす可能性がある」と提起されているが、それを超える予測地点は5か所ある。そもそも、景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されているが、これは鉄塔の評価基準なので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。 <p>10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ノ山遊歩道への改変は、事業者の一方的な都合であり利用者には全く関係がない事です。 ・今ノ山の樹木伐採については、重要な群落であることからして、山林の伐採は事業の都合であり自然破壊の何物でもなく、極力回避に努めるのではなく一本の伐採も許されません。 <p>10.1.9 廃棄物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土、掘削による土量(1,055,953m³)の約6割(625,222 m³)は、事業区域内の盛土として利用されるが、残土(430,731 m³)は全て、事業区域内に搬出するのでしょうか。そうではなく、区域内で処分する場合はどのように利用するのでしょうか。 <p>5. 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体など地元の団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。 <p>6. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。</p> <p>7. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
170	<p>大規模風力発電による環境破壊について。高知県の自然、林業、山をとりまくことから、生物多様性と、人口の生活について、別紙A4 3頁に記述した。</p>	<p>環境への影響について、事業を実施する以上は一定の環境影響は避けられないと考えておりますが、事業実施前の環境調査結果を踏まえて予測・評価を行い、環境保全措置を講じることで、自然環境</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>今ノ山保全の必要性</p> <p>現在、日本の森林は戦後の林業計画によりほとんどの山が植林されるが、エネルギーの転換、木材価値の低下で、放置林が多く土地がやせ、近年土砂崩れにより森林が根こそぎ流され大規模で深刻な災害に見舞われている。</p> <p>そんな中、のこされた自然林を保全することは当然のことと思っていました。</p> <p>ここ高知から過去の林業の在り方への反省と林業の方法の提案がなされ全国的に注目されている。若者たちが自然に関心を持ち、環境保全を考え自分たちで山の保全と施業をする動きは年々増してきている。</p> <p>今ノ山の山頂付近に残された自然林は、安永 9 年(1780 年)に伐採された後の植生で、原生林として差し支えない樹齢 200 年を超えたアカガシ、モミの大木を主とし、ウラジロガシ、ツガ、ヒメシャラ、シデが混在する。暖温帯から冷温帯へ移行する太平洋側の針広混交林の高知県の特徴的な植生であるとされている。</p> <p>特に幡多地域のアカガシ林からブナ林の推移帯が見られる黒尊の山々との比較として、海岸から近く、海風と湿度によってと山の標高から違った様相をしている。</p> <p>また、「ヤクシマトウバナ」は、屋久島の固有種で屋久島と今ノ山にしか自生していないことや、「キオン」は、高知県では土佐清水と四万十市黒尊にのみ分布となっているが、近年黒尊では激滅している。動物と植物合わせて 100 種近い貴重種が生きて育まれている。屋久島との共通種、南方の植物や隔離分布など、今ノ山は自然豊かで多様な動植物を育み、地理的特徴から唯一無二の貴重な山ではないでしょうか。</p> <p>環境影響評価準備書の中に、「風力発電による開発(変化)によって、生息・生育環境の減少・消失が、今ノ山鳥獣保護区 特定植物群落で予測される」とされている。</p> <p>事業者の環境保全措置として保護区には風力発電は建てないが、機材を運ぶための道路を作り、今ある林道を 5m に拡張し、アスファルトにし、法面には在来種を植栽し土砂流失を防止する、沈砂池を設置する。また、植物の貴重種は移植するとされていた。</p> <p>このような対処で、この生態系を保てるとは考えられない。</p> <p>アスファルト舗装と道路の拡張により樹齢 100 年から 200 年以上の樹木が伐採され、巨大な風車のブレードを運ぶためにカーブを旋回する際には道路拡張以上に伐採しなければならない。</p> <p>現在でも高く切り取られた法面をまた削ることによる土砂の流出、ことに土質は固まりにくく崩れやすい赤土が多かった。法面緑化はこの森に自生する個体からの種子等で繁殖された植物でなければ生態系を壊す。</p> <p>移植や繁殖が簡単にできる種もあるかもしれない</p>	<p>への影響を可能な限り低減し、著しい影響をもたらすことのないように努めております。</p> <p>また、動物、植物及び生態系への影響を低減すべく、風力発電機の設置基数削減や配置計画の見直しを実施し、また改変区域を最小限に留めております。さらに環境保全措置を講じることによって実行可能な範囲で影響を回避・低減できるものと予測・評価しております。ただし、鳥類のブレード等への接近・接触については、事後調査として必要な際には専門家の助言や指導を得て、状況に応じた適切な対応を検討いたします。</p> <p>植物の重要種の移植については、専門家の助言を得たうえで実施し、移植後は定着を確認するためにモニタリングを実施します。なお、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得たうえで対策を講じることとしております。</p> <p>野生動物の行動の変化については気象条件や餌量の年間変動など、様々な要因があると考えております。風力発電事業による動物の忌避行動については、関連する科学的知見が存在していないのが現状ですが、地域にとって深刻な問題であることは認識しておりますので、弊社としましても出来ることを検討していきたいと考えております。</p> <p>群落内の伐採による林縁効果については、既に作業道が敷設されている影響で、孤立した大径木については現時点で乾燥化を確認しております。一方で、既存道を最大限活用し、群落の辺縁部を通過する計画としたことにより、群落内部の伐採を避けて林内へ風が入ること、また乾燥化が進行するといった影響は小さいと考えております。</p> <p>風力発電施設の稼働に伴う騒音については、風力発電機の配置位置を可能な限り住宅等から離隔する計画とし、現地調査を踏まえて予測を行った結果、環境省の指針値を下回る結果となりました。また、環境保全措置として、風力発電設備の適切な点検・整備を実施し性能維持に努めることから、風力発電機の稼働に伴う騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えておりますが、万が一、事業稼働後に風車から発生する音が原因で問題が生じた際は、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査等も行いながら、原因の確認や対応策の検討等をさせていただきます。</p> <p>景観への影響については、風力発電機の基数を削減することで、竜串海岸や最寄りの住宅からの景観影響を回避・低減いたしました。また、風力発電機の色彩にも配慮する等、引き続き実行可能な範囲で周辺の景観との調和を図り、さらなる影響の低減に努めてまいります。</p> <p>本事業は、昨今の気候変動による地球環境問題</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>が、本当に繊細にその土地の条件で生育する種もある。</p> <p>保護区、特定植物群落地区のみを回避して風力発電を建設する計画になっているが、かなり隣接しての建設計画に見受けられる。</p> <p>隣接した場所で 160 m もの長さの風車が回ることにより、林内の乾燥は避けられない。</p> <p>そのことにより、今ノ山の植生に特徴的な蘚苔類、地衣類、シダ類、着生ランや、空中湿度と共に土壌が乾き照葉樹林の林床に生える草本類への影響が無いとは思えない。</p> <p>人里に住む人間には影響ないとされた音や振動も、森の近くに生息する鹿やイノシシ、イタチ、タヌキなどの獣類が生育できなくなり人里に降り農作物の被害が今以上に予想される。</p> <p>準備書に「鳥類及びコウモリ類のブレード等への接触予測は不確実性があるため 移動・移植する植物については定着確認のための事後調査を実施」とあるが、もし1年目にヤイロチョウ、クマタカ、サシバが風車の下で死んでいたら撤去か作動中止になるのでしょうか。</p> <p>それともただ被害にあって死んでいるのを調査し続けるのでしょうか。</p> <p>高知県民、特に幡多から北播地域にの山里の人々にとって特にヤイロチョウは特別な存在です。そのヤイロチョウの声が私の集落近くの山から年によっては聞こえます。今ノ山の植生によく似た自然豊かな山は、ヤイロチョウが営巣することで地域の誇りにもなっています。</p> <p>しかし、大規模な風力発電の被害にあい、私の居住する四万十市や、高知県には飛来しなくなるでしょう。</p> <p>また、準備書では、音や周波数の人体への影響がないと数値で示されていましたが、夜間の山間の戸建て住宅山の 30 デシベル以下にはならず、常に風のある日は夜でも昼間と同じ音にさらされるのではないのでしょうか？これで影響がないとは言えず、自律神経系などに影響がでると思います。</p> <p>大月町、隣の愛媛県愛南町でも次々と建設され、その景観を全望できる国道から見たときにショックを受け、山が虐められている様に感じ、直視できませんでした。</p> <p>その倍近い大きさと数の風力発電をこの地に建てることは容認できません。</p> <p>自然エネルギーへの転換が必要であるとしてもこの 180m もの高さと 160m の幅の風力発電は巨大であり、34 基建設するこの計画は山への畏敬の念を欠き、山への冒瀆に感じます。</p> <p>都心に住み計画している人々には想像できないかもしれませんが、山里の生活は日々、山の稜線を見ながら生活をしています。その山の尾根に短い間隔で多数の棒が突き刺さっている様を眺めて生活することを強いることになる。</p> <p>高知県を代表する、日本を代表する世界的な植物学者である牧野富太郎博士が本格的な植物調査旅行地として最初選んだのが幡多郡であり、今ノ山もその調査地です。</p>	<p>への取り組みの一つであるとともに、高知県の好適な風況を活かした再生可能エネルギー発電事業を通じて、エネルギーの国内自給率向上を地域と共に目指し社会に資する事業とすることを目的としております。今後、事業計画の詳細検討を進めていく中で、事業計画地に隣接する地区の皆様と意見交換を行い、社会や地域に資する具体的な貢献策について議論させて頂きたいと考えております。何より地域の皆様にご理解頂く事が重要と考えておりますので、今後も地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴するとともに、より一層丁寧な説明の実施に努めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>大月町や三原村は「牧野富太郎の歩いた道」を観光資源にしています。</p> <p>その後も続く植物学者私の知る限りで、山中二男氏、上村登氏、山脇哲臣氏、沢良木庄二氏らも高知の自然、幡多の自然についての記述にアカガシ、モミの原生林、今ノ山の原生林の保全を明確にされている記述もあります。</p> <p>また、今ノ山の地域の伝説や言い伝えが残されておりあります。</p> <p>戦後の経済効果(エネルギーも含む)を主にした森林施業計画の中で天然林を伐採しどこもかしこも同じようにヒノキ、スギを造林したことによる土砂崩れ、鳥獣害、種の絶滅などの問題が山積みで、生物多様性の重要性や、林業の研究や試行錯誤がなされているこの時代に、また同じように山を大規模に開発するのでしょうか？メンテナンスしても20年しか継続できないエネルギー開発を、一時の経済効果のため、大規模に開発し、後悔しても元には戻せません。</p> <p>大幅な縮小、または計画の中止を求めます。</p> <p>自然エネルギーのために自然を壊すこの方法、どこかの地域、特にいつも田舎の人々の生活を犠牲にするエネルギー政策を止めにして、地域ごとに小規模に太陽光や風力、水力発電するなど、今の時代に即した、地域の生活に即した政策を考えて実行してもらいたい。</p>	

○日刊新聞紙における公告

高知新聞（令和4年6月29日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)今ノ山風力発電事業
環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称
今ノ山風力合同会社
代表者の氏名
代表社員 株式会社ジャパンウインド
エンジニアリング 職務執行者 三保谷明
代表社員 住友商事株式会社
職務執行者 若林浩司
東京都港区赤坂二丁目九番三号
(仮称)今ノ山風力発電事業

二、対象事業の名称
主たる事務所の所在地
種類
規模
発電設備出力 最大九万三千七千キロワット
風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域
高知県土佐清水市及び幡多郡三原村

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
高知県土佐清水市及び幡多郡三原村
高知県庁 林業振興・環境部 自然共生課
土佐清水市役所 一階 選挙管理委員会
事務局前、三原村役場

五、縦覧の場所・期間

電子縦覧
法定期間
<https://imanyanawindfarm.co.jp>
令和四年六月二十九日(水)から
令和四年七月二十九日(金)まで

六、意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・
意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おきます意見書箱にご投函頂くか、令和四年八月十二日(金)
までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時及び場所(各回二時間程度)

一、三崎市民センター(高知県土佐清水市三崎浦一丁目八番一号)
開催日時 令和四年七月十六日(土)十四時より

二、下川口市民センター(高知県土佐清水市下川口九八四番地二)
開催日時 令和四年七月十六日(土)十九時より

三、三原村農業構造改善センター
(高知県幡多郡三原村宮ノ川一―三番地二)
開催日時 令和四年七月十七日(日)十四時より

四、土佐清水市立中央公民館(高知県土佐清水市天神町二番地一五)
開催日時 令和四年七月十七日(日)十九時より

八、問い合わせ先 今ノ山風力合同会社
〒一〇七・〇〇五二 東京都港区赤坂二丁目九番三号
電話〇三(六四四)三六四八(担当)中渡瀬嶋

○地方広報誌における公告

高知県土佐清水市（広報とさしみず 令和4年7月号）

第59回 幡多ふれあい医療公開講座

テーマ・講演内容

- 講演1 ここがポイント！ 糖尿病の予防と管理
高知記念病院糖尿病内科部長 池田 幸雄
- 講演2 人生の最終段階を自分らしく過ごすために、
自分や家族が今からできること
高知大学医学部附属病院がん治療センター
がん看護専門看護師 弘末 美佐

開催日時：7月17日（日） 13時30分～15時30分
開催場所：四万十市立文化センター ☎0880-35-4887
（〒787-0002 四万十市中村桜町2番地1）

参加費：無料（どなたでもご参加いただけます）

主催：高知県立幡多けんみん病院
後援：四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・
三原村・幡多福祉保健所・幡多医師会

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、開催を中止
する場合があります。開催中止の場合は、幡多けんみん病院及
び市のホームページに掲載しますので、最新のホームページを
ご覧いただくか、またはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・高知県立幡多けんみん病院（経営事業課経営企画担当）
☎0880-66-2222（代表）
- ・市役所健康推進課保健推進係 ☎82-1121

**(仮称)京都看護大学四万十看護学部
説明会のお知らせ**

四万十看護学部(令和5年4月設置構想中※)の説明会を下記の
日程で開催します。

説明会では、京都看護大学が目指す人物像や教育課程、カリ
キュラム(授業、実習)、学生生活、奨学金制度の説明や個別相談
を予定しております。

ご参加いただく際は、予約制となりますので、下記問い合わ
せ先から申し込みをお願いします。

- 四万十市会場（四万十看護学院 四万十市有岡字石場2252-1）
7月23日(土)、8月27日(土)、9月17日(土) 各13時～15時
- 高知市会場（高知城ホール 高知市丸ノ内2丁目1番10号）
7月24日(日)、8月28日(日)、9月18日(日) 各13時～15時

【四万十看護学部の概要について】

開設時期：令和5年4月(予定)
開設場所：高知県四万十市下田
入学定員：80名(4年制・男女共学)
取得学位：学士(看護学)
取得可能な資格：看護師国家試験受験資格
※設置計画は、予定であり、今後内容に変更が生じる可能性が
あります。

【問い合わせ先】

京都看護大学四万十看護学部設置室
〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-21
☎075-311-0123

説明会
申し込みフォーム



シルバー人材センターからのお知らせ

当センターの椿油製造販売事業では、市民の皆さまのご協力に
より、原料となる種子を確保して、全国に愛用者を増やしてきま
した。しかしながら新型コロナウイルス感染症の拡大による影響
を椿油事業でも少なからず受けており、現在、商品在庫を多く抱
えております。そのため、今年の椿油製造は休止することとなり
、種子の買い取りも行いません。来年以降、椿油製造再開とな
ります際には、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】公益社団法人 土佐清水市シルバー人材センター
☎82-5757

**飲食ブース
チャレンジャー募集!!**

「さばいばる中央町チャレンジショップ」出店者を募集
しています。

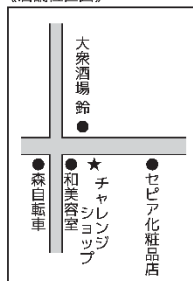
「チャレンジショップとは？」

空き店舗の活用や創業者の育成を目的として、実際に営業する
ことで勉強や経験を積み、将来の新規開業につなげる場を提供し
ています。

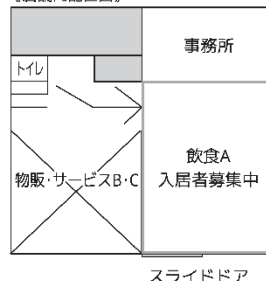
経営相談・お店のPRなどのサポート体制もあり、初めての方で
も大丈夫！

土佐清水市中央町商店街であなたの夢を育ててみませんか？

《店舗位置図》



《店舗内配置図》



【問い合わせ先】

中央町商店街振興組合
さばいばる中央町チャレンジショップ事務局
〒787-0324 土佐清水市中央町2-4
☎090-1177-3838
(土・日・祝を除く10:00～17:00)
市役所観光商工課商工係
☎82-1115



【広告】

土佐清水市の皆さま

弊社検討中の風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく準備
書公告・縦覧開始に伴い、法定住民説明会を開催いたしますので、以
下のとおりご案内申し上げます。
縦覧図書につきましては弊社HPにて公開しております。
(<https://imanoyamawindfarm.co.jp>)
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日人数を制限させて
いただく可能性がございます。つきましては、三崎市民センター及
び下川口市民センターにおいては両地区の皆さま優先でお願い
できますと幸いです。
皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
今ノ山風力合同会社
中渡瀬、嶋(070-4078-0105)

法定住民説明会(各回2時間を想定)

●令和4年7月16日(土)

14:00～ 三崎市民センター

19:00～ 下川口市民センター

●令和4年7月17日(日)

19:00～ 土佐清水市立中央公民館



高知県幡多郡三原村（広報みはら 令和4年6月号）

京都看護大学四万十看護学部説明会のお知らせ

四万十看護学部（令和5年4月設置構想中※）の説明会を下記の日程で開催します。

説明会では、京都看護大学が目指す人物像や教育課程、カリキュラム（授業、実習）、学生生活、奨学金制度の説明や個別相談を予定しております。

ご参加いただく際は、予約制となりますので、下記問い合わせ先から申し込みをお願いします。

【問い合わせ先】

京都看護大学四万十看護学部設置室
〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町 1-21

TEL：075-311-0123

FAX：075-311-2002



説明会
申し込み
フォーム



取得可能な資格：看護師国家試験受験資格

※設置計画は、予定であり、今後内容に変更が生じる可能性があります。



高知職業能力開発短期大学校(KPC) オープンキャンパス

高知職業能力開発短期大学校(KPC)は、厚生労働省所管の工業系短期大学校です。

学校の雰囲気を感じていただくため、高校生等を対象にオープンキャンパスを実施します(保護者の方も大歓迎です)。

参加される方はランチが体験できます(要予約)。

申込み方法や詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

【オープンキャンパス】

開催日	時間(予定)	備考
6月19日(日)	11:00～15:30(受付10:40～)	ものづくり体験1科選択
7月16日(土)	11:00～15:30(受付10:40～)	ものづくり体験1科選択
7月31日(日)	9:00～13:00 生産機械技術科(受付8:40～) 12:00～16:00 電子情報技術科(受付11:40～)	ものづくり満喫編(“ものづくり体験”を主体としたオープンキャンパスです。)
9月4日(日)	11:00～15:30(受付10:40～)	ものづくり体験1科選択
12月18日(日)	13:00～15:30(受付12:40～)	両科ミニ体験

内 容(予定)

学校・学科紹介/入試概要説明/就職状況紹介/キャンパスツアー/ものづくり体験(要予約)/

ランチ体験(無料・要予約)/学生寮の見学/在校生交流カフェ/個別相談

※開催時間や内容は変更になる場合がございます。

【入試対策講座】

開催日	時間(予定)	備考
9月25日(日)	10:30～15:00(受付10:00～)	第一志望合格をサポートするため、数学・面接の対策講座を開講します。

内 容(予定)

数学I対策/面接対策講座/個別相談 ※開催時間や内容は変更になる場合がございます。

【場 所】

高知職業能力開発短期大学校(KPC) 住所：香南市野市町西野 1595-1

【申し込み先・問い合わせ】

高知職業能力開発短期大学校(KPC) 学務援助課

電話：0887-56-4100 IIP：http://www3.jeed.go.jp/kochi/college/



三原村の皆さま

弊社検討中の風力発電事業に関して、本年7月に環境影響評価法に基づく準備書の住民説明会を予定しております。開催日時、場所等の詳細につきましては確定次第、村内放送、折り込みチラシ、弊社HP (<https://imanoyamawindfarm.co.jp/>) でご案内いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日はマスク着用でのご来場をお願いいたします。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

今ノ山風力合同会社

担当：中渡瀬、嶋 (070-4078-0105)



今ノ山風力合同会社

○新聞折り込みチラシによる「お知らせ」（令和4年6月29日）

環境影響評価法に基づく 「(仮称)今ノ山風力発電事業 環境影響評価準備書」 説明会開催のお知らせ

土佐清水市と三原村の行政界周辺で検討している風力発電事業について、環境影響評価のための現地調査、予測・評価の結果をまとめた「環境影響評価準備書」の説明会を開催いたします。

住民説明会（各回2時間程度）

令和4年7月16日（土）

- ・14時～ 三崎市民センター
- ・19時～ 下川口市民センター

令和4年7月17日（日）

- ・14時～ 三原村農業構造改善センター
- ・19時～ 土佐清水市立中央公民館

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日人数を制限させて頂く可能性がございます。三崎市民センター及び下川口市民センターにつきましては、両地区にお住まいの皆様優先でお越しくださいますようお願いいたします。

ご来場の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「(仮称)今ノ山風力発電事業 環境影響評価準備書」については、下記のとおり縦覧を実施しております。

縦覧期間

令和4年6月29日（水）～ 令和4年7月29日（金）

縦覧の場所・時間

- ・高知県庁 林業振興・環境部 自然共生課
 - ・土佐清水市役所 1階 選挙管理委員会事務局前
 - ・三原村役場
- ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧

<https://imanoyamawindfarm.co.jp>

問い合わせ先 **今ノ山風力合同会社**

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-3 TEL：03-6441-3648/070-4078-0105（担当：中渡瀬、嶋）

○インターネットによる「お知らせ」

高知県のホームページ

「(仮称)今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧について

公開日 2022年06月29日

このたび、環境影響評価法に基づき、今ノ山風力合同会社（代表社員 株式会社ジャパノウィンドエンジニアリング 職務執行者 三保谷 明、代表社員 住友商事株式会社 職務執行者 若林 浩司、所在地：東京都港区赤坂2丁目9番3号）が計画している（仮称）今ノ山風力発電事業（出力：最大193,070kW程度、基数：34基程度）に係る環境影響評価準備書を下記のとおり、縦覧に供します。

※環境影響評価準備書とは、環境アセスメントにおいて、調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を示したものです。

1 縦覧について

(1) 場所：高知県庁林業振興・環境部自然共生課、土佐清水市役所1階 選挙管理委員会事務局前、三原村役場

(2) 期間：令和4年6月29日（水）から令和4年7月29日（金）まで

※意見箱設置期間は8月12日（金）まで

(3) 時間：開庁時

また、今ノ山風力合同会社のホームページにて電子図書の縦覧ができます。

URL：<https://imanoyamawindfarm.co.jp>

2 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

住所及び氏名、準備書の名称、環境の保全の見地からご意見をご記入のうえ、以下の方法のいずれかにより、ご提出ください。

(1) 縦覧場所に備付けの意見書箱への投函（令和4年8月12日（金）まで）

(2) 事業者宛に郵送（令和4年8月12日（金）まで ※当日消印有効） 送付先はお問合せ先をご参照ください。

3 住民説明会の開催日時・場所

(1) 場所：土佐清水市 三崎市民センター（土佐清水市三崎浦1丁目8番1号）

日時：令和4年7月16日（土）午後2時から午後4時

(2) 場所：土佐清水市 下川口市民センター（土佐清水市下川口9番地2）

日時：令和4年7月16日（土）午後7時から午後9時

(3) 場所：三原村 農業構造改善センター（三原村宮ノ川11番地2）

日時：令和4年7月17日（日）午後2時から午後4時

(4) 場所：土佐清水市 市立中央公民館（土佐清水市天神町11番地15）

日時：令和4年7月17日（日）午後7時から午後9時

4 問合せ先

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号 今ノ山風力合同会社

TEL 03-6441-3648（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）） 担当：中瀬 純

6. 進捗状況及び今後の計画

- (1) 計画段階環境配慮書：終了
- (2) 環境影響評価方法書：終了
- (3) 環境影響評価準備書

縦覧期間：令和4年6月29日(水)から令和4年7月29日(金)まで

土、日、祝祭日を除く 8時30分から17時15分

縦覧場所：土佐清水市役所 1階 ④選挙管理委員会事務局前で実施予定です。

※環境影響評価準備書につきましては今ノ山風力合同会社のホームページからも御確認できるようになる予定です。

地元説明会

令和4年7月16日(土) 14時から三崎市民センター 19時から下川口市民センター

令和4年7月17日(日) 19時から土佐清水市中央公民館

環境影響評価準備書 縦覧開始のお知らせ

2022.06.28

令和4年6月29日

今ノ山風力合同会社

当社は、令和4年6月28日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、高知県知事、土佐清水市長及び三原村長に送付いたしました。

環境影響評価法第16条の規定に基づき、次の通り準備書を公開いたします。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年6月29日(水)から令和4年7月29日(金)まで

(2) 縦覧場所

- ・高知県庁西庁舎林業振興・環境部自然共生課
- ・土佐清水市役所1階 選挙管理委員会事務局前
- ・三原村役場

(いずれも土・日・祝日を除く開庁時)

- ・電子縦覧 <https://sumitomocorp.box.com/s/b1oujoh7hi8i7r47dlojf2piecdre6jh>

※本準備書は多数の著作物を前提に作成されております。

各著作権保有者の承諾なく、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等をする行為は著作権侵害にあたりますので、準備書のコピー・撮影等は皆様にご遠慮頂いております。ご理解・ご協力の方、宜しくお願いいたします。

2. 意見書の送付

本準備書について、環境の保全の見地からご意見をお寄せ頂く際には、書面に(1)に示す記載事項をご記入の上、(2)に示す期間中に縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、(3)に示す宛先までご郵送ください。

(1) 記載事項

①氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である準備書の名称

③準備書について、環境の保全の見地からのご意見

(ご意見の理由を含め記載してください。)

(2) 提出期限: 令和4年8月12日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(3) 提出先 : 〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号(担当:中渡瀬、嶋)

(封筒等に朱書きで「意見書在中」と記載をお願いします。)

(4) 意見書用紙

<https://sumitomocorp.box.com/s/lz9xgj5f89c4ewwthdudymrvjluf83jx>

3. 住民説明会の開催について

(1) 開催日時、場所

- ①日時：令和4年7月16日（土） 14：00～16：00
場所：三崎市民センター（高知県土佐清水市三崎浦1-8-11）
- ②日時：令和4年7月16日（土） 19：00～21：00
場所：下川口市民センター（高知県土佐清水市下川口984-2）
- ③日時：令和4年7月17日（日） 14：00～16：00
場所：三原村農業構造改善センター（高知県幡多郡三原村宮ノ川1113-2）
- ④日時：令和4年7月17日（日） 19：00～21：00
場所：土佐清水市立中央公民館（高知県土佐清水市天神町11-15）

(2) 当日ご来場頂く皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日人数制限をさせて頂く可能性が御座います。
高知県土佐清水市及び幡多郡三原村の住民の皆様優先でお越しくださいますようお願いいたします。
ご来場の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、取材を希望される報道関係者の方は事前に担当者までご相談ください。
事前にご相談のない場合は取材をお断りさせていただく場合がございますので御了承ください。

4. お問い合わせ先

今ノ山風力合同会社（担当：中渡瀬、嶋）

電話番号：03-6441-3648／070-4078-0105

（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後16時まで）

関係市町(土佐清水市、三原村)及び市内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
	土佐清水市		<p>本事業計画は、今ノ山風力合同会社が、土佐清水市と三原村との行政界周辺において、基数34基、最大出力193,070kwの風力発電機を設置するものである。</p> <p>風力発電は、太陽光発電などととも国の再生可能エネルギー施策、また、世界的な課題である地球温暖化防止対策に資する点からも有効であると期待されているものであり、2050年のカーボンニュートラルに向けた主力電源として、積極的な導入方針が国の「第6次エネルギー基本計画」に示されている。しかし、方法書に対する市長意見書の提出以降、土佐清水市議会議長宛に市内在住者から、条例に基づき本計画が本市にとって相応しいものであるかを審議し、市民の声を集約できる行政と地域住民が参画する審議会の設置を求める陳情書が令和4年3月7日に提出されたが、市議会本会議において不採択となった。また、地域住民等(以下「住民等」という。)から設置の計画中止を求める要望書がインターネット署名を含め8,500筆を超える署名を添え、令和4年7月14日に市長宛に提出された。同時に本市条例に基づき建設の賛否を問う住民投票の実施を求める要望書が、市長並びに市議会議長宛に提出されるなど、建設反対や多くの不安、懸念の声が上がっている状況にある。</p> <p>一方、事業者は住民等から合意形成を図るため、環境影響評価法に基づき環境に配慮した事業計画の策定や要望に応じた説明会を行うなど努めてきたものの、現段階において住民等からの理解が得られている状況とは決して言えない。</p> <p>このことから、事業者は住民等からの理解を得ることが前提であり、重要であることを理解のうえ、不安や懸念の声を真摯に受け止め、事業者の責務として説明責任を果たすべく、わかりやすく丁寧な説明を徹底的に行い、最大限の努力をもって環境影響の回避又は低減を中心とする環境保全措置の検討及び実施を行うよう強く求め、以下のとおり意見する。</p>	<p>ご指摘の通り、これまで貴市ともご相談させていただきながら、近隣住民の皆さまに対する地区説明会、自主的な環境影響評価内容の説明会、準備書法定説明会を開催するなどして、住民の皆さまにご理解を深めていただくことに努めてまいりましたが、本事業に対する建設反対の声やご不安、ご懸念を抱く近隣住民の皆さまがいらっしゃることは認識しております。また、これに係る活動等についても真摯に受け止めております。</p> <p>今後も近隣住民の皆さまに対する丁寧な説明を心掛けたらともご懸念の解消に努めながら、少しでも本事業に対しご理解を頂けるよう尽力してまいります。</p>
1			<p>1 全体事項について</p> <p>(1) 最新の知見の導入</p> <p>環境影響評価法に基づく評価書の作成にあたっては、発電機の計画基数34基中27基が単機出力での最大出力が6,100kwであり、この発電機は国内最大規模の発電機である。設置計画にあたっては、環境保全に今回の同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映させ、専門家の意見を踏まえ、十分かつ慎重な検討を行い、環境影響の回避、低減に努めること。</p>	<p>国内の陸上風力発電事業において、現時点で6,100kwの発電機は国内最大規模となりますが、海外では既にプロトタイプが建設されており、2023年以降実際の商業運転も開始されてまいります。本事業では、風車メーカーの設計データや海外での運転実績等から得られた諸元をもとに、本事業実施区域に設置した場合の予測評価を実施いたしました。</p> <p>今後、実際の稼働に至るまでの間、引き続き同型機種又同等規模の先行案件の知見ならびに専門家の意見を踏まえ、十分かつ慎重な検討を行い、環境影響への回避、低減に努めてまいります。</p>
			<p>(2) 住民等に対する情報提供</p> <p>住民等に対し、合意形成を図るため、広く周知活動に努めるとともに、不安や懸念の声を払拭に向け誠実な対応を行うこと。また、現地調査の実施にあたっては、住民等や関係団体に対し、積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、合意形成を図るようさらに努めること。</p>	<p>今後も追加で現地調査を実施した場合には、近隣住民の皆さまに対する積極的な情報提供と丁寧な説明を行いご懸念の解消に努めながら、少しでも本事業に対しご理解を頂けるよう尽力してまいります。</p>
			<p>(3) 他の風力発電との関係</p> <p>事業実施計画区域には、他社が進める発電事業の設置場所が一部重なっており、環境影響評価の手続き中である。</p> <p>他社が計画する事業は、電力会社との連携確保に向けた協議が難航しており、計画認定取得の目処が立っていない状況とのことである。しかし、事業計画の廃止手続が行われていないため、今後においても可能な限り事業者間で十分な情報交換を行い調整するとともに、複合的な影響についても考慮のうえ、評価書の作成までに適切な対応を行うこと。</p>	<p>弊社としましても他社が進める発電事業につきましては、計画認定取得の目処が立っていない状況と認識しております。これに加え、本事業と事業実施区域が重複する形となっておりますが、国有林の使用許可書(事業計画認定の申請当たっては協議証明書)は、事業実施区域が重複する形で発行されることはないと考えており、仮に同社が重複しない形で事業実施区域を見直したうえで国有林使用の手続きを進めた場合であっても、具体的な計画が策定されるまで一定の時間を要すると想定しております。</p> <p>現時点では他社が進める事業について実現性のある具体的な事業計画が不明なため、本事業では累積的な影響は考慮しておりませんが、本事業が評価書段階に入るまでに他事業の計画が準備書等で明らかとなり情報提供が得られた場合には、評価書において累積的影響の予測・評価の実施を検討いたします。</p>
			<p>(4) 事業(計画)の見直し</p> <p>仮に事業の実施が認可され、施設が設置された場合、下記の個別事項について事業への反映を行い、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を中断するなど見直しを行うこと。それが困難な場合は、事業の中止を含めた検討を求める。</p>	<p>個別事項について真摯に受け止め、最大限、環境影響の回避又は低減について努めてまいります。</p>

関係市町(土佐清水市、三原村)及び市内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
1	土佐清水市		<p>2 個別事項について</p> <p>(1) 騒音及び超低周波音 風力発電設備の設置予定位置から直近で約1.2kmの位置に住宅が存在しており、騒音、超低周波音による住民等の心身及び生活環境への影響が懸念されている。また、環境の保全について配慮が特に必要な施設として「下川口保育園」が約3.4km、「下川口小学校」が約4.5kmの位置に存在する。 特に騒音は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備の配置の最終確定にあたっては、最新の科学的知見及び同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映し、適切な調査、予測及び評価を行い、住民等の心身及び生活環境に影響を及ぼすことのないようにすること。また、令和2年8月31日付で経済産業省より発出された「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について(依頼)」により環境影響評価の項目から除外されたとしても、調査、予測及び評価を行うことは可能であることを踏まえ、調査、予測結果や最新の知見について、住民等に丁寧な説明等の対応を行うこと。</p>	<p>騒音及び超低周波音につきましては、ご指摘の通り季節による風向きや風速、地形等の状況によって音の伝わり方が異なることを踏まえ、準備書においては影響が最大となる場合を想定した予測を行っておりますが、感じ方には個人差もあることから、引き続き最新の科学的知見及び同型機又は同等規模の先行事例の知見も反映し、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。 これらの客観的な調査結果も活用しながら、近隣住民の皆さまの心身及び生活環境に極力影響を及ぼすことのないように引き続き検討してまいります。 また環境影響評価項目の除外項目にはなっておりますが、超低周波音につきましても、調査、予測結果や最新の知見について住民の皆さまへ引き続き丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
			<p>(2) 水環境 事業実施計画区域周辺には、宗呂川、三崎川、西ノ川、益野川、下ノ加江川、鍵掛川ほか二級河川がある。また、多くの普通河川も存在し、その水源を三原村との境界にある今ノ山山麓に発し、水利用は飲料用をはじめとした生活用水や農業用水として古くから利用されている。 定期的に利水者との連絡調整を図り、良質な水質管理を徹底し、生活用水及び農業用水としての利用に支障がないよう最大限努めるとともに、流況の著しい悪化の緩和に努めること。また、濁水対策に加え、水質測定が実施された一部の河川で調査時において環境基準の数値超過がみられるものの、現況の良質な水質及び効率的な生活用水並びに農業用水としての利用を維持するため、水質や流況の把握に努め、良好な河川環境の保全に努めること。</p>	<p>周辺地域の生活用水及び農業用水等として利用されている河川の水質について、変更区域は河川から十分に離隔があり、予測結果から影響が及ばないものと考えておりますが、ご意見を踏まえ、影響が生じないよう十分な対策を実施してまいります。 また、関連諸法令に基づき林地開発に伴う流域調査及び利害関係者の調査を適切に実施してまいりますとともに、水質及び生活用水、農業用水としての利活用に支障が生じないように、水質や流況の確認や必要な措置の実施について検討してまいります。</p>
			<p>(3) 動物・植物及び生態系 事業実施計画区域及びその周辺には、森林鳥獣生息地として「今ノ山鳥獣保護区」が指定されている。また、絶滅が危惧され、2019年に環境省による国内希少動植物種に指定されている、土佐清水市指定天然記念物のトサミズサンショウウオや絶滅危惧種である希少猛禽類のクマカクの生息地がある。発電機の設置計画位置は、重要な鳥類であるサンバやハチクマなど渡り鳥の渡りルートからは若干ずれていると予想されているが、広範囲での営巣状況や生息範囲、移動経路等について専門家等からの助言を踏まえ、希少な動物の生態系への影響を回避すること。 次に、事業実施計画区域には特定植物群落の「今ノ山の森林」が分布しており、アカガシ群落ほかが存在し、地形変動による植物及び生態系への影響が懸念される。また、竜串湾ではサンゴ群集をはじめとする海中景観及び豊かな海域生態系の保全を図る目的で自然再生法に基づいた法定協議会として、竜串自然再生協議会(現竜串の自然と共生した地域づくり協議会)が組織され、長年保全活動が行われており、本事業の実施による沢筋等への土砂又は濁水の流入に伴う重要な水生生物及びその生態系への影響が懸念される。このことから、動植物への影響調査の実施にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により詳細な調査、予測及び評価を行い環境影響の回避を行うこと。加えて、施工時及び供用時に起因する里山への獣害に係る影響についても検討すること。</p>	<p>希少動物への影響については、専門家等からのご助言を踏まえた環境保全措置を講じることとし、影響の低減に努めてまいります。 アカガシ群落を含む特定植物群落「今ノ山の森林」については、既存の作業道を最大限活用することにより、直接改変とその影響を極力低減する計画としております。 既存作業道の活用により新設道路の設置する場合に対し、直接改変の範囲と特定植物群落を含む樹木の伐採を極力低減することで、河川の水質への影響は小さいと予測・評価していること、本事業の変更区域の南端から竜串湾河口までは十分な離隔があることから、現時点でサンゴ群集を含む竜串湾の生態系への影響は小さいものと認識しておりますが、動植物への影響評価の実施にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により詳細な調査、予測及び評価を行い、引き続き環境影響の回避・低減を検討してまいります。加えて、施工時及び供用時に起因する里山への獣害に係る影響についても専門家等の助言も含めた最新知見の収集、対策等の実施を検討してまいります。</p>

関係市町(土佐清水市、三原村)及び市内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
1	土佐清水市		<p>(4) 災害・事故等 事業実施計画区域には崩落土砂流出危険地が広範囲で指定されている。また、周囲には急傾斜地崩壊危険区域や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、大量なる降雨の際は複数の河川で土石流の発生が懸念される。 平成13年9月、高知西南豪雨では短い時間に猛烈な大雨が降ったため、宗呂川や益野川、下ノ加江川において大量の濁水が流出するなど本市は大きな被害を受けた。このため、事業実施にあたっては、近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、災害防止対策を講じたとしても、本事業により土石流などの土砂災害が誘発される危険性があることを認識のうえ、土地の造成及び規模を最小限とし、工事に伴う発生土の処理については必要な地盤安定対策を実施するなど、適切かつ十分な災害への対策を講ずること。 施工時及び供用時における雨水排水対策として、適数の沈砂池や排水路、土砂流出防止柵などを適所に整備し、維持・管理を適時かつ適正に行い十分な排水対策を講じ、徹底して濁水や土砂の流出を防ぎ、災害防止対策を講ずること。また、造成工事に当たっては、広範囲な森林の伐採は森林の保水力が損なわれることが予想されることから、可能な限り伐採面積を小さくし環境保全措置を講ずること。なお、事業実施に起因する災害、事故等が発生した場合は、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと。</p> <p>(5) 景観 本市は、自然公園法に基づき昭和45年7月に日本で最初の海中公園（現海域公園）地区として竜串が指定された。続いて、昭和47年11月には足摺宇和海国立公園として足摺岬を中心とした海岸線が指定されており、豊かな自然と景観を有している。また、令和3年9月には本市全域と周囲の海を中心として四国では3番目となる日本ジオパークに認定されており、優れた価値のある眺望景観への影響が懸念される。このため、あらゆる地点からのフォトモニター等での視覚的な眺望景観の調査を行うとともに、事業実施計画区域の樹木伐採は最小限とし、今ノ山の自然豊かな景観の維持・保全に最大限配慮すること。</p> <p>(6) その他 風力発電機施設の適切かつ適正なメンテナンスの実施に加え、稼働後に設備の建設により水質や自然、動物・植物及び生態系などの環境要素に悪影響を及ぼしていないかの継続的なモニタリング調査を行うこと。 環境影響評価の段階で想定し得なかった環境への影響が生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を得て、科学的根拠等を明確にして住民等への説明に最善を尽くし、理解を得たうえで適切な環境保全措置を講ずること。また、住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、生活環境にも十分配慮して事業を実施するよう努め、住民等からの要望や苦情等があった場合は、真摯に受け止め速やかに対応すること。 以上について、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、環境影響評価書に反映させ、適切に対応するよう環境保全の見地から意見する。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>住民の皆さまが本事業による林地開発にご不安やご懸念をお持ちである点を真摯に受け止めております。 本事業においても大阪航空局の既存設備等と同様に、林地開発の関係法令等に基づき適切な設計及び工事を実施することが重要と考えております。 林地開発に関する許認可を取得するにあたり、流域流量計算を実施し排水等の計画を策定いたしますが、当該計算に用いる降雨量は西南豪雨災害を含む過去の気象データを踏まえて設定されていると認識しております。したがって、その基準に基づき設計および工事を適切に実施することで、同災害以上の降雨に耐えうるものと考えております。また、豪雨を想定した設計を適切に実施することに加え、国有林内の開発については、使用面積を必要最小限とすることが求められますので、事業実施計画区域内での伐採面積の低減や土工量の削減についても、引き続き検討してまいります。さらに運転開始後につきましても、風力発電所の適切な定期メンテナンスを実施し、状況に合わせた排水対策等を講じてまいります。 弊社としましては、これらの策を複合的に講ずることで最大限災害リスクの低減に努めてまいります。 一方、過去に経験の無いような豪雨が発生した場合、風力発電所の存在の有無にかかわらず、何等かの被害が発生するリスクがあるものと認識しておりますが、万が一本事業に起因する被害が発生した場合には、内容に応じて適切に対応してまいります。</p> <p>準備書において選定した主要な眺望点につきましては、垂直視野角が1度以上となる可能性のある範囲において、自治体及び観光協会等のパンフレットあるいはHPIに紹介されている観光ポイントや眺望が良いと思われる地点等を中心に、視認性や対象事業実施区域との位置関係（方角）のバランスを加味して選定しております。なお、近い範囲に同じような理由で複数の眺望点候補が存在する場合には、眺望利用が多い、あるいはより視認性が高い等、より影響が大きいと考えられる地点を環境審査会等の専門家のご意見も反映しながら決定し、フォトモニターを作成して眺望景観の予測・評価を行っております。今後も必要に応じて地点を追加し予測評価を行うとともに、本事業による景観への影響低減に向けて検討してまいります。 また事業実施計画区域の樹木伐採による景観影響につきましては、事業実施計画区域内での伐採及び改変は最小限とすべく引き続き検討し、今ノ山の自然豊かな景観の維持・保全に最大限配慮してまいります。</p> <p>風力発電所の適切なメンテナンスを実施するとともに、事後調査及び環境監視を適切に実施してまいります。事業期間中に住民の皆さまから本事業の環境影響に対してご意見ご要望があった場合には真摯に受け止め、速やかに対応してまいります。 また、万が一環境影響評価の段階で想定し得なかった環境への影響が生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を得て、科学的根拠等を明確にし住民の皆さまへの説明に最善を尽くし、ご理解を得たうえで適切な環境保全措置を講じてまいります。</p>

関係市町(土佐清水市、三原村)及び庁内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
2	三原村		1. 総括的事項について 本事業実施区域である今ノ山は、本村にとって欠かすことのできない重要な水源地であり、水源の涵養・災害防備の機能を有している保安林が存在していること、また、多種多様な動植物が生息・生育している自然豊かな環境となっていることから、適切な環境保全措置を実施し、環境影響を可能な限り回避・低減すること。 事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、地域住民の意見に十分配慮し、理解を得られるよう努めること。	保安林内での開発に当たり森林法をはじめとする関係法令等を遵守し、準備書にて記載した環境保全措置を実施することで、環境への影響を可能な限り回避・低減してまいります。また、今後も近隣住民の皆さまに対する丁寧な説明を心掛け、少しでも本事業に対しご理解を頂けるよう尽力してまいります。
			2. 個別事項について ・大気環境について 施設の稼働に伴う騒音レベルの増加分の予測値は国の指針値を下回っているが、静かな地域であることから近隣の住居へ影響を与える可能性があるため、適切な事後調査を実施すること。また、影響が確認された場合は追加的な環境保全措置を講じること。工事関係車両の主要な走行ルートに沿道には住居が多数存在していることから必要に応じ環境保全措置を検討すること。	施設の稼働に伴う騒音影響については稼働後の適切な事後調査を実施することとし、また工事関係車両の台数を把握することにより環境監視を行うなど環境保全措置を検討してまいります。万が一、本事業による影響が確認された場合は追加的な環境保全措置を含め、速やかに対応してまいります。
			・水環境について 本事業実施区域は本村にとって重要な水源地であり、土砂・濁水による水環境への影響は住民生活に著しい影響を与える可能性があること、また、実施区域に崩壊土砂流出危険地があることから、より安全な雨量想定に基づく予測を行い、環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減を図ること。	周辺地域の生活用水及び農業用水等として利用されている河川の水質について、変更区域は河川から十分に離隔があり、予測結果から影響が及ばないものと考えておりますが、ご意見を踏まえ、影響が生じないよう十分な対策を実施してまいります。 また、林地開発に関する許認可を取得するにあたり、流域流量計算を実施し排水等の計画を策定いたしますが、当該計算に用いる降雨量は西南豪雨災害を含む過去の気象データを踏まえて設定されていると認識しております。したがって、その基準に基づき設計および工事を適切に実施することで、同災害以上の降雨に耐えうるものと考えております。 また、豪雨を想定した設計を適切に実施することに加え、国有林内の開発については、使用面積を必要最小限とすることが求められますので、事業実施計画区域内での伐採面積の低減や土工量の削減についても、引き続き検討してまいります。さらに運転開始後につきましても、風力発電所の適切なメンテナンスを実施し、状況に合わせた排水対策等を講じてまいります。 これに加え、適切な環境保全措置を講ずることで、引き続き環境影響の回避、低減に努めてまいります。
			・切土、盛土その他の土地の造成に関する事項 事業の実施に伴い発生する計画土量が100万m ³ を超える大規模なものとなり、土地の改変及び土砂流出等による環境への影響が懸念される。工法等に関して更なる検討を行い、可能な限り発生する土量の抑制を図ること。 対象事業実施区域外に搬出する残土については、処理方法・場所を明確にし、適切に処理すること。また、残土処理に関して環境への影響が懸念される場合は調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。	林地開発に関する許認可の手続きにおいて関係機関と協議し、発生する土量を可能な限り削減すべく検討してまいります。 また、対象事業実施区域外に搬出する残土については、評価書において処理方法や場所を明示する予定としております。残土処理に関して環境への影響が懸念される場合は、関係法令等に基づきながら適切な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることも検討してまいります。

関係市町(土佐清水市、三原村)及び庁内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解	
3	歴史文化財課	評価準備書2/2 737頁	(イ)重要な鳥類 現地調査で確認され た種のうち、表 10.1.4-52に示すカ ラスバト、ナベツル、ク マタカ、ヤイロチョウ 等13目20科36種が 選定された。	・国の天然記念物「カラスバト」が対象事業区域内で確認されている。飛翔高度からブレード等への接近・ 接触の可能性がある。810頁の影響予測において偶発的な飛来と推測されているが、継続観察し飛来の 有無を確認することで与える影響がないか判断する必要がある。 ・県の天然記念物「ヤイロチョウ」が対象事業区域外で確認されている。ヤイロチョウの生態から対象事業 区域内を採餌場所とし、区域内は繁殖地やその移動経路の中に入っていると想定される。また、樹林の中を 移動するため、施設設置に伴う変化が与える影響は大きいと考える。継続して計画区域の生体観察を行い、 それに応じた最大の環境配慮措置をとることで、ヤイロチョウに与える影響を最小限に抑える必要がある。	カラスバトにつきまして、専門家意見や既往文献等から、周辺では沖の島(宿毛市) や蒲葵島(大月町)で生息が確認されており、これらが採餌等を目的に四国本島に 渡ってきた偶発的な飛来と推察しております。その背景といたしまして、四季調査にお いて確認数が少なかったこと、主要な餌資源のうちのイヌビフについて、一部が山地に 自生するものの、低木の広葉樹でヒノキ植林が優占する対象事業実施区域にはほとん ど存在しないと考えられることから、飛来の可能性は低く、事業実施による影響は小さ いものと考えているものです。
		738頁 3行	○カラスバト(図 10.1.4-17) 現地調査では合計1 回1個体が確認され た。この個体は対象 事業実施区域内を通 過し、飛翔高度はM であった。		ヤイロチョウが全国的にも希少な鳥類種であることは弊社も認識しており、ご指摘の とおり移動経路等が対象事業実施区域と重複している可能性がございます。しかしな がら、本事業における変更区域とその面積は小さく、生息環境として好まれる沢周辺や 急傾斜地の変更もほとんどないことから、変更による移動経路となる樹林の分断は最 小限に留められていると考えております。また、ヤイロチョウはご指摘の通り樹林内を主 に移動することから、その飛翔は風力発電機ブレード回転域に到達しないこと、また風 力発電機の設置間隔から飛翔空間は確保されていることから、衝突の可能性は低く、 風力発電機の設置及び稼働による影響は小さいものと予測しております。 以上のことから、個別の生態調査ではなく、バードストライク調査の充実により、風力 発電機の設置及び稼働に伴う直接的な影響に対する調査を継続的に実施してまい りたいと考えております。
	740頁 17行	○ヤイロチョウ(図 10.1.4-28)			
	843頁	表10.1.4-65(23) 重要な鳥類への影響 予測(ヤイロチョウ)			
	1172頁	表10.4-1(35)調 査、予測及び評価結 果の概要(景観) 【環境保全措置】 ・付帯する送電線に ついては可能な限り 埋設とする。	・景観に対する環境保全措置では、「付帯する送電線については可能な限り埋設」とあるが、近隣の市町に は文化財保護法において選定を受けている「重要文化的景観の選定区域」やその区域内に重要な構成要 素に選定されている河川等がある。これら選定区域内に付帯する送電線設置が計画される際は、法規に則 り関係機関と事前調整を行う必要がある。	ご指摘の通り、近隣の四万十市には四万十川景観計画が制定されており、選定区域 内に付帯する送電線計画については現在同市の担当課と協議を開始しております。	
4	工業振興課		準備書及び要約書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。 ◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課(以下「四経局」)所管) ①特に問題はありません。 ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供す る(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けることになるためご注意ください。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に 該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受ける こととなります。 上記により採石法に該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第 33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡くだ さい。 ②事業実施想定区域には、鉱区設定はないとのこと(事業者から四経局へ確認)でしたが、今後、事業実 施想定区域の変更が生じた場合は、再度、鉱区設定の確認などの手続き等をお願いいたします。	承知いたしました。	

関係市町(土佐清水市、三原村)及び庁内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
5	要約書P41,111 準備書P12-41, 1129-1136 森づくり推進課		<p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、伐採後は「伐採後の森林に係る状況報告書」、伐採後の造林の実施後は「伐採後の造林に係る状況報告書」をそれぞれ提出してください。</p> <p>また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>承知いたしました。</p> <p>担当課にご相談の上で、具体的な各種手続きを進めてまいります。</p>
6	木材増産推進課		<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業等の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。</p>	<p>補助金返還対象となる場合には返還手続き含めご相談したく、補助事業の履歴を確認させていただきます。</p>

関係市町(土佐清水市、三原村)及び庁内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
7	治山林道課 準備書 P153 表3.1-47 P154 図3.1-33 P169 P172 図3.2-5 P215 P216 図3.2-14 P219 表3.2-40 P268 P269 図4.3-6 P1194 P1198 図12.2-6 P1201 図12.2-9 (1) 要約書 P63 表3-3		保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、原則として保安林の指定の解除は行うことができません。やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずる必要があります。また、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。	既に貴課との協議を開始させて頂いておりますが、各種許認可手続きに際しては引き続きのご指導をお願いいたします。
			保安林の指定の解除は、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときに限られており、これらの場合のみ、保安林の指定の解除手続きを行うことが可能です。 保安林の指定の解除要件は、地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等です。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林の指定の解除ではなく、作業許可によることが可能です。 また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為で、その行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員が3メートルを超えるものについて、その他の行為については、土地の面積1ヘクタールを超える場合に森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	
	準備書 P3.2-54(216)	凡例 土砂流出・崩壊防備保安林	左記凡例の記載内容について、保安林種を土砂流出・崩壊防備保安林としているが、土砂流出防備保安林であるため、修正する必要があります。	失礼いたしました。評価書にて修正いたします。
8	漁業管理課 準備書 91～115ページ 173ページ		水産資源保護法に基づき高知県漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。 根拠法令等 ○水産資源保護法第4条第2項第4号 ○高知県漁業調整規則第45条第1項	開発に係る排水につきましても、関係法令等に基づき適切な管理を実施してまいります。
9	用地対策課		1. 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。 (取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。 相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重	承知いたしました。 担当課にご相談の上で、具体的な各種手続きを進めてまいります。

関係市町(土佐清水市、三原村)及び庁内関係機関等の意見に対する事業者の見解

No	ページ等	原文	意見等	事業者の見解
10	道路課 準備書12から	2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 3.2.4 交通の状況	(問題点等) ・道路の損傷や汚損の防止及び発生時の対応 ・幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両の通行 (対応方法・措置すべき内容) ・当該行為にかかる車両の通行に伴う道路の損傷、汚損が発生しないように、十分な予防的な措置を講じること。 また、当該行為により高知県が管理する道路の損傷、汚損が発生した場合には、管轄する土木事務所に速やかに協議するとともに、その指示のもと速やかに対処し、行為者の費用負担により道路を常に良好な状態に保つこと ・車両の幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両については、必ず特殊車両通行の許可を得ること。 (根拠法令等) 道路法第22条(工事原因者に対する工事施行命令等) 道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事) 道路法第43条(道路に関する禁止行為) 道路法第43条の2(車両の積載物の落下の予防等の措置) 道路法第47条(通行車両の制限)	当該行為に係る車両の通行に伴う道路の損傷、汚損が発生しないように、十分な予防的な措置を講じます。 また、当該行為により高知県が管理する道路の損傷、汚損が発生した場合には、管轄する土木事務所に速やかに事態報告をする共に適切な対応をいたします。 車両の幅、長さ、高さ、重さ等の制限値を超える車両については、必ず特殊車両通行の許可を取得いたします。
11	都市計画課		風力発電機及び風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、開発許可を要しません。 風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当まで確認下さい。 また、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、対象箇所が規制区域になった場合、風力発電の設置を目的とした盛土や切土、一時堆積も規制対象となりますので、ご確認をお願いします。	風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県都市計画課開発指導担当まで確認いたします。 また、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、対象箇所が規制区域になった場合につきまして、規制内容および必要な対応を確認いたします。
12	港湾・海岸課 要約書及び準備書(1/2) 2.2-37(42)	5.(1)本文一行目 風力発電機の輸送ルートは……、あしずり港(高知県)から対象事業実施区域に至る範囲は既存道路を使用し、……。	港湾を利用する際には、管轄の土木事務所(あしずり港なら幡多土木事務所)と調整してください。	港湾を利用する際には、管轄の土木事務所と調整をいたします。
13	自然共生課 全般	種子の配合等の具体的な緑化計画について	種子吹付けに用いられる配合種子には外来種も含まれている場合があるが、これにより対象地周辺の生態系にも影響を及ぼす可能性がある。配合種子の検討にあたっては、専門家の意見を聞き十分な配慮を行うこと。また、種子吹付け後の生育状況を確認し、その影響の程度を検証し、必要に応じて改善措置ができるようにすること。	種子配合の検討にあたっては、外来種の使用による在来種との遺伝的な混在が行われないよう、関係機関と協議のうえ、専門家の意見も踏まえながら、使用する種について適切に検討を行ってまいります。 また、種子吹付け後の生育状況を確認し、その影響の程度を検証し、必要に応じて改善措置を実施いたします。
	(準備書) 3.1-84(144)、 3.1-50(110)他	(高知県希少野生動物保護条例第7条第1項の規定による県指定希少野生動物であることの記載)	令和3年2月2日告示第86号により以下の4種を追加して指定しているため、県指定種の記載を検討ください。 (1)ニホンアカガエル (2)マルバテイショウソウ (3)カミガモソウ (4)ハシナガヤマサギソウ 【参考】平成19年10月2日告示第646号指定 (1)ツキノワグマ、(2)ヒナシドジョウ、(3)イドミズハゼ、(4)トビハゼ、(5)トサシマドジョウ、(6)シオマネキ、(7)ヒラコベソマイマイ、(8)ダイサギソウ、(9)デンジソウ、(10)マイヅルテンナンショウ、(11)ヤブレガサモドキ	ご指定の種について確認を行い、評価書に追記いたします。

※鳥獣対策課、農業基盤課、環境農業推進課、環境計画推進課、環境対策課、水産業振興課、河川課、防災砂防課については、特に意見はありませんでした。

【資料5】補足資料 山地災害危険地区

山地災害危険地区(国有林) 四国森林管理局HPから

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/tisan/kikenntiku_menu01.html

山地災害危険地区(民有林) 高知県治山林道課HPから

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/kikentiku.html>

※土佐清水市及び三原村の該当区域については上記URLから参照ください。

4 高自共第 287 号

高知県環境影響評価技術審査会

高知県環境影響評価条例（平成 11 年高知県条例第 5 号）第 43 条第 4 項の規定により、（仮称）今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を求めます。

令和 4 年 7 月 6 日

高知県知事 濱田 省司



◎環境アセスメント根拠法令

・環境影響評価法（抜粋）

（準備書の作成）

第 14 条 事業者は、第 12 条第 1 項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- （1）第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- （2）第 8 条第 1 項の規定による意見の概要
- （3）第 10 条第 1 項の規定による知事の意見
- （4）前 2 号の意見についての事業者の見解
- （5）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （6）環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- （7）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

2 第 5 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付）

第 15 条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第 16 条 知事は、前条の規定により準備書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から準備書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 17 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項に規定する地域」とあるのは「第 15 条に規定する関係地域」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項において読み替えて準用する前 3 項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 16 条第 1 項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間が満了する日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第 19 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第 20 条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の場合において、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、第 1 項の場合において、準備書について高知県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 1 項の場合において、第 2 項の規定による関係市町村長の意見及び前項の規定による高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに次条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

・環境影響評価法施行令（抜粋）

（準備書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第 12 条 法第 20 条第 1 項の政令で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

・電気事業法（抜粋）

（準備書の作成）

第 46 条の 10 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第 46 条の 8 第 1 項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

（準備書についての意見の概要等の届出）

第 46 条の 12 特定事業者は、環境影響評価法第 19 条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

第 46 条の 13 環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見並びに同条第 4 項の政令で定める市の長及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者にとって経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

（準備書についての勧告）

第 46 条の 14 経済産業大臣は、第 46 条の 11 の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見又は同条第 4 項の政令で定める市の長の意見及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勧告するとともに、第 46 条の 12 の規定による届出に係る同法第 18 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第 46 条の 11 の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かななければならない。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第 20 条第 1 項の書面又は同条第 4 項の書面及び同条第 5 項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

第 46 条の 9 特定事業者は、前条第 1 項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第 11 条第 1 項の規定による検討において、同項の規定により同法第 10 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の意見を勧告するとともに同法第 8 条第 1 項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（法対象事業等に係る手続）【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法対象事業等に係る手続)【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例施行規則(抜粋)

第8章 高知県環境影響評価技術審査会

追加[平成11年規則90号]

(審査会)

第69条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◎高知県環境影響評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議(以下「会議」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会義の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則 この要領は、平成11年7月27日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針（高知県）

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対し審議状況を明らかにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき知事の下に設置された附属機関
- (2) 要綱等により知事の下に設置された機関で(1)の附属機関に準ずるもの

ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 会議の公開・非公開の決定

審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。この場合、当該審議会等は、一定数の傍聴席の設置及び傍聴者への会議資料の提供について十分配慮すること。

また、審議会等は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めること。

- (2) 審議会等は、報道機関の取材活動について十分配慮すること。

(3) 審議会等は、会議の終了後、公開した会議の会議資料、委員氏名、会議録及び答申、提言等をインターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するとともに、県民室で供覧するよう努めること。

なお、会議を非公開とした場合であっても、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する非開示情報を除いた会議要旨は、県ホームページに掲載すること。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議の開催に当たっては、原則として当該会議の開催日の2週間前までに、次の事項を掲載したうえ、本庁舎と主要な出先機関に掲示するとともに、報道機関へ提供する等の方法により行うこと。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

7 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成21年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。